

平成 30 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

特許庁の審判等における営業秘密の
保護に関する
調査研究報告書

平成 3 1 年 2 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

要 約

背景

平成 30 年度特許法改正により、特許庁における判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合に、その書類の閲覧を制限できるようになった。また、営業秘密の重要性が増し、それに対する社会的認知が高まる中、審判手続において提出した書類に対する営業秘密の申出がなされるケースが増えると思込まれるため、提出した書類中の営業秘密を保護しつつ、適切に審理を進めるための運用をより一層的確に確立する必要がある。

目的

審判手続等において営業秘密の申出がなされた際の特許庁の的確な運用について検討するために必要となる基礎資料を作成することを目的とする。



公開情報調査

日本については、裁判所に提出する書類に営業秘密が記載されている場合に営業秘密を保護するための手続等を、海外の 6 か国及び 2 機関については、裁判所の民事訴訟における営業秘密の保護に関する制度等を調査及び分析した。

また、日本の民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係を調査及び分析した。

国内アンケート調査

国内の民間企業及び代理人（弁護士・弁理士）を対象として、審判等の手続における営業秘密の保護に関する手続の認知度、利用意向、要望等について調査を実施した。

【回答数／送付数】

422 件／900 件（回収率 46.9%）

国内ヒアリング調査

公開情報調査及び国内アンケート調査の深掘りを目的として、裁判官経験者 5 者、書記官 1 者、営業秘密の保護について知見を有する弁護士又は弁理士 5 者、及びアンケート調査対象者 10 者にヒアリング調査を実施した。



まとめと提言

当事者及び代理人より、当事者間の営業秘密保護を望む声もあるものの、現状の制度・運用全体について大きな変更を望む声はないようである。また、全体的には運用等を明確にして、周知することを望む声が大きかった。したがって、営業秘密の申立手続に係る現行の運用をガイドライン等で明確にして周知を図り、予測可能性を高め、適切な運用がなされることが期待される。

また、特許庁の審判等において営業秘密が記載された旨の申出があった場合についても、訴訟記録の閲覧等の制限の申立てがあった場合と同様に、営業秘密が記載された旨の申出があった時点で閲覧等の制限の対象として認められるかどうかを決定することも、今後の検討に値するのではないか、と考える。

I. 序

1. 本調査研究の背景と目的

平成29年度産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて¹」において、「特許発明の技術的範囲につき特許庁に見解を求めることができる判定制度（特許法第71条）については、営業秘密が記載された書類であっても、閲覧等は制限されていない。このため、企業にとっては、現行の判定制度を十分に活用しにくい状況が生じている。判定制度は、知財紛争に対応するだけの経営資源やノウハウに乏しい中小企業が簡易・迅速・低廉に知財紛争を処理することができる制度であり、判定制度の利便性を向上させる観点から、判定に関する書類に営業秘密が記載されている場合には、当事者の申出により、当該の書類の閲覧等を制限すべきである。」とされた。これを受け、平成30年5月30日に法律第33号として公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律²」に、特許庁における判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合に、その書類の閲覧を制限できるようにする措置事項が含まれている。

また、営業秘密の重要性が増し、それに対する社会的認知が高まる中、審判手続において提出した書類に対する営業秘密の申出がなされるケースが増えると見込まれるため、提出した書類中の営業秘密を保護しつつ、適切に審理を進めるための運用をより一層的確に確立する必要がある。

そこで本調査研究では、上述の背景を踏まえ、審判手続等において営業秘密の申出がなされた際の特許庁の的確な運用について検討するために必要となる基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査研究内容及び実施方法

(1) 公開情報調査

日本については、裁判所に提出する書類に営業秘密が記載されている場合に営業秘密を保護するための訴訟当事者の手続及び裁判所の当該書類等の取扱いに関し、民事訴訟法及

¹ 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」13頁（2018年）

https://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/toushintou/pdf/180215_tokkyo_houkoku/180215_tokkyo_houkoku.pdf

【最終アクセス日：2019年2月17日】

² 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/fuseikyousou_h300530/04.pdf

【最終アクセス日：2019年2月17日】

び産業財産権法に定められる制度及び運用の調査・分析を行った。

また、海外については、米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国の6か国並びに欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁の2機関を対象とし、特に米国、ドイツを中心に調査を行い、書類等の閲覧とその制限の運用等を調査及び分析した。

あわせて、日本における民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の利用動向の関係を調査及び分析した。

(2) 国内アンケート調査

国内の民間企業及び代理人（弁護士・弁理士）等900者を対象として、特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する手続の認知度、利用意向、要望等について調査し、分析した。

(3) 国内ヒアリング調査

(i) 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者への調査

裁判官経験者5者及び知的財産高等裁判所の書記官1者の計6者に、民事訴訟手続における日本及び海外の制度・運用等について、公開情報調査結果を補完し、深掘りすることを目的として、ヒアリング調査を行った。

(ii) 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について知見を有する弁護士又は弁理士への調査

弁護士・弁理士5者に、民事訴訟手続における日本及び海外の制度・運用等、並びに審判等における営業秘密の保護に関する認知度、審判等の利用意向、要望について、公開情報調査結果を補完し、深掘りすることを目的として、ヒアリング調査を行った。

(iii) 国内アンケート調査対象者への調査

国内アンケート調査の対象者より10者を抽出し、公開情報調査結果を補完・深掘りするとともに、国内アンケート調査の結果を深掘りすることを目的として、審判等における営業秘密の保護に関する認知度、審判等の利用意向、要望等について、ヒアリング調査を行った。

II. 調査結果

1. 裁判所の民事訴訟における営業秘密の保護の運用等

(1) 日本の民事訴訟における営業秘密の保護に関する運用

(i) 訴訟当事者ではない第三者から営業秘密を保護する方法

日本国憲法は裁判公開の原則を定めており、民事訴訟法は、裁判の公開の趣旨をより徹底するために、何人も、訴訟記録の閲覧を請求することができることを定めている。この訴訟記録の公開の規定の例外として、当該記録に営業秘密が含まれる場合に閲覧等の請求をできる者を当事者に限定する閲覧制限が設けられている。

特許法は、特許権等の侵害に係る訴訟において、営業秘密を含む準備書面や証拠について、当該訴訟の追行の目的以外の目的への使用や訴訟関係人以外の者への開示を禁ずる秘密保持命令を定めている。

さらに特許法は、特許権又は専用実施権の損害に係る訴訟において、当事者の保有する営業秘密に該当するものについて尋問を受ける場合に、当該事項の尋問の公開を停止する要件及び手続を定めている。

(ii) 相手方当事者から営業秘密を保護する方法

民事訴訟法は、証言により技術又は職業の秘密が公開されて、当該技術の社会的価値が下落し、職業の維持追行が不可能又は著しく困難になることを防ぐために証言拒絶権を定めている。

民事訴訟法は、一般義務である文書提出義務の例外として、証言拒絶権の要件である技術又は職業の秘密に関する事項が記載されている文書が規定されている。特許法は、民事訴訟法の特則として、特許権侵害訴訟における書類の提出義務の要件を規定している。

民事訴訟法は、文書提出命令の申立てに係る文書が、文書提出義務の例外に該当するかを判断する場合に、裁判所だけが当該文書の内容を確認することを可能としている。特許法では、書類の提出を拒む「正当な理由」があるか否かの判断について、裁判所のみが書類を見ることにより行うインカメラ手続を規定した。さらに、裁判所の裁量で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し当該書類を開示することができることとした。

前記のとおり、特許法は文書提出義務を負うべき文書として、「侵害行為について立証するための必要な書類」を規定しており侵害行為について立証するための証拠としては検証物の提示などが考えられるため、検証物の提示義務についても準用されている。

特許法には、民事訴訟規則の積極否認の考え方を一步進めた具体的態様の明示義務があるが、例外として明らかにすることができない相当な理由があるときが定められている。

(2) 海外の裁判所及び特許庁における書類の閲覧及びその制限

調査対象国・機関においては、いずれも民事訴訟は公開することが原則とされ、また特許等の審査についても公開が原則とされているが、訴訟や審理の記録についての閲覧制限の範囲は各国・機関で異なっている。原則として当事者にはすべての訴訟記録や特許庁の申請書類が公開されるが、第三者に対しては判決文のみの閲覧を認める場合、訴訟記録や特許庁の申請書類について条件付きで閲覧を認めている場合もある。

(i) 米国

米国においては、米国特許規則に出願ファイルの公開及び謄本の提供についての規定がある。また、同規則は、当事者レビュー、付与後レビュー等に対して定められた包括ルールにおいて、申請の記録の公開とその制限、開示及び秘密保護命令等についての規定がある。当該秘密保護命令の一例として営業秘密の保護が示されている。

米国民事訴訟規則においては、訴訟の当事者が当事者や第三者の有する情報を入手する申請として開示が規定されている。また、開示に対する秘密保護命令として上記特許規則と同様の規定がある。

(ii) ドイツ

ドイツにおいては、裁判所構成法、特許法及び民事訴訟法に関連規定がある。

裁判所構成法には、裁判の公開原則とその制限についての定めがある。そして、営業上の秘密が問題となる場合に、審理を非公開とすることが認められている。

ドイツ特許法は、特許庁と連邦特許裁判所における記録の閲覧について定めている。特許庁は審査申請及び異議申立てを扱い、連邦特許裁判所では日本の拒絶査定不服審判に対応する拒絶査定や異議申立て等に対する抗告と、無効審判に相当する無効訴訟を扱う。特許庁での記録の閲覧は、正当な利害関係が証明された範囲においては何人に対しても許可される。連邦特許裁判所での記録の閲覧は、抗告については正当な利害関係が証明された範囲においては何人に対しても許可されるが、無効訴訟については特許権者が保護に値する利害関係を証明する範囲においては第三者に対して閲覧は許可されない。

ドイツ民事訴訟法は、裁判所は法的利益が疎明される場合に限り、当事者の同意を得ずに記録の閲覧を許すことが可能であると定めている。なお、ドイツ特許法及びドイツ民事

訴訟法においては、記録の閲覧を制限する具体的な理由として、営業秘密の保護についての言及はない。

(iii) 英国

英国特許法においては、書類の閲覧の要件が定められるとともに閲覧の制限の要件として当該書類が秘密書類として取り扱われている場合が規定されている。

英国民事訴訟規則においては、原則として第三者が書類の写しを入手するには裁判所の許可が必要であることや、裁判所は当事者等からの申請により第三者への判決や書類等の提供を制限できること、開示された書類の使用を制限又は禁止する命令を出すことができることも規定されている。

(iv) フランス

フランスにおいては、特許規則に事業の秘密を含む書類は公衆に開示されてはならないとの規定がある。なお、フランス特許庁では無効審判や異議申立ての手続がなく、特許無効などの判断は裁判所で行われる点で他国とは事情が異なる。

フランス民事訴訟法では、記録の閲覧に関して、争訟事件では、原則として、当事者とその代理人に対してのみ、記録の閲覧、謄写が認められているようである。

(v) 中国

中国において、中国特許法、中国特許規則には、書類の閲覧や制限についての規定はないが、特許審査基準に、審査上の必要に応じて当事者に提供を要求した書類は、原則的に閲覧、複製してよいと規定されている。また、その例外として閲覧等により営業秘密に係るおそれのある場合が規定されている。

中国民事訴訟法には、民事事件を審理する場合には公開裁判を行うことが規定されている。また、当事者は当該事件に関する資料を閲覧することができ、当該事件に関する資料及び法律文書を複製することができること等が規定されるとともに、当該事件に関する資料を閲覧及び複製する範囲と規則は、最高人民法院が定めるとしている。また、公衆は法的効力が生じた判決書、裁定書を閲覧できると規定されているが、国家機密、営業秘密等に関する内容はこの限りでないとしている。

(vi) 韓国

韓国において、韓国憲法と法院組織法は、裁判の審理と判決の公開を規定している。

韓国特許法は、「特許原簿及び書類の閲覧又は複写が必要な者は、特許庁長又は特許審判院長に書類の閲覧等の許可を申請することができる。」と定めるとともに、「秘密に維持する必要があると認める場合には、その書類の閲覧又はコピーを許可しないことができる。」としている。

韓国民事訴訟法では、「当事者や利害関係を疎明した第三者」に該当するか、「権利救済・学術研究や公益的な目的」であれば、訴訟記録の閲覧を申請することができるとしている。さらに、申請された記録が「当事者の私生活に関する重大な秘密」や「当事者が持つ営業秘密」に該当する場合には、裁判所は当事者の申請に基づいて訴訟記録中の秘密が書かれている部分の閲覧を当事者に限定できるとしている。

(vii) 欧州特許庁

欧州特許付与に関する条約には、書類の閲覧に関し、欧州特許出願の公開後は、欧州特許出願及びその欧州特許に関するファイルは施行規則に定める制限に従って閲覧できることが規定されている。

また、欧州特許付与に関する条約の施行規則には、ファイルの一部であって、閲覧から除外されるものが規定されているが、営業秘密には言及していない。

(viii) 欧州連合知的財産庁

欧州連合欧州議会及び理事会の規則では、商標及び意匠のファイルについて、当該ファイルの閲覧申請がされる前に、当事者がその秘密保持についての特別の利害を示したものは閲覧が制限されると定めている。但し、閲覧を求める当事者の優越する合法的権益によって正当化される場合は除かれる。

2. 民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係

(1) 民事訴訟における営業秘密の保護と企業の訴訟の利用動向の関係

秘密保持命令については、東京地方裁判所における平成17年から平成27年の秘密保持命令の申立てがなされた事件37件のうち、21件に対して秘密保持命令が発令されている。

また、平成 17 年から平成 24 年末までの大阪地方裁判所での秘密保持の発令件数は 1 件、知的財産高等裁判所では申立て及び発令の事例はない。

(2) 特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と審判等の利用動向の関係

営業秘密が記載された旨の申出があった審判事件について、調査・分析を行った。

営業秘密が記載された旨の申出がなされた件数について、2003 年度から 2017 年度を 5 年度ごとにまとめたところ、特許・実用新案・意匠及び商標のいずれにおいても営業秘密の申出の件数は増加傾向にあることが分かった。

3. 審判等における営業秘密の保護手続の認知度

国内アンケート調査によれば、特許庁の審判等の手続において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合の営業秘密に対する措置について、69.9%の者が知っている、と回答しており、当該措置があることについて広く認識されていることがうかがえる。また当該措置について知っているとは回答したうちの95.2%の者が、審判等手続における書類の閲覧制限について知っているとは回答しており、書類の閲覧制限の手続があることも同様に広く認識されていることが分かった。

4. 審判等における営業秘密の保護手続と審判等の利用意向の関係

(1) 国内アンケート調査による把握

審判等における営業秘密の保護手続が審判等の利用へ与える影響の大きさについては、経験のある者もない者もほぼ同様の傾向であり、全体の約 10%が大きく影響する、約 57%が多少影響するとの回答であった。

一方で、審判等における営業秘密の保護手続の今後の利用意向については、わからないとの回答が半数以上を占めるものの、経験のある者は 38.7%が利用したいと回答し、経験のない者の 31.4%よりも利用を望む者の割合が 8.3%高いことが分かった。

(2) 国内ヒアリング調査による把握

国内ヒアリング調査では、審判等における営業秘密の保護の手続について、利用できる場面が限られると考えられることもあり、今後、急激に増えることはないのではないか、との意見が多かった。

また、利用件数よりも、営業秘密の保護が必要となった時に、保護の手続を備えていることが大切である、との意見もあった。

5. 審判等における営業秘密の保護手続に関する具体的な要望

(1) 国内アンケート調査結果での要望

営業秘密が記載された書類の提出者としての上位三位の要望は、手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい、手続がどのような形で判断されるのかを示してほしい、具体的な手続方法を周知してほしい、であり、営業秘密が記載された書類の提出者の立場からは、営業秘密の保護手続の運用の明確化や手続の周知が望まれていることが分かった。

営業秘密が記載された書類の提出者の相手方としての上位三位の要望は、手続がどのような形で判断されるのかを示してほしい、閲覧制限されている場合の対応を示してほしい、手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい、であり、営業秘密の保護手続の運用の明確化や手続の周知とともに閲覧制限されている場合の対応明示が望まれていることが分かった。

書類の閲覧者としての上位三位の要望は、閲覧制限されている場合の対応を示してほしい、手続を行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしい、手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい、であり、閲覧者の立場からは、閲覧制限されている場合の対応や閲覧可能な者について周知することが望まれていることが分かった。

各立場において、経験のある者の20%前後及び経験のない者の約13%は、特に要望はないとの回答であった。

(2) 国内アンケート調査対象者に対する国内ヒアリング調査での要望

- ・従来の制度・運用全体について大きな変更を望む声はなかった。
- ・当事者間の秘密保護については懸念している旨の意見がある一方、当事者間の秘密保護も含めて、特別な変更は必要ないとの意見もあった。
- ・営業秘密保護の措置があることについての周知は充分であるが、現在の制度・運用については、特許庁のホームページや研修などにより周知してほしい、との声もあった。
- ・企業からは、具体的な手続は、代理人に依頼したいので、具体的な手続について代理人へ周知してほしいとの意見が出された。

Ⅲ. まとめと提言

1. 国内外の営業秘密保護の制度・運用について

公開情報調査の結果によれば、原則として各調査対象国・機関とも民事訴訟においては日本と同様裁判の公開原則を有しているが、その例外として営業秘密等の秘密の保護の手續が構築されている国や機関もある。一方、特許庁の手續においては、出願が公開された後は原則として第三者に対しても書類の閲覧が可能となるが、当事者からの申立て等により、閲覧の制限を可能とする規定を有している国や機関もある。

いずれの場合においても、特に書類の閲覧とその制限に関しては、基礎となる法制度が異なることもあり、閲覧制限の範囲は各国・機関で違いが生じていることがうかがえる。

なお、日本の民事訴訟においては、閲覧等の制限の申立てがあった場合、その時点で決定による裁判をすることにより、閲覧制限されている。

2. 民事訴訟及び特許庁の審判等の手續における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係の分析について

特許庁の審判等の営業秘密の保護については、利用件数は増加傾向にあることを確認した。また、審判の代理人については、弁理士が代理人である審判（代理人が弁理士のみと弁護士・弁理士である場合）がいずれの場合も70%以上と高く、当事者である権利者（多くの場合は国内企業）が、弁理士に手續を依頼している場合が多いことがうかがえる。

3. 営業秘密の保護手續の認知度について

特許庁の審判等の手續において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合の営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限があることについて知っているとは回答した者は全体の66.5%であり、比較的広く認識されていると考える。

一方で、書類の閲覧制限があることについて知っている者のうち、書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを知っているとは回答した者は、50.4%にとどまる。さらに、書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを知っているとは回答した者のうち、無効審判、商標登録取消審判、判定に関して、対象となることを知っているとは回答した者は、無効審判については98.6%、商標登録取消審判については88.1%といずれも高かったが、判定については67.2%であり、判定に関する書類が閲覧制限の対象となることを知らない者が一定数存在することが分かった。

4. 営業秘密の保護手続の利用意向について

審判等における営業秘密の保護手続の今後の利用意向については、審判等に営業秘密が関係した経験のある者もない者のいずれもわからないとの回答が半数以上を占める。一方で、営業秘密の保護手続について利用したいと回答した者は、経験のある者が 38.7%であり、経験のない者の 31.4%よりも 8.3%高いことが分かった。

5. 営業秘密の保護手続に関する具体的な要望について

国内アンケート調査において、営業秘密が記載された書類の提出者、相手方、閲覧者の立場からの要望を取りまとめたところ、いずれの立場においても、営業秘密保護の運用の周知が望まれていることがうかがえる結果となった。

また、国内アンケート調査においては、事例等の紹介や運用の明確化、説明会などでの具体的な説明の実施や周知（特に代理人）などの制度・運用の周知に関することや、当事者間の営業秘密の保護制度の検討、インカメラ手続の活用、裁判と同等の営業秘密の保護制度の導入など営業秘密の保護の強化にかかる要望もあった。

6. 国内ヒアリング調査における要望について

国内ヒアリング調査において、営業秘密の保護手続の周知については、必要・不要双方の意見があった。ただし、周知不要との回答においては、代理人への周知をしてほしい、とのことであった。一方、営業秘密の保護手続についての情報は、周知という形はなく必要な時に情報を入手したいとの声もあった。

また、今後の審判等での営業秘密保護の運用については、現在の運用等の変更、例えば営業秘密の申出があった時点で閲覧等の制限の対象として認められるかを決定することや秘密保持命令の導入等の要望の声もあった一方で、運用等の変更は不要との声もあった。

7. 審判手続等における営業秘密の保護のよりの確な運用を検討するにあたって考慮すべき課題について

上記 3. から 6. を踏まえると、審判等における営業秘密の保護手続をよりの確に運用するための課題として、以下のものがあると考えられる。

- ・ 審判等における営業秘密の保護手続の運用を明確化するとともに、代理人を含むユーザーに対して判定に関する書類が閲覧制限の対象となることや営業秘密保護手続の運用について周知することが求められている。

- ・ 審判等でも、裁判所における閲覧等制限の手続と同様に、営業秘密が記載された旨の申出があった時点で閲覧等の制限の対象として認められるかどうかの決定を行うことを望む声もある。

8. 提言

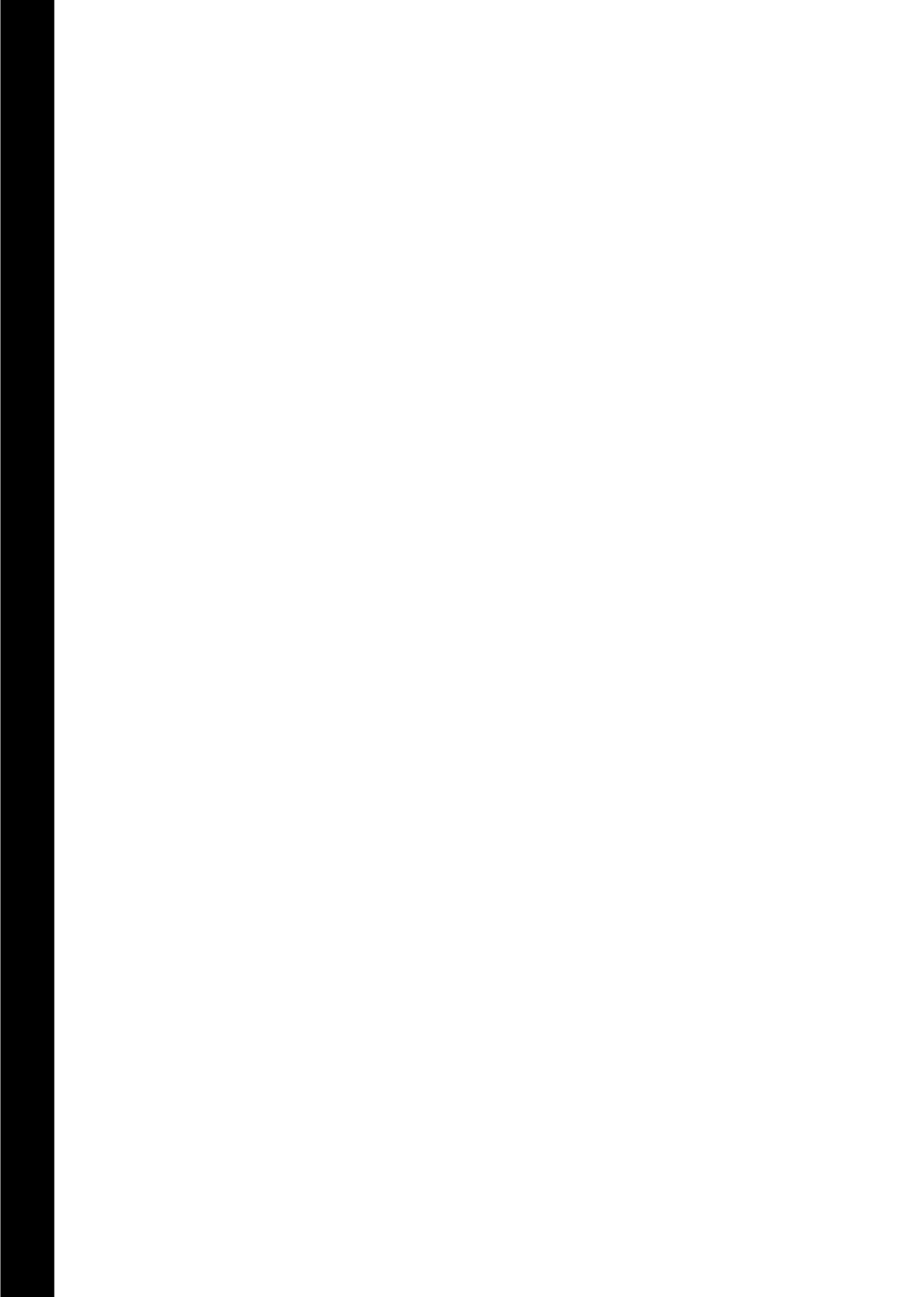
当事者及び代理人より、当事者間の営業秘密保護やその検討を望む声もあるものの、現状の制度・運用による審判等の利用への影響は小さく、制度・運用全体について大きな変更を望む声はないようである。

全体的には、特許法等のみでは明確になっていない運用等を明確にして、周知することを望む声が大きかった。したがって、審判手続等において営業秘密の申出がなされた際の特許庁の的確な運用について検討するにあたり、まず現行の運用をガイドライン等で明確にして、特許庁のホームページや研修などにより周知を図ることが望まれていると考える。

このように運用を明確にした上で、周知を図ることは、審判等における営業秘密保護の手続についての予測可能性を高め、ひいては審判等の手続における営業秘密の保護の必要性がさらに高まった際にも、適切な運用がなされることが期待される。

また、特許権侵害訴訟等において提出された書類（訴訟書類）に対して閲覧等の制限の申立てがあった場合、裁判所は、閲覧等の制限の対象として認められるかの判断に関し、その時点で営業秘密等が記載された部分の閲覧等を当事者に限るかどうかを決定し、当事者に通知している。特許庁の無効審判、商標登録取消審判や判定において営業秘密が記載された旨の申出があった場合についても、訴訟記録の閲覧等の制限の申立てがあった場合と同様に、営業秘密が記載された旨の申出があった時点で閲覧等の制限の対象として認められるかどうかを決定することも、今後の検討に値するのではないかと考える。





はじめに

平成30年5月30日に法律第33号として公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律」に、特許庁における判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合に、その書類の閲覧を制限できるようにする措置事項が含まれている。

また、営業秘密の重要性が増し、それに対する社会的認知が高まる中、審判手続において提出した書類に対する営業秘密の申出がなされるケースが増えると見込まれるため、提出した書類中の営業秘密を保護しつつ、適切に審理を進めるための運用をより一層的確に確立する必要がある。

本調査研究は、このような背景を踏まえて、特許庁の審判手続等において営業秘密の申出がなされた際の特許庁の的確な運用について検討するために必要となる基礎資料を作成することを目的としたものである。

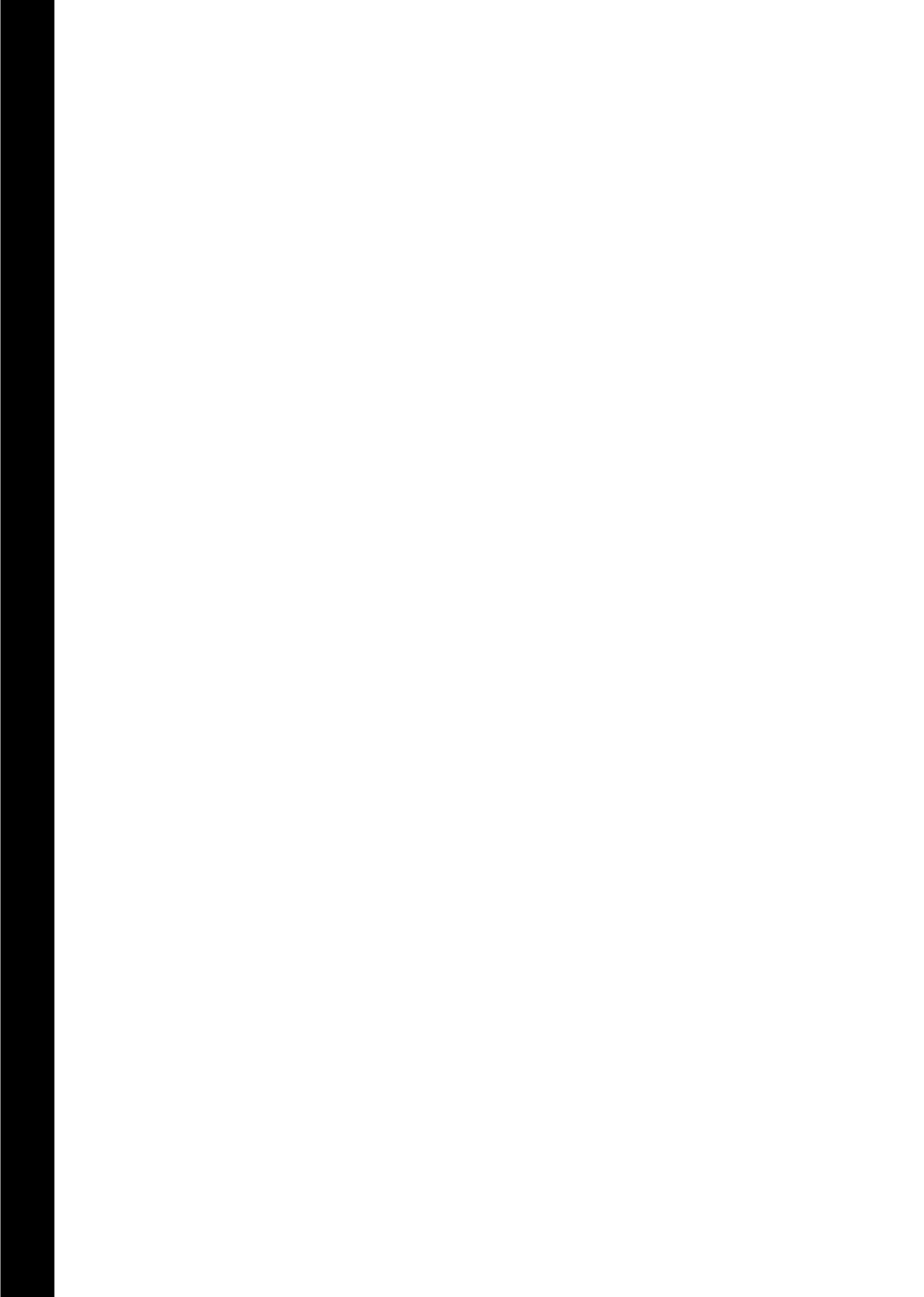
本調査研究によって得られた、裁判所の民事訴訟や特許庁の審判等における営業秘密の保護に関する制度・運用及び営業秘密の保護手続に対する認知度や利用意向・要望等が、今後の特許庁の審判等における営業秘密の保護に関する制度・運用等の検討のための資料となれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行に当たり、国内アンケート調査、国内ヒアリング調査にご協力いただいた裁判官経験者、書記官、弁護士、弁理士、国内民間企業等の関係各位に対して、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

平成31年2月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所





目 次

要約

はじめに

I. 序	1
1. 本調査研究の背景と目的	1
2. 調査研究内容及び実施方法	1
(1) 公開情報調査	1
(2) 国内アンケート調査	2
(3) 国内ヒアリング調査	2
(i) 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者への調査	3
(ii) 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について 知見を有する弁護士又は弁理士への調査	3
(iii) 国内アンケート調査対象者への調査	3
II. 調査結果	4
1. 調査実施方法	4
(1) 公開情報調査	4
(2) 国内アンケート調査	4
(3) 国内ヒアリング調査	4
(i) 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者への調査	5
(ii) 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について 知見を有する弁護士又は弁理士への調査	5
(iii) 国内アンケート調査対象者への調査	6
2. 公開情報調査	7
(1) 日本の民事訴訟において、営業秘密を保護するための手続の制度及び運用	7
(i) 訴訟当事者ではない第三者から営業秘密を保護する方法	7
(ii) 相手方当事者から営業秘密を保護する方法	11
(2) 海外の書類等の閲覧及びその制限に関する制度	16
(i) 米国	16

(ii) ドイツ	19
(iii) 英国	22
(iv) フランス	24
(v) 中国	25
(vi) 韓国	27
(vii) 欧州特許庁	29
(viii) 欧州連合知的財産庁	30
(3) 民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係の分析	31
(i) 民事訴訟における営業秘密の保護と企業の訴訟等の利用動向の関係	31
(ii) 審判等の手続における営業秘密の保護の利用動向	32
3. 国内アンケート調査	39
(1) 国内アンケート調査の目的	39
(2) 国内アンケート調査の手法	39
(i) 国内アンケート調査対象者	39
(ii) 国内アンケート調査の実施方法	40
(3) 国内アンケート調査の結果	41
(i) 回答状況と回答者の内訳	41
(ii) 営業秘密の保護手続の認知度について	41
(iii) 営業秘密の保護手続の利用意向について	56
(iv) 営業秘密の保護手続に関する具体的な要望について	60
(4) 国内アンケート調査結果のまとめ	67
(i) 営業秘密の保護手続の認知度について	67
(ii) 営業秘密の保護手続の利用意向について	67
(iii) 営業秘密の保護手続に関する具体的な要望について	68
4. 国内ヒアリング調査	71
(1) 国内ヒアリング調査の目的	71
(2) 国内ヒアリング調査の手法	71
(i) 国内ヒアリング調査対象者	71
(ii) 国内ヒアリング調査の実施方法	71
(iii) 国内ヒアリング調査項目	72
(3) 国内ヒアリング調査の結果	73
(i) 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者への調査	73

(ii) 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について 知見を有する弁護士又は弁理士への調査	78
(iii) 国内アンケート調査対象者への調査	80
(4) 国内ヒアリング調査結果のまとめ	84
(i) 民事訴訟における営業秘密の保護の運用について	84
(ii) 審判手続等における営業秘密の保護について	85
(iii) 特許庁の審判手続等における営業秘密の保護と企業の審判等の利用意向の関係 について	86
(iv) 海外における書類の閲覧及びその制限に関する運用について	86
(v) 審判での営業秘密保護の運用の周知	86
(vi) 今後の審判での営業秘密保護についての要望	87
(vii) 裁判所の民事訴訟と特許庁の審判との比較	87
(viii) その他	87
III. まとめと提言	88
1. 国内外の営業秘密保護の制度・運用について	88
2. 民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判 等の利用動向の関係の分析について	88
3. 営業秘密の保護手続の認知度について	88
4. 営業秘密の保護手続の利用意向について	89
5. 営業秘密の保護手続に関する具体的な要望について	89
6. 国内ヒアリング調査における要望について	89
7. 審判手続等における営業秘密の保護のよりの確な運用を検討するにあたって考慮す べき課題について	89
8. 提言	90

資料編

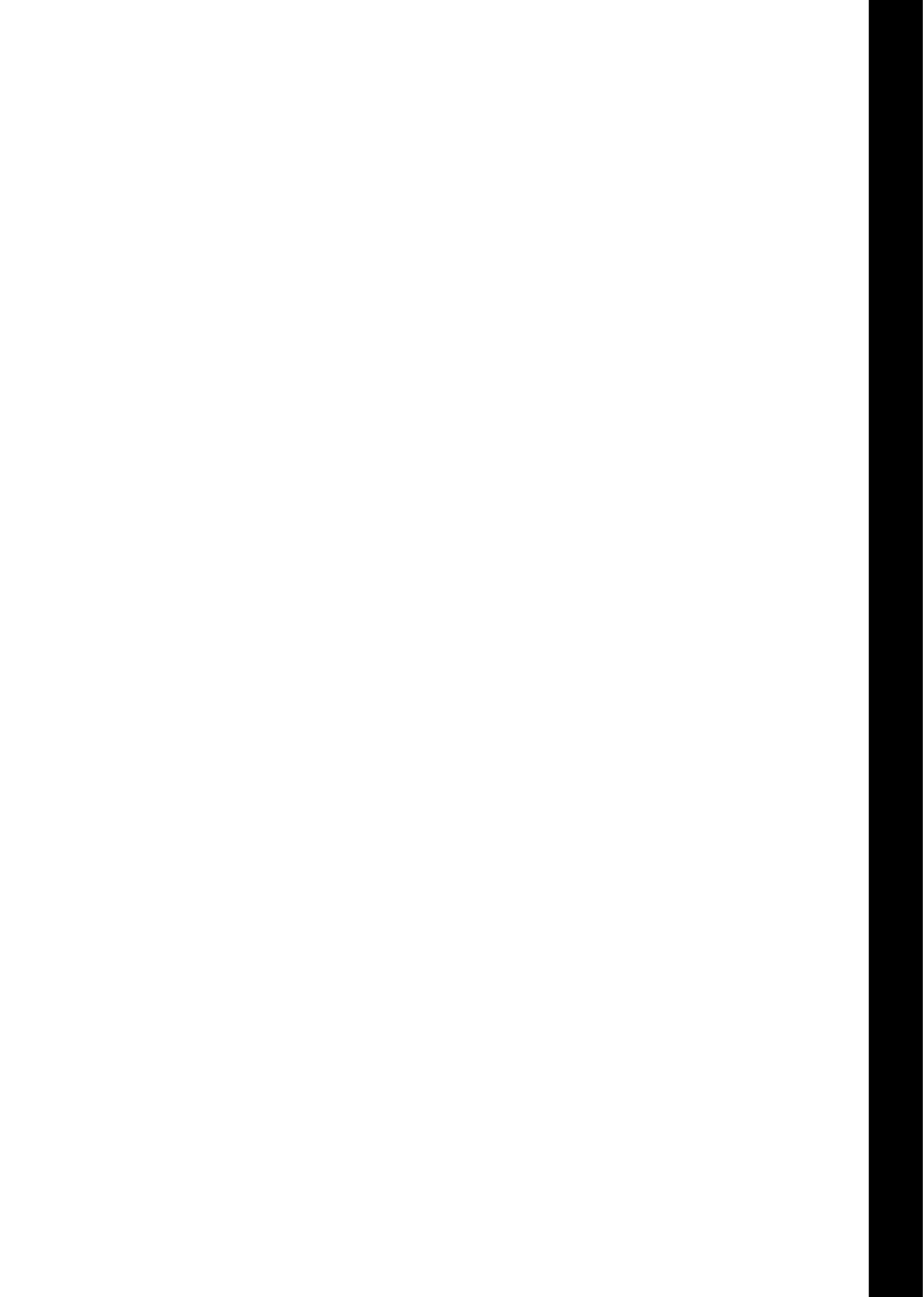
資料1	国内アンケート調査の結果の詳細(企業の方向け)……………	95
資料2	国内アンケート調査の結果の詳細(代理人の方向け)……………	115

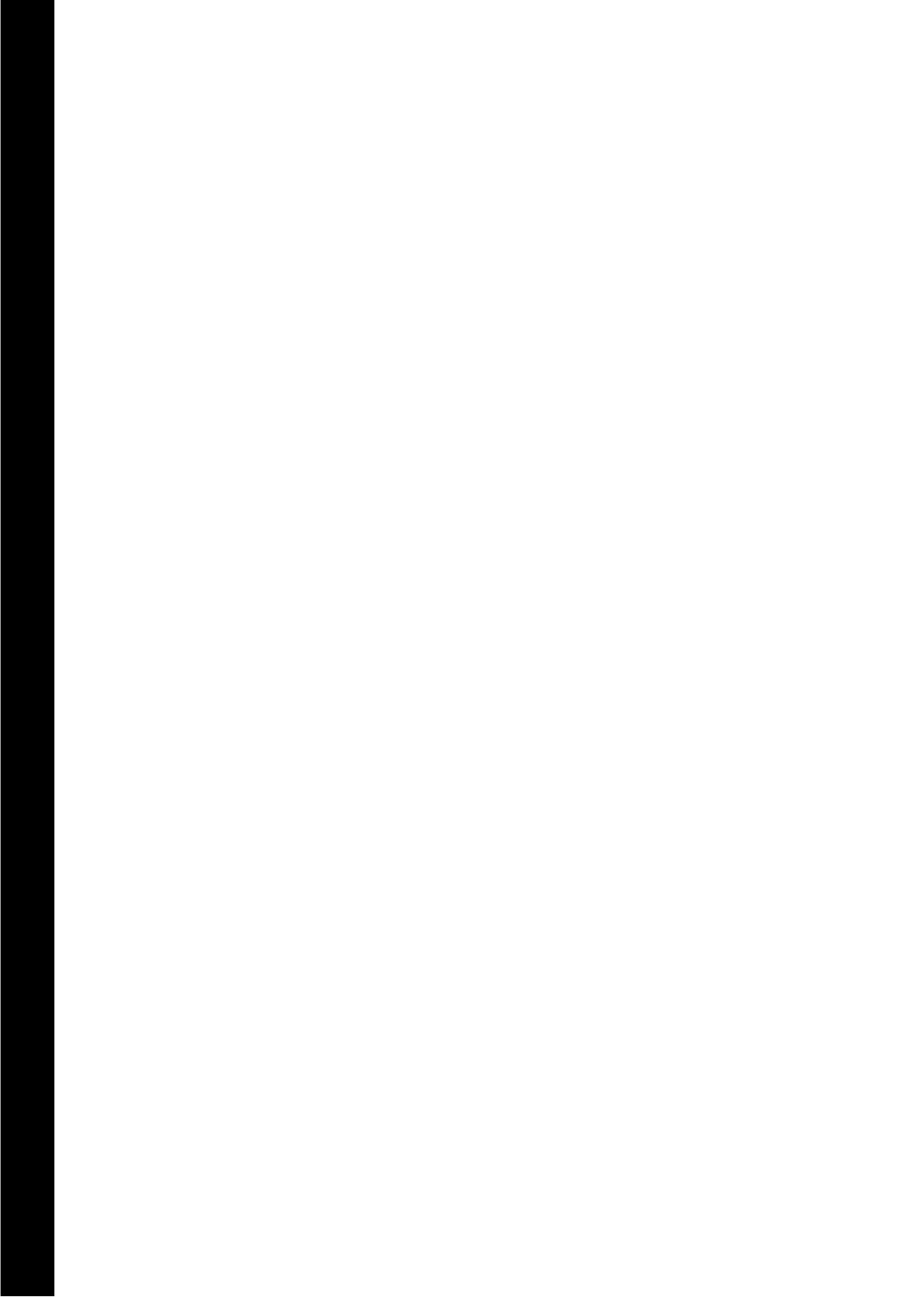
本調査研究は、一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所 小田野まゆみ主任研究員、福岡裕貴主任研究員、引地麻由子主任研究員、星野昌幸研究部長、三平圭祐常務理事が担当した。

本調査研究においては、以下の方々にご協力いただいた。

[本調査研究に対する助言]

研究アドバイザー	工藤 敏隆	慶應義塾大学法学部 准教授
分析アドバイザー	山内 勇	明治学院大学経済学部 専任講師





I. 序

1. 本調査研究の背景と目的

平成29年度産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて³」において、「特許発明の技術的範囲につき特許庁に見解を求めることができる判定制度（特許法第71条）については、営業秘密が記載された書類であっても、閲覧等は制限されていない。このため、企業にとっては、現行の判定制度を十分に活用しにくい状況が生じている。判定制度は、知財紛争に対応するだけの経営資源やノウハウに乏しい中小企業が簡易・迅速・低廉に知財紛争を処理することができる制度であり、判定制度の利便性を向上させる観点から、判定に関する書類に営業秘密が記載されている場合には、当事者の申出により、当該の書類の閲覧等を制限すべきである。」とされた。これを受け、平成30年5月30日に法律第33号として公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律⁴」に、特許庁における判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合に、その書類の閲覧を制限できるようにする措置事項が含まれている。

また、営業秘密の重要性が増し、それに対する社会的認知が高まる中、審判手続において提出した書類に対する営業秘密の申出がなされるケースが増えると見込まれるため、提出した書類中の営業秘密を保護しつつ、適切に審理を進めるための運用をより一層的確に確立する必要がある。

そこで本調査研究では、上述の背景を踏まえ、審判手続等において営業秘密の申出がなされた際の特許庁の的確な運用について検討するために必要となる基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査研究内容及び実施方法

(1) 公開情報調査

日本については、裁判所に提出する書類に営業秘密が記載されている場合に営業秘密を保護するための訴訟当事者の手続及び裁判所の当該書類等の取扱いに関し、民事訴訟法及

³ 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」13頁（2018年）

https://www.jpo.go.jp/shiryoku/toushin/toushintou/pdf/180215_tokkyo_houkoku/180215_tokkyo_houkoku.pdf

【最終アクセス日：2019年2月17日】

⁴ 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/pdf/fuseikyousou_h300530/04.pdf

【最終アクセス日：2019年2月17日】

び産業財産権法に定められる制度及び運用等を調査及び分析した。

また、海外については、米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国の6か国並びに欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁の2機関を対象とし、特に米国、ドイツを中心に調査を行い、裁判所の民事訴訟における営業秘密の保護に関し、書類の閲覧とその制限の運用等を調査及び分析した。

あわせて、日本における民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係を調査及び分析した。

調査項目の大枠は以下のとおりである。

- ・裁判所の民事訴訟における営業秘密の保護に関する運用等の分析
- ・民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係の分析

(2) 国内アンケート調査

本調査研究において、国内アンケート調査は、営業秘密の保護手続に関わることが想定される民間企業及び代理人等における、特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する現在の状況を把握することを目的とした。

具体的には、国内の民間企業及び代理人（弁護士・弁理士）等900者を対象として、特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する手続の認知度、利用意向、要望等について、公開情報調査の結果を踏まえて作成したアンケート調査票を送付することにより調査し、その回答結果を分析した。

調査項目の大枠は以下のとおりである。

- ・特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する手続の認知度の把握
- ・特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護の手続と企業の審判等の利用意向の関係の分析
- ・特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する具体的な要望に関する分析

(3) 国内ヒアリング調査

本調査研究において、国内ヒアリング調査は、公開情報調査の結果及び国内アンケート調査の結果を補完し、深掘りをすることを目的とした。

具体的には、以下に示す対象者集合ごとに、公開情報調査の結果や国内アンケート調査を踏まえて作成したヒアリング調査票を作成・送付した上で、ヒアリング調査を行った。

(i) 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者への調査

裁判官経験者5者及び知的財産高等裁判所の書記官1者の計6者に、公開情報調査の結果を補完し、深掘りすることを目的として、日本の民事訴訟手続における営業秘密の保護に関し、営業秘密が記載された書類を提出する場合の手続、提出後の当該書類の取扱い、及び民事訴訟において提出された書類の閲覧とその制限等の制度・運用等について、ヒアリング調査を行った。

(ii) 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について知見を有する弁護士又は弁理士への調査

公開情報調査の結果に基づき選定した弁護士・弁理士5者に、公開情報調査の結果を補完し、深掘りすることを目的として、民事訴訟手続における日本及び海外の制度・運用等、並びに審判等における営業秘密の保護に関する認知度、審判等の利用意向、要望について、ヒアリング調査を行った。

(iii) 国内アンケート調査対象者への調査

国内アンケート調査の対象者より企業8者及び代理人2者の計10者を抽出し、営業秘密を保有する当事者である企業としての観点及び営業秘密の保護の手続を行う代理人の観点から公開情報調査の結果を補完・深掘りし、国内アンケート調査の結果を深掘りすることを目的として、審判等における営業秘密の保護に関する認知度、審判等の利用意向、要望等について、ヒアリング調査を行った。

II. 調査結果

1. 調査実施方法

(1) 公開情報調査

書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究に関する文献等（海外の文献等を含む）を収集・分析し、取りまとめた。

日本については、特に、民事訴訟手続において、裁判所に営業秘密が記載された書類等を提出し、当該営業秘密を保護するために、当該書類等に営業秘密が記載されていることを申出の場合の訴訟当事者の手続、及びこのような申出があった場合の裁判所における当該書類等の取扱いについて、民事訴訟法及び産業財産権法に定められる制度及びその運用等を調査・分析した。

また、海外については、米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国の6か国並びに欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁の2機関を対象とし、特に米国とドイツを中心に、書類等の閲覧及びその制限に関する民事訴訟法、特許法、条約及び規則等の条文等を調査・分析した。

あわせて、日本における民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の利用動向の関係を調査・分析した。

(2) 国内アンケート調査

国内アンケート調査では、公開情報調査の結果を踏まえ、営業秘密の保護手続に関わることが想定される者における、特許庁の審判等の営業秘密の保護についての現状を把握することを目的に、国内の民間企業等700者、代理人200者（弁護士100者及び弁理士100者）の計900者を抽出して対象者として、調査及び分析を行った。

具体的には、国内アンケート調査の対象者に、審判等の手続における営業秘密の保護に関する手続の認知度、利用意向、要望等についての質問項目からなるアンケート調査票を送付することにより調査し、その回答結果を分析した。

(3) 国内ヒアリング調査

本調査研究において、国内ヒアリング調査は、公開情報調査の結果を補完し、国内アンケート調査の深掘りをすることを目的とした。

具体的には、以下に示す対象者集合ごとに、公開情報調査の結果や国内アンケート調査を踏まえて整理した調査項目により作成したヒアリング調査票を作成し、事前に送付した上で、ヒアリング調査を行った。

(i) 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者への調査

公開情報調査結果を補完することを目的として、裁判官経験者 5 者及び知的財産高等裁判所の書記官 1 者の計 6 者に対して下記調査項目に対するヒアリング調査を実施した。

- ・ 民事訴訟において、裁判所に営業秘密が記載された書類等を提出し、当該書類等に営業秘密が記載されていることを申出する場合の訴訟当事者の手続
- ・ 民事訴訟において、訴訟当事者から、提出された書類等に営業秘密が記載されていることの申出があった場合の裁判所における当該書類等の取扱い
- ・ 民事訴訟において、提出された書類の閲覧及びその制限に関する運用

(ii) 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について知見を有する弁護士又は弁理士への調査

公開情報調査結果を補完することを目的として、公開情報調査の結果に基づき選定した裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について知見を有する弁護士又は弁理士 5 者に対して下記調査項目に対するヒアリング調査を実施した。

- ・ 民事訴訟において、裁判所に営業秘密が記載された書類等を提出し、当該書類等に営業秘密が記載されていることを申出する場合の訴訟当事者の手続
- ・ 民事訴訟において、訴訟代理人として、提出した書類等に営業秘密が記載されていることの申出をした場合の裁判所における当該書類等の取扱い
- ・ 民事訴訟において、提出した書類の閲覧及びその制限に関する運用
- ・ 海外の裁判所及び特許庁等における書類等の閲覧及びその制限
- ・ 特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する手続の認知度
- ・ 特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護の手続と企業の審判等の利用意向
- ・ 特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する具体的な要望

(iii) 国内アンケート調査対象者への調査

主に、国内アンケート調査結果を補完し、深掘りすることを目的として、国内アンケート調査の対象者の中から、国内アンケート結果の回答を踏まえ、企業 8 者及び代理人 2 者の計 10 者を抽出し、下記調査項目に対するヒアリング調査を実施した。

- ・ 特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する手続の認知度
- ・ 特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護の手続と企業の審判等の利用意向
- ・ 特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護に関する具体的な要望

2. 公開情報調査

書籍、論文、判例、調査研究報告書、審議会報告書、データベース情報及びインターネット情報等を利用して、本調査研究に関する文献等（海外の文献等を含む）を収集・分析し、取りまとめた。

日本については、民事訴訟において、裁判所に提出する書類に営業秘密が記載されている場合の営業秘密を保護するための手続について、民事訴訟法及び産業財産権法に定められる制度及び運用の調査・分析を行った。制度及び運用については、(i) 訴訟当事者でない第三者から営業秘密を保護する手続、(ii) 訴訟当事者である相手方から営業秘密を保護する手続という2つの観点において整理し、特に、営業秘密が記載された書類等を提出した後、当該書類等に営業秘密が記載されていることを申出の場合の訴訟当事者の手続、及びこのような申出があった場合の裁判所における当該書類等の取扱いについての情報を収集した。

また、海外については、米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国の6か国並びに欧州特許庁及び欧州連合知的財産庁の2機関を対象とし、特に米国とドイツを中心に調査を行い、書類等の閲覧及びその制限に関する民事訴訟法、特許法、条約及び規則等の条文等を整理した。

併せて、日本における民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係を調査及び分析した。

(1) 日本の民事訴訟において、営業秘密を保護するための手続の制度及び運用

(i) 訴訟当事者ではない第三者から営業秘密を保護する方法

① 閲覧等制限（民事訴訟法第92条）

我が国の憲法第82条⁵は、民事訴訟における対審（口頭弁論に相当）及び判決は公開で行うこと、すなわち裁判公開の原則を定めている。また、民事訴訟法第91条第1項⁶は、裁判の公開の趣旨をより徹底するために、何人も、訴訟記録の閲覧を請求することができる

⁵ 憲法第82条「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。」

以下、日本の法律については、特に記載のない限り、e-Gov法令検索：https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ [最終アクセス日：2019年2月17日]により検索した法令データに基づくものとする。

⁶ 民事訴訟法第91条第1項「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」

ることを定めている⁷。

民事訴訟法第91条第1項の例外として、口頭弁論等の手続に係る訴訟記録の閲覧を通じて秘密漏洩が生じるのを防止するために、民事訴訟法第92条第1項⁸には、閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限定する秘密保護措置が設けられている⁹。同項第2号には、「訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第2条第6項¹⁰にいう営業秘密）が記載され、又は記録されていること」が挙げられており、そのような場合には、当事者以外による訴訟記録の閲覧等を制限することができる。

閲覧等制限の具体的な手続については、次のとおりである。当事者が書面により訴訟記録中の秘密記載部分を特定して申立てを行う¹¹と、民事雑事件として立件され、裁判所は決定手続により、記録中の秘密記載部分を特定して閲覧等制限決定を行う¹²か、申立却下決定を行う¹³。閲覧等の制限決定に対して秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者は決定の取消の申立てをすることができ、申立却下決定に対して申立てをした当事者は、即時抗告をすることができる¹⁴。決定に際して、相手方当事者から意見書等の書面の提出があった場合には、申立人に当該意見書等に対する反論を求めることがある¹⁵。また、閲覧等制限の申立てがあつてから裁判が確定するまでの間は、第三者は秘密記載部分の閲覧等の請求はできない¹⁶とされており、閲覧等制限の効果は、閲覧等制限の申立てがあつてからその裁判が確定するまでの間においても暫定的に発生する¹⁷。

閲覧等制限の申立てについては、(a) 閲覧等制限の申立て前に第三者が訴訟記録を閲覧等してしまうことがあるので速やかに申立てをする、(b) 閲覧等制限決定の効力の及ぶ範囲は、決定で特定された訴訟記録中の秘密記載部分に限られるので、対象となる訴訟記録の

⁷ 加藤新太郎・松下純一編『新基本法コンメンタール 民事訴訟法1』232頁 [加藤新太郎] (株式会社日本評論社、第1版、2018年)

⁸ 民事訴訟法第92条第1項柱書「次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（中略）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。（後略）」、同項第2号「訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。（中略））が記載され、又は記録されていること。」

⁹ 前掲 加藤新太郎・松下純一編『新基本法コンメンタール 民事訴訟法1』234頁 [加藤新太郎] (株式会社日本評論社、第1版、2018年)

¹⁰ 不正競争防止法第2条第6項「この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。」

¹¹ 民事訴訟規則第34条第1項「秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める旨の申立ては、書面で、かつ、訴訟記録中の秘密記載部分を特定しなければならない。」

¹² 民事訴訟規則第34条第2項「前項の決定においては、訴訟記録中の秘密記載部分を特定しなければならない。」

¹³ 裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案Ⅱ（五訂版）』90頁（一般財団法人 司法協会、2017年）

¹⁴ 民事訴訟法第92条第3項「秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、第1項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の決定の取消しの申立てをすることができる。」、同条第4項「第1項の申立てを却下した裁判及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。」

¹⁵ 東京地方裁判所ホームページ「閲覧等制限の申立てについて」：http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/sinri/sinri_etsuran/ [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹⁶ 民事訴訟法第92条第2項「前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。」

¹⁷ 前掲 東京地方裁判所ホームページ「閲覧等制限の申立てについて」

提出がなされた都度新たな申立てをする、(c) 準備書面、書証等に閲覧等制限がされている事項と同一の記載が判決書にあった場合でも、判決書のその該当部分に当然に閲覧等制限がされていることにはならないので、判決書の交付を受けた後に直ちにその申立てをする、などが留意事項として挙げられる¹⁸ ¹⁹。

訴訟記録について閲覧等制限決定がされた場合又は同決定がされることが予測される場合においては、当該訴訟記録の秘密を知った相手方当事者は、秘密保持義務を負う。相手方当事者は、訴訟追行の必要上特別に営業秘密を知り得たものであるから、訴訟追行以外の目的で、これを利用してはならないという私法上の義務があるとされている²⁰。

また、閲覧等の制限決定が確定した事件記録については、秘密記載部分に対する第三者の閲覧等を防止するため、書記官は、事件記録の取扱い等に関し、「事件記録の区分整理」「記録上の表示」「事件簿への記載」「秘密記載部分のある文書の取扱い」について措置を講ずるのが相当である、とされている²¹。

② 秘密保持命令（特許法第 105 条の 4²²）

秘密保持命令は、特許権等の侵害に係る訴訟において、営業秘密を含む準備書面や証拠について、当該訴訟の追行の目的以外の目的への使用や訴訟関係人以外の者への開示を禁ずることにより、営業秘密を訴訟手続に顕出することを容易にし、営業秘密の保護及び侵害行為の立証の容易化を図り、併せて審理の充実を図るものである²³。

特許法第 105 条の 4 第 1 項²⁴は、秘密保持命令が発令される要件として、(a) 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟であること、(b) 当事者が保有する営業秘密であること、(c) 営業秘密の使用又は開示を制限する必要性について疎明があること、などを定めている。

秘密保持命令の申立てを行う前に、秘密保持命令の対象となる営業秘密を特定し、その

¹⁸ 前掲 東京地方裁判所ホームページ「閲覧等制限の申立てについて」

¹⁹ 『小松陽一郎先生古稀記念論文集 特許権侵害紛争の実務－裁判例を踏まえた解決手段とその展望』884 頁 [城山康文] (株式会社青林書院、初版、2018 年) 脚注に、「東京高決平成 27・9・11 (平 27 (ラ) 1322 号) 判時 2320 号 40 頁は、訴訟記録の閲覧等制限の判断において第三者が既に閲覧したことを考慮することは相当、とする。」とある。

²⁰ 塚原朋一、柳田幸三、園尾隆司、加藤新太郎編集『新民事訴訟法の理論と実務 上』384-385 頁 [加藤新太郎] (株式会社ぎょうせい、三版、1998 年)「相手方当事者は、訴訟追行の必要上特別に秘密を知り得たものであるから、訴訟追行以外の目的で、これを利用してはならないという私法上の義務がある。(中略) 閲覧等制限決定がされた場合には、(中略)それが営業秘密である場合において、相手方当事者が知り得た秘密を第三者に洩らしたようなときは、不正競争防止法の不正競争に該当し、その営業秘密を保有する当事者は、同法に基づいて、損害賠償請求及び差止請求をすることができる」と解されるのである。」

²¹ 前掲、裁判所職員総合研修所『民事実務講義案Ⅱ (五訂版)』84-91 頁 (一般財団法人 司法協会、2017 年)

²² 実用新案法第 30 条、意匠法第 41 条、商標法第 39 条で準用されている。

²³ 特許庁編『工業所有権法 (産業財産権法) 逐条解説 [第 20 版]』344-345 頁 (2017 年) :

<https://www.jpo.go.jp/shiryuu/hourei/kakokai/pdf/cikujuyoukaisetu20/all.pdf> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

²⁴ 特許法第 105 条の 4 第 1 項「裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密 (中略) について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があった場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。(後略)」

命令を受けるべき名宛人などについて、裁判所と双方当事者との間で事前協議を行うことが求められている。申立てが行われると、裁判所は、当事者へ意見を求め、必要があれば相手方及び当事者の審尋を行った上で決定する。決定書には営業秘密記載文書等は添付されず、秘密保持命令の対象となっている営業秘密記載文書等の内容は決定書送達の際に確認することになるため、名宛人本人が裁判所に出頭することが必要になる²⁵。

秘密保持命令の名宛人に当事者の従業員がなった場合、その従業員は当該営業秘密に関連する技術分野における開発を行うことが著しく困難となると考えられていること²⁶、秘密保持命令に違反した場合には刑事罰が科されること²⁷などから、実際には、訴訟代理人や補佐人等のみが名宛人となることが多いようである²⁸。この場合、結果的に、訴訟当事者からも営業秘密を保護することになる。

秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は秘密保持命令の取消しの申立てができる²⁹。

③ 当事者尋問等の非公開（特許法第 105 条の 7³⁰）

前述したように、憲法第 82 条は裁判の公開を定めているが、同時にその例外として「裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合」には対審（民事訴訟の口頭弁論）を非公開にできると定めている。この憲法の認める範囲内で、特許法第 105 条の 7 は、特許権又は専用実施権の損害に係る訴訟において、侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合に、当該事項の尋問の公開を停止する要件及び手続を定めている。

公開停止については当事者に申立権はなく、公開停止決定は裁判所の職権によってなされる。当事者が裁判所に対して職権の発動を促す方法としては、上申書を提出する方法や尋問の公開停止を求める旨を証拠申出書に記載する方法などが考えられるが、当事者は、公開停止の要件について具体的に主張を記載するとともに、その主張を裏付ける資料を提出しなければならない。また、これら上申書等や裏付資料の中に営業秘密に関する記載が

²⁵ 東京地方裁判所ホームページ「秘密保持命令の申立てについて」：

http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/sinri/sinri_himitsu/index.html [最終アクセス日：2019年2月17日]

²⁶ 中山信弘、小泉直樹編『新・注解 特許法 第2版 [中巻]』2271頁 [大野＝井上]（株式会社青林書院、2017年）

²⁷ 特許法第 220 条の 2「秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、これを併科する。」

²⁸ 小田真治「秘密保持命令の運用の実情」Law and Technology 59 号 6 頁（2013 年）

²⁹ 特許法第 105 条の 5「秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。」

³⁰ 実用新案法第 30 条で準用されている。前掲 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第 20 版]』1236 頁（2017 年）によれば、意匠法第 41 条において当該規定は、「意匠の性質上準用されない。」とされている。また、商標法第 39 条においても準用されていない。

ある場合には、これらの書面につき閲覧等制限の申立てなどをしておく必要がある³¹。

(ii) 相手方当事者から営業秘密を保護する方法

① 証言拒絶権（民事訴訟法第 197 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項）

民事訴訟法第 197 条第 1 項第 3 号³²は、証言により技術又は職業の秘密が公開されて、当該技術の社会的価値が下落し、職業の維持追行が不可能又は著しく困難になることを防ぐために証言拒絶権を定めており、同項 1 号及び 2 号との比較から技術又は職業の秘密自体を社会的に保護するものと評価していると解されている³³。また、民事訴訟法第 197 条第 2 項³⁴において、証言拒絶権は証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しないことが定められている。

民事訴訟法第 197 条第 1 項第 3 号の技術又は職業の秘密は、不正競争防止法第 2 条第 6 項にいう営業秘密と重なり合う部分が多いが、両者は必ずしも同一ではない。本号の技術の秘密は、秘密の公開によって当該技術を基盤とする利潤追求活動やその他の社会的活動が不可能又は困難になるものを指し、技術自体が財産的価値をもつかどうかは問わないが、その公開による社会的活動上の不利益が認められなければならないと考えられている³⁵。

② 文書（書類）提出義務の例外（民事訴訟法第 220 条第 4 号ハ、特許法第 105 条第 1 項）

民事訴訟法第 220 条第 4 号ハ³⁶には一般義務である文書提出義務の例外の 1 つとして、証言拒絶権の要件である技術又は職業の秘密に関する事項が記載されている文書が規定されている。その趣旨は、当該技術の社会的価値が損なわれたり、職業の追行が困難に陥ったりすることを防止し、秘密主体が有する当該秘密の社会的価値自体を保護するというものであって、文書提出義務から除外されるには保護に値する秘密でなければならないとされており、通説・判例では、保護に値するか否かは、公表によって秘密主体が受ける不利益と、不提出によって真実発見や裁判の構成が損なわれる不利益との比較衡量によって判

³¹ 東京地方裁判所ホームページ「営業秘密に関する当事者尋問等の公開停止について」：

http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/sinri/sinri_eigyoku/index.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]

³² 民事訴訟法第 197 条第 1 項第 3 号「次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。（中略）3. 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合」

³³ 加藤新太郎・松下純一編『新基本法コンメンタール 民事訴訟法 2』052-053 頁 [安西明子]（株式会社日本評論社、第 1 版、2017 年）

³⁴ 民事訴訟法第 197 条第 2 項「前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。」

³⁵ 伊藤真『民事訴訟法 第 6 版』401 頁（株式会社有斐閣、2018 年）

³⁶ 民事訴訟法第 220 条第 4 号ハ「次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。4. 前 3 号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。ハ 第 197 条第 1 項第 2 号に規定する事実又は同項第 3 号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書」

断されるべきであるとされている³⁷。

特許法第 105 条 1 項³⁸は、民事訴訟法第 220 条の特則として、特許権侵害訴訟における書類の提出義務の要件について、(a) 当事者の申立てにより、(b) 侵害行為についての立証、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類であること、と規定している。上記のとおり、民事訴訟法においては、文書提出義務の例外となる要件を限定列挙しているのに対し、特許法第 105 条第 1 項では「正当な理由」という一般条項的な文言でより限定しているという違いがある。「正当な理由」の有無は、開示することにより書類の所持人が受ける不利益（主として営業秘密の漏洩）と、書類が提出されないことにより申立人が受ける不利益（訴訟追行上の必要性）とを比較衡量して判断されるべきであると考えられてきた³⁹。当該書類が相手方の営業秘密を含むことが、提出を拒む「正当な理由」になるか否かが最も問題となる⁴⁰。なお、侵害行為を立証するため、又は損害を計算するために必要な文書には営業秘密が含まれていることが多いと考えられ、営業秘密であることのみを理由に提出を拒むことを認めては、本条は殆ど実益がないことになるため、現在では当該書類の内容が営業秘密に該当することのみでは、提出を阻む「正当な理由」があるとは認められない、とする考え方が通説とされている⁴¹。一般に、損害立証の場面では、裁判所がすでに侵害行為があったとの心証を有しているため、相手方の営業秘密の要保護性は書類提出の必要性に比べて低くなるが、侵害品の売上情報が侵害品以外の製品の売上情報と混在しているような場合には、相手方が書類を任意提出する際に侵害品以外の部分にマスキングをするなど営業秘密に配慮した運用がなされている。他方侵害立証の場面では、当該文書から侵害が明らかになる証拠は開示の必要性が高く、非侵害が明らかになる場合には営業秘密の保護の程度は高いと考えられる⁴²。また、本条の規定により提出命令があったにもかかわらず、当事者が書類の提出をしないときは、裁判所は相手方の主張を真実と認めることができる⁴³。

③ インカメラ手続（民事訴訟法第 223 条第 6 項、特許法第 105 条第 2 項）

³⁷ 前掲 加藤新太郎・松下純一編『新基本法コンメンタール 民事訴訟法 2』092 頁 [大淵真喜子]（株式会社日本評論社、第 1 版、2017 年）

³⁸ 特許法第 105 条 1 項「裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。」

³⁹ 前掲 中山信弘、小泉直樹編『新・注解 特許法 第 2 版 [中巻]』2231 頁 [相良]（株式会社青林書院、2017 年）

⁴⁰ 沖中康人「書類提出命令」Law and Technology 71 号 15 頁（2016 年）

⁴¹ 前掲 中山信弘、小泉直樹編『新・注解 特許法 第 2 版 [中巻]』2231 頁 [相良]（株式会社青林書院、2017 年）

⁴² 前掲 沖中康人「書類提出命令」Law and Technology 71 号 15 頁（2016 年）

⁴³ 前掲 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第 20 版]』338 頁（2017 年）

民事訴訟法第 223 条第 6 項⁴⁴は、平成 8 年民事訴訟法改正により導入したインカメラ手続で、文書提出命令の申立てに係る文書が、文書提出義務の例外に該当するかを判断する場合に、裁判所だけが当該文書の内容を確認することを可能としている。インカメラ手続の結果、証拠調べの必要性がないことが判明した場合には、裁判所は文書命令の申立てを却下できる⁴⁵ため、文書提出命令の申立てを受けた相手方の営業秘密の保護に役に立っていると考えられる。

特許法第 105 条第 2 項⁴⁶では、平成 11 年の一部改正において、書類の提出を拒む「正当な理由」があるか否かの判断について、裁判所のみが書類を見ることにより行うインカメラ手続を規定した。さらに、平成 16 年の裁判所法等の一部改正に伴って、同条第 3 項⁴⁷において、インカメラ手続で提示された書類については、何人も開示を求めることができないが、侵害行為の立証の容易化と営業秘密の保護とのバランスを図る観点から、正当な理由があるかどうかについて第 2 項後段の書類を開示して意見を聴くことが必要であると認めるときは、裁判所の裁量で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し当該書類を開示することができることとした。主として営業秘密に該当するか否かの審理において、秘密保持命令と併用して利用されることが想定されている⁴⁸。

④ 検証物の提示義務の例外（特許法第 105 条第 4 項）

前述したとおり、特許法第 105 条第 1 項において、文書提出義務を負うべき文書として、「侵害行為について立証するための必要な書類」が規定されている。侵害行為について立証するための証拠としては検証物の提示などが考えられたため、特許法第 105 条第 4 項⁴⁹において、特許法第 105 条第 1 項のただし書が検証物の提示義務についても準用され、提出義務の有無が「正当な理由」の有無の観点から判断されうることを明らかにする点に立

⁴⁴ 民事訴訟法第 223 条第 6 項「裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第 220 条第 4 号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。」

⁴⁵ 前掲 加藤新太郎・松下純一編『新基本法コンメンタール 民事訴訟法 2』103 頁 [大淵真喜子] (株式会社日本評論社、第 1 版、2017 年)

⁴⁶ 特許法第 105 条第 2 項「裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。」なお、平成 30 年の改正により、「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか」についてもインカメラ手続の対象となった。

⁴⁷ 特許法第 105 条第 3 項「裁判所は、前項の場合において、第 1 項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。」なお、平成 30 年の改正により、「第 1 項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか」も書類開示の対象となった。

⁴⁸ 前掲 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第 20 版]』338-339 頁 (2017 年)

⁴⁹ 特許法第 105 条第 4 項「前三項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するために必要な検証の目的の提示について準用する。」

法の趣旨があると考えられている⁵⁰。これらは、検証物の提示義務について文書提出命令に関する規定を準用する民事訴訟法第 232 条⁵¹の特則とされている⁵²。

⑤ 具体的態様の明示義務（積極否認）の例外（特許法第 104 条の 2）

特許権侵害に係る訴訟については、民事訴訟規則第 79 条第 3 項⁵³における積極否認の考え方を一歩進めた特許法第 104 条の 2⁵⁴に自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならないとする具体的態様の明示義務があるが、同条ただし書にはその例外として「明らかにすることができない相当な理由があるとき」と定められている。

具体的には、積極否認が求められる場合であっても、自己の行為の具体的態様に営業秘密が含まれていたり、主張すべき理由が何もないようなときなどは、自己の行為の具体的態様を明らかにできない相当な理由があると考えられるため、特許法第 104 条の 2 の適用がないとされている⁵⁵。

【図表 2 - 1】に日本の民事訴訟における営業秘密の保護に関連する規定の概要を示す。

⁵⁰ 前掲 中山信弘、小泉直樹編『新・注解 特許法 第 2 版 [中巻]』2240 頁 [相良]（株式会社青林書院、2017 年）

⁵¹ 民事訴訟法第 232 条第 1 項「第 219 条、第 223 条、第 224 条、第 226 条及び第 227 条の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。」

⁵² 前掲 『小松陽一郎先生古稀記念論文集 特許権侵害紛争の実務－裁判例を踏まえた解決手段とその展望』867 頁 [足立昌聰]（株式会社青林書院、初版、2018 年）

⁵³ 民事訴訟規則第 79 条第 3 項「準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない。」

⁵⁴ 特許法第 104 条の 2「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したもとして主張する物又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。」

⁵⁵ 前掲 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説 [第 20 版]』331-332 頁（2017 年）

【図表 2 - 1】日本の民事訴訟における営業秘密の保護に関連する規定

	民事訴訟	
	一般的な民事訴訟 (除く特許権等侵害訴訟)	特許権等侵害訴訟
裁判の公開原則	日本国憲法 82 条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。 裁判所が、裁判官の全員一致で、 <u>公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合</u> には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。 但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。	
記録の閲覧	訴訟記録の閲覧等 民訴 91 条	→
閲覧等制限 (記録の閲覧の例外)	秘密保護のための閲覧等の制限 民訴 92 条 1 項 2 号 次に掲げる自由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録通当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。 2. 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていること。 閲覧等の制限の申立ての方式等 民訴規 34 条	→
秘密保持命令		秘密保持命令 特 105 条の 4 (●実 30 条・意 41 条・商 39 条で準用) 秘密保持命令違反の罪 特 200 条の 2 (5 年以下 or 500 万円以下) (●実 60 条の 2 で準用 / 意 73 条の 2、商 81 条の 2)
口頭審理非公開 (当事者尋問等の公開停止)		当事者尋問等の公開禁止 特 105 条の 7 (●実 30 条で準用 / ×意 41、×商 39)
証言拒絶権	証言拒絶権 民訴 197 条 1 項 3 号 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。 3. <u>技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合</u>	→
文書(書類)提出義務の例外	文書提出義務 民訴 220 条 1 項 4 号八 次に掲げる場合には、 <u>文書の所持者は、その提出を拒むことができない。</u> 4. 前 3 号に掲げる場合のほか、 <u>文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。</u> 八 <u>第 197 条第 1 項(中略)第 3 号に規定される事項で、</u> <u>黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書</u> 文書提出命令の申立て 民訴 221 条 文書提出命令の申立ての方式等 民訴規 140 条 2 項	書類の提出等 特 105 条 1 項 (前略) ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて <u>正当な理由</u> があるときは、この限りでない。 (●実 30 条・意 41 条・商 39 条で準用)
インカメラ手続	文書提出命令等 民訴 223 条 6 項	書類の提出等 特 105 条 2 項 (●実 30 条・意 41 条・商 39 条で準用)
検証物の提示義務の例外		書類の提出等 特 105 条 4 項 4. 前三項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。
具体的態様の明示義務(積極否認)の例外	積極否認 民訴規 79 条 3 項	具体的態様の明示義務 特 104 条の 2 (前略) ただし、相手方において明らかにすることができない <u>相当の理由</u> があるときは、この限りでない。 (●実 30 条・意 41 条・商 39 条で準用)

※民訴：民事訴訟法、民訴規：民事訴訟規則

(2) 海外の書類等の閲覧及びその制限に関する制度

調査対象国・機関においては、いずれも民事訴訟は公開することが原則とされ、また特許等の審査についても公開が原則とされているが、訴訟や審理の記録についての閲覧制限の範囲は各国・機関で異なっている。原則として当事者にはすべての訴訟記録や特許庁の申請書類が公開されるが、第三者に対しては判決文のみの閲覧を認める場合、訴訟記録や特許庁の申請書類について条件付きで閲覧を認めている場合もある。

(i) 米国

① 概要

米国法上、民事裁判の公開原則は存在するとされている⁵⁶。

米国特許法には、書類の閲覧及びその制限についての規定は見受けられないが、米国特許規則に出願ファイルの公開及び謄本の提供についての規定がある。また、同規則は、当事者レビュー、付与後レビュー等に対して定められた包括ルール⁵⁷において、手続の記録の公開とその制限、開示及び秘密保護命令等についての規定がある⁵⁸。当該秘密保護命令の一例として営業秘密の保護が示されている。

米国民事訴訟規則においては、訴訟の当事者が当事者や第三者の有する情報を入手する手続として開示⁵⁹が規定されている。また、開示に対する秘密保護命令⁶⁰として上記特許規則と同様の規定がある。

② 合衆国憲法

米国法上、刑事被告人公開の裁判を保障した合衆国憲法修正第 6 条以外に、裁判の公開を命じた憲法上の規定はないが、合衆国憲法修正第 1 条は、裁判への公衆のアクセスを保障していると解され、コモンロー上、民事事件についても妥当であると解されている⁶¹。

⁵⁶ 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」60-61 頁（TMI 総合法律事務所、2010 年）：<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/H21shogaikoku.pdf> [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]

⁵⁷ 第 42.1 条～第 42.80 条

⁵⁸ 高岡亮一『アメリカ特許法【第 5 版】実務ハンドブック』389 頁（株式会社中央経済社、2017 年）

⁵⁹ Discovery

⁶⁰ Protective Orders

⁶¹ 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」60-61 頁（TMI 総合法律事務所、2010 年 2 月）、知的財産訴訟外国法制度研究会『別冊 NBL No.81 知的財産訴訟制度の国際比較 制度と運用について』106 頁 [菱田雄郷]（株式会社商事法務、2003 年）

③ 特許規則 連邦規則法典第 37 卷 (Title 37 - Code of Federal Regulations Patents, Trademarks, and Copyrights) ⁶²

特許規則第 1.11 条はファイルの公開について定めており、同条(a)項⁶³は、公開された出願、特許又は法定発明登録のファイルに係る明細書、図面及び全ての書類ファイルの公開及び手数料の納付による写しの取得について定めており、同様に同条(b)項⁶⁴で再発行出願、(d)項⁶⁵で再審査手続の書類公開について定めている。また、同条(e)項⁶⁶においては、インターフェアレンス又は特許審判部 (Patent Trial and Appeal Board) の審理ファイルについても同様であることが定められている。また、同規則第 1.13 条は、謄本及び認証謄本の扱いについての閲覧と提供等について規定する。さらに、同規則第 1.14 条では、特許出願に関する秘密保持が定められており、公開されていない特許出願は一般に秘密に保たれ、公衆への閲覧等はある一定の条件を満たした場合のみ認められると規定されている。

また、同規則第 41 部⁶⁷の第 41.6 条は、特許審判部の記録について、他に公に利用可能でない特許出願が含まれていない限り、公に利用可能であると定めている。

さらに、同規則 42 部⁶⁸の第 42.1 条～第 42.80 条は、当事者系レビュー、付与後レビュー等の包括審理ルールを定めている⁶⁹。同規則第 42.2 条は、機密情報とは、営業秘密やその他の秘密の研究、開発、又は商業情報を意味すると定義している。同規則第 42.14 条は、文

⁶² 以下、米国特許規則 連邦規則法典第 37 巻第 1 章第 1 部 (日本語) については、特に記載のない限り、日本国特許庁のホームページ：https://www.ipso.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/us/tokkyo_kisoku.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日] に基づくものとする。なお、Title 37 - Code of Federal Regulations Patents, Trademarks, and Copyright (英語) は、米国特許庁のホームページ：https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日] に掲載されている。

⁶³ 米国特許規則第 1.11 条(a)項 (§ 1.11(a)) 「公開された出願、特許又は法定発明登録のファイルに係る明細書、図面及び全ての書類は、公衆の閲覧に供され、また、§ 1.19(b)(2)に記載される手数料の納付によって、写しを取得することができる。出願が、§ 1.217 に従う編集された様式によって公開されていた場合は、その特許出願に係る完全なファイル・ラッパー及び内容は閲覧に供されないものとするが、その出願に関し、§ 1.217 の(d)(1)、(d)(2)及び(d)(3)の要件が満たされていること、及びその出願が依然として係属していることを条件とする。(後略)」

⁶⁴ 米国特許規則第 1.11 条(b)項 (§ 1.11(b)) 「(b) 全ての再発行出願、出願であって、その出願全体を公衆の閲覧に供すべき旨の請求を特許商標庁が受理したものの全て及び出願ファイルにおける関連書類は、公衆の閲覧に供され、手数料の納付によって、写しの提供を受けることができる。再発行出願書類の提出は、それが再発行出願に関する § 1.53(d) に基づく継続手続出願でない場合は、特許商標庁公報に公告される。公告は少なくとも出願日、再発行出願及び原特許の番号、名称、クラス及びサブクラス、発明者の名称、記録上の所有者の名称、記録上の弁護士又は代理人の名称及び再発行出願を担当する審査グループを含まなければならない。」

⁶⁵ 米国特許規則第 1.11 条(d)項 (§ 1.11(d)) 「再審査手続に関する書類又は写しであって、特許又は再審査ファイルの記録に記載されているものは全て公衆の閲覧に供され、また、手数料の納付によって、その写しの提供を受けることができる。」

⁶⁶ 米国特許規則第 1.11 条(e)項 (§ 1.11(e)) 「§ 41.6(b)、§ 42.14 又は § 42.410(b)において禁止されている場合を除き、インターフェアレンス又は特許審判部への審理のファイルは公衆の閲覧に供され、また、手数料の納付によって、その写しを取得することができる。」

⁶⁷ PART 41 PRACTICE BEFORE THE PATENT TRIAL AND APPEAL BOARD 米国特許規則第 1 章第 42 部は、特許審判部に対する審判とインターフェアレンスの手順について規定している。

⁶⁸ PART 42 TRIAL PRACTICE BEFORE THE PATENT TRIAL AND APPEAL BOARD 米国特許規則第 1 章第 43 部は、特許審判部に対する当事者系レビュー、付与後レビュー等の手順について規定している。

⁶⁹ ①前掲 高岡亮一『アメリカ特許法【第 5 版】実務ハンドブック』389 頁 (株式会社中央経済社、2017 年)、②山口洋一郎『米国発明法 (AIA)・新規則の解説』112 頁 (日本機械輸出組合、初版、2013 年) ②には、当事者系レビュー、付与後レビュー等に関する米国特許規則の抄訳が掲載されている。

書及びものを含む手続の記録について、別段の定めがある場合を除き、公衆に利用可能にされるものとする⁷⁰と定めている。ただし、文書又は物⁷⁰の提出と同時に封印の申立てをすることが認められており、その文書又は物は、申立てを受領した時点で暫定的に封印され、申立てに関する決定の結果が出るまで保留されるとしている。同規則第 42.51 条～42.65 条は証言と証拠の提出⁷¹について定めている。同 42.51 条は開示⁷²について、同規則第 42.54 条は、秘密保持命令⁷³について定めている。同 42.54 条(a)項は、特許審判実務ガイド (Office Patent Trial Practice Guide)⁷⁴の基本的な保護命令の案を含む封印の申立てができることや秘密保持命令として 8 つの例を示している。ここでいう秘密保持命令は、実質的に民事訴訟規則第 26 条(c)項(1)号の秘密保持命令と同等である。特に特許規則第 42.54 条(a)項(7)号は、特許審判部は営業秘密又はその他の機密の研究、開発、又は商業情報を明らかにしないこと、又は特定の方法でのみ開示すること、を命じることができるとしており、連邦民事訴訟規則第 26 条(c)項(1)(G)と同様である⁷⁵。

④ 連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure (FRCP))⁷⁶

連邦民事訴訟規則第 26 条(b)項はトライアルに先立って行われる開示 (Discovery) についての規定⁷⁷である。米国において、開示の手続における裁判所の関与は限定的であり、当事者間のやりとりを中心に進められている⁷⁸。これらの手続は、第三者に対して公開されているものではない⁷⁹ため、第三者の閲覧による影響は大きくないと考える。同条(c)項は秘密保持命令⁸⁰についての規定であり、同項(1)号(G)は、上記の③特許規則に記載したとおり、特許規則第 42.54 条(a)項(7)号と同様の規定である。

⁷⁰ documents and things

⁷¹ TESTIMONY AND PRODUCTION

⁷² Discovery

⁷³ Protective order

⁷⁴ Office Patent Trial Practice Guide (2012) (Federal Register / Vol. 77, No. 157 / Tuesday, August 14, 2012 / Rules and Regulations) https://www.uspto.gov/sites/default/files/aia_implementation/trial_practice_guide_48756.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日] 6頁(48760)にE. Public Availability and Confidentiality (公衆の利用可能性と機密)について説明されている。なお、2018年8月の更新情報 (TRIAL PRACTICE GUIDE UPDATE (August 2018)) が米国特許庁のホームページ：https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/2018_Revised_Trial_Practice_Guide.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]に掲載されている。

⁷⁵ 連邦民事訴訟規則第 26 条(c)項、特に(1)号(G)については、例えば Kimberly Moore, Timothy Holbrook, John Murphy, Patent Litigation and Strategy, Fourth Edition, West Academic Publishing, May 9, 2013, ISBN:978-0-314-27865-4, pages 228 to 252, especially pages 243 to 252. に解説がある。

⁷⁶ Federal Rules of Civil Procedure (Dec. 1, 2018) : https://www.uscourts.gov/sites/default/files/cv_rules_eff_dec_1_2018_0.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]

⁷⁷ DISCOVERY SCOPE AND LIMITS

⁷⁸ 関戸麦編『わかりやすい米国民事訴訟の実務』113頁(株式会社商事法務、初版、2018年)

⁷⁹ 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」61頁(TMI 総合法律事務所、2010年)

⁸⁰ 秘密保護命令について、連邦司法センター (The Federal Judicial Center) のホームページに「Confidential Discovery: A Pocket Guide on Protective Orders (2012)」(<https://www.fjc.gov/sites/default/files/2012/ConfidentialDisc.pdf> [最終アクセス日：2019年2月17日]) が、封印 (Sealing) について、「Sealing Court Records and Proceedings_A Pocket Guide (2010)」(https://www.fjc.gov/sites/default/files/2012/Sealing_Guide.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]) が掲載されている。

なお、営業秘密そのものについては、絶対的な秘匿特権の対象となるとは考えられていないが⁸¹、営業秘密であることが認定されると、開示を要求する側は開示の必要性を示さなければならないと考えられている⁸²。

一方で、連邦民事訴訟規則第 77 条(b)項において、トライアルの公開が規定されている⁸³。トライアルの記録については、トライアルの公開と同様、公開の強い推定が働くため、非公開を求める側が非公開とすべき十分な理由を証明しなければならないとされている⁸⁴。

(ii) ドイツ

① 概要

ドイツにおいては、裁判所構成法、特許法及び民事訴訟法に関連規定がある。

裁判所構成法には、裁判の公開原則とその制限についての定めがある。そして、営業上の秘密が問題となる場合に、審理を非公開とすることが認められている⁸⁵。

また、特許法及び民事訴訟法には、記録の閲覧及びその制限の規定がある。

ドイツ特許法では、特許庁⁸⁶と連邦特許裁判所⁸⁷における記録の閲覧について定めている。特許庁は審査手続及び異議申立てを扱い、連邦特許裁判所では日本の拒絶査定不服審判に対応する拒絶査定や異議申立て等に対する抗告と、無効審判に相当する無効訴訟を扱う⁸⁸。特許庁での記録の閲覧は、正当な利害関係が証明された範囲においては何人に対しても許可される。連邦特許裁判所での記録の閲覧は、抗告については正当な利害関係が証明され

⁸¹ Covey Oil Co. v. Continental Oil Co., 340 F.2d 993,999 (1965)

⁸² 前掲 知的財産訴訟外国法制度研究会『別冊 NBL No.81 知的財産訴訟制度の国際比較 制度と運用について』103 頁 [菱田雄郷] (株式会社商事法務、2003 年)

⁸³ 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」61 頁 (TMI 総合法律事務所、2010 年)、浅香吉幹『アメリカ民事手続法 [第 3 版] 【アメリカ法ベーシックス 6】』128 頁 (株式会社弘文堂、2016 年)

⁸⁴ 前掲 知的財産訴訟外国法制度研究会『別冊 NBL No.81 知的財産訴訟制度の国際比較 制度と運用について』107 頁 [菱田雄郷] (株式会社商事法務、2003 年) 脚注において、「公開トライアルで用いられた証拠については、例外的な状況でない限り、アクセスを制限できない、とした事例」と「トライアルで和解が成立したケースで、トライアルで用いられた資料を非公開とするためにはやむにやまれぬ利益がなければならない、とした事例」が例として紹介されている。なお、本調査研究の国内ヒアリング調査における弁護士・弁理士へのヒアリングの際にも、「ディスカバリでは、営業秘密へのアクセスを代理人やエキスパートにのみ制限することが可能であるが、トライアルでは難しい。」との発言があった。

⁸⁵ 首相官邸 司法制度改革推進本部 知的財産訴訟検討会第 8 回配布資料 1「知的財産訴訟外国法制研究会報告書」[2] (2003 年) 93-94 頁：「ドイツにおいては、裁判公開の原則は、重要な原則でありながらも憲法上の原則ではなく、法律により制限できる。裁判所構成法では、営業上の秘密、生産上の秘密、発明の秘密などが問題となる場合に、非公開審理を行うことが認められている。裁判所は、公開を排除した場合には、在廷者に対し、審理や事案に関する公的書類から知りうる事実について秘密を保持する義務(秘密保持義務)を課し得、義務違反には刑事罰がある。」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai8/8siryou_list.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]

⁸⁶ Deutsches Patent- und Markenamt ; DPMA

⁸⁷ Bundespatentgericht ; BpatG

⁸⁸ 久保竜一、清水祐樹「欧州における特許審査後の手続き」特許懇第 288 号、22-31 頁 (2018 年)
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/288/288tokusyuu3.pdf> [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]

た範囲においては何人に対しても許可されるが、無効訴訟については特許権者が保護に値する利害関係を証明する範囲においては第三者に対して閲覧は許可されない。

ドイツ民事訴訟法は、裁判所は法的利益が疎明される場合に限り、当事者の同意を得ずに記録の閲覧を許すことが可能であると定めている。なお、ドイツ特許法及びドイツ民事訴訟法においては、記録の閲覧を制限する具体的な理由として、営業秘密の保護についての言及はない。

② 裁判所構成法 (Gerichtsverfassungsgesetz : GVG) ⁸⁹

裁判所構成法第 169 条第 1 項第 1 文は、裁判の公開原則について、「判決及び判決の言渡しを含む、判決前の審理は公開されるものとする。」と規定している⁹⁰。一方、裁判の公開制限については、同法第 172 条に「裁判所は、審理の全部又は一部について公開を排除することができる」とし、具体的な条件として列挙された中に「重要な事業、貿易、発明又は税務上の秘密について言及されているが、その公開討議は保護を受ける優先権を侵害する」(第 2 号)と規定されている⁹¹。したがって、事業すなわち営業上の秘密が問題となる場合は、公開を排除することができる。

③ 特許法 (Patentgesetz : PatG) ⁹²

ドイツ特許法は、第 31 条第 1 項において、「特許庁は正当な利害関係が納得できるように証明された範囲においては、請求する何人に対してもファイル並びにファイルに付属するひな形及び見本の閲覧を許可する。なお、何人も登録簿及び特許ファイルを、それに係る減縮又は取消の手續 (第 64 条) のファイルを含め、自由に閲覧することができる。」と規定し、同条第 2 項では出願人がファイルの閲覧に同意している場合や出願公開されている場合は、何人も特許出願のファイルを自由に閲覧できることを規定している。また、同条第 3b 項⁹³は、同条第 1 項から第 3a 項に記載されているファイルへのアクセスは、法律に

⁸⁹ 裁判所構成法 ; Courts Constitution Act (英語) : https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_gvg/index.html [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]、Gerichtsverfassungsgesetz (ドイツ語) : <https://www.gesetze-im-internet.de/gvg/index.html> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

⁹⁰ 前掲 首相官邸 司法制度改革推進本部 知的財産訴訟検討会第 8 回配布資料 1 「知的財産訴訟外国法制研究会報告書」 [2] (2003 年) 145 頁

⁹¹ 裁判所構成法第 170 条、第 171a 条、第 171b 条、第 172 条第 1 号、同条第 1a 号、同条第 3 号、同条第 4 号、第 173 条第 2 項、第 174 条にも公開制限 (公開の例外) について規定がある。

⁹² ドイツ特許法 ; Patent Act (英語) : http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_patg/index.html [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日] ; Patentgesetz (ドイツ語) : <http://www.gesetze-im-internet.de/patg/index.html> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]。2016 年 4 月 4 日改正版については、日本国特許庁のホームページに和文が掲載されている。

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/germany/tokkyo.pdf> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

⁹³ 2017 年 7 月 17 日改正、2018 年 5 月 25 日施行。

反している場合や個人情報保護を定めた一般データ保護規則⁹⁴の第 4 条第 1 項で定義される自然人の正当な利益に限り除外すること、すなわち、記録の公開原則の例外（閲覧制限）について定めている⁹⁵。

ドイツ特許法第 99 条第 3 項は、連邦特許裁判所の手続について、「第 31 条は、第三者に対する事件ファイルの閲覧許可に準用される。許可請求については、連邦特許裁判所が決定する。特許の無効訴訟についての手続に係るファイルの閲覧は、特許所有者が保護に値する相反する利害関係を証明する場合で、かつ、その範囲においては、許可されない。」と定めている。連邦特許裁判所が扱う事件のうち、抗告に係る記録は、特許庁の記録と同様に正当な利害関係が証明された範囲においては何人に対しても閲覧が許可されるが、無効訴訟についての手続に係る記録は、特許権者が保護に値する利害関係を証明する範囲においては第三者に対して閲覧が許可されない。

④ 民事訴訟法（Zivilprozessordnung : ZPO）^{96 97 98}

ドイツ民事訴訟法は第 299 条「記録の閲覧、謄本」の第 1 項において、「当事者は訴訟記録を閲覧し、かつそれらの正本、抄本及び謄本を事務課に交付させることができる」と定めており、当事者には記録の閲覧等の権限が与えられている⁹⁹。一方、同条第 2 項において、「裁判所長は、法的利益が疎明される場合に限り、第三者に対して、当事者の同意を得ずに記録の閲覧を許すことができる。」と定めており、第三者による記録の閲覧は、当事者

⁹⁴ REGULATION (EU) 2016/679 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) : 個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及びそのデータの自由な移転に関する、並びに指令 95/46/EC を廃止する、2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU)2016/679、General Data Protection Regulation は GDPR と略される。<https://publications.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/3e485e15-11bd-11e6-ba9a-01aa75ed71a1/language-en> [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]。一般データ保護規則の仮日本語訳は個人情報保護委員会のホームページに掲載されている。<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf> [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]

⁹⁵ Schulte, Patentgesetz mit Europäischem Patentübereinkommen, Carl Heymanns, 9. Auflage, 2014, ISBN: 978-3-452-27586-8, P1590-1591 には、「3.2 第三者による記録の閲覧 第 99 条第 3 項第 1 文に従って第 31 条の要件が満たされているとき、民事訴訟法第 299 条第 4 項にいう書類及び人的及び経済的関係についての陳述（民事訴訟法第 117 条第 2 項第 2 文との関連における第 136 条参照）を除くすべての裁判記録の閲覧は、書面による申立てによって認められる。」とある。

なお、特許法第 136 条は、民事訴訟法第 117 条第 2 項を準用することを定めており、民事訴訟法第 117 条第 2 項第 2 文は、陳述と証拠は当事者の承諾がある場合にのみ相手方に開示することができることを定めている。

⁹⁶ ドイツ民事訴訟法 ; Code of Civil Procedure (英語) : http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_zpo/index.html [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]、Zivilprozessordnung (ドイツ語) : <http://www.gesetze-im-internet.de/zpo/index.html> [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]

⁹⁷ 前掲 Schulte, Patentgesetz mit Europäischem Patentübereinkommen, Carl Heymanns, 9. Auflage, 2014, ISBN: 978-3-452-27586-8, P1588-1589 では、特許法第 99 条の解説において、関連する法律としてドイツ民事訴訟法第 299 条 (Akteneinsicht; Abschriften) についての記載がある。なお、同条第 3 項は、司法上の電子行為の導入及び電子ジャーナルの更なる発展に関する法律第 11 条第 5 項により 2017 年 7 月 5 日に改正され、2018 年 1 月 1 日に施行されているが、第三者に対する記録の閲覧についての規定 (同条第 2 項) の変更はない。

⁹⁸ Thomas, Zivilprozessordnung, 39. Auflage, C.H.Beck, 5 April 2018, ISBN: 978 3 406 71928 8, pages 619 to 620 2017 年 7 月 5 日に改正された民事訴訟法第 299 条第 3 項についての条文解説がある。

⁹⁹ 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」240 頁 (TMI 総合法律事務所、2010 年)

の同意もしくは法的利益の疎明がない限り認められないと考えられる¹⁰⁰。さらに、同条第4項には、「判決、決定及び処分の草案、これらの準備のために提供された製作物並びに評議に関する書類は、これを呈示することも謄本で伝達することもしない。」ことも規定されている¹⁰¹。

(iii) 英国

① 概要

英国において、民事裁判公開の原則はコモンロー上認められており¹⁰²、民事訴訟規則においても、審理は公開で行うとの規定がある。

英国特許法においては、書類の閲覧の要件が定められるとともに閲覧の制限の要件として当該書類が秘密書類として取り扱われている場合が規定されている。

英国民事訴訟規則においては、原則として第三者が書類の写しを入手するには裁判所の許可が必要であることや、裁判所は当事者等からの申請により第三者への判決や書類等の提供を制限できること、開示された書類の使用を制限又は禁止する命令を出すことができることも規定されている。

② 特許法 (The Patents Act) ¹⁰³

英国特許法第 118 条第 1 項には、公開された出願の情報や書類について、長官あてに請求がなされ、所定の手数料が納付された場合には、所定の制限に従い、閲覧が許可される

¹⁰⁰ 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」238 頁 (TMI 総合法律事務所、2010 年)

¹⁰¹ 前掲 Schulte, Patentgesetz mit Europäischem Patentübereinkommen, Carl Heymanns, 9. Auflage, 2014, ISBN: 978-3-452-27586-8, pages 1590 to 1591. 他に記録の閲覧が許されていないものとして、以下が列挙されている。

- ・特許法第 136 条との関連における民事訴訟法第 117 条第 2 項第 2 文にいう人的及び経済的關係に関する陳述書及び証明書類。ただし、当事者が承諾した場合はこの限りでない。
- ・例えば原状回復の申立てを理由づける医師の診断書のように、その開示によって人間の尊厳を侵しかねない書類。
- ・開示すれば、発生する有形・無形の損害が申立人の情報の必要と釣合いが取れないほど重大な関係人への侵害に当たるとおそれのある書類。
- ・連邦特許裁判所に提起された、特許法第 63 条に基づく発明者名の非表示を求める申立て。

¹⁰² 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」150 頁 (TMI 総合法律事務所、2010 年) によれば、「Scott v Scott 事件では、「裁判権の行使は、トライアルに関する限りにおいて、後に述べる極めて制限的な例外を除いては公開法廷で行われなくてはならない。」(Haldane 判事) として、裁判の公開原則を明らかにした。」との記載がある。

¹⁰³ 英国特許法 (日本語) : https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/england/tokkyo.pdf [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]、The Patents Act (英語) :

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/647792/Consolidated_Patents_Act_1977_-_1_October_2017.pdf [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日] 2017 年の改正は、第 70 条、第 74 条、第 78 条、第 106 条に係る改正であり、第 118 条は変更されていない。

との規定がある。同条に関連する規定として特許規則¹⁰⁴第 51 条～第 55 条があるが、上記所定の制限については英国特許規則第 51 条に規定がある。特にその第 3 項第 b 号において、当該書類が同規則第 53 条第 1 号に基づく秘密書類¹⁰⁵として取り扱われている場合には閲覧が許可されないと規定されている。なお、この秘密情報の内容については具体的な規定はなされていない。

また、具体的な手続については、英国知的財産権庁のホームページで公開されている特許実務マニュアル¹⁰⁶第 118 章及び手続マニュアル¹⁰⁷に記載がある。

③ 民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules) ¹⁰⁸

民事訴訟規則第 5.4C 条¹⁰⁹には第三者への訴訟記録の文書の提供について規定されている。同条(1)項において、第三者は事件陳述書等については写しを得ることができるとするが、その他の書類については、同条(2)項において、第三者は、当事者によって提出された他の書類のコピー、又は裁判所と当事者又は他人との連絡などについては、裁判所の許可を条件に得ることができると規定されている¹¹⁰。一方、同条第(4)項において、裁判所が当事者等からの申請により、第三者への判決や書類等の提供を制限できるとの規定がある。

また、民事訴訟規則第 31.22 条¹¹¹(1)項において、訴訟当事者は訴訟手続で開示された書類について、当該訴訟手続の目的のためにのみその書類を使用することができると規定されている。また、同条(2)項において、裁判所は開示された書類の使用を制限する又は禁止する命令を出すことも規定されている。

さらに、民事訴訟規則第 39.2 条¹¹²(1)項に、原則として審理は公開で行うことが規定されている。

¹⁰⁴ 英国特許規則 (日本語) : https://www.ipo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/england/tokkyo_kisoku.pdf [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]、The Patents Rules (英語) : https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/694249/Patents-Rules-2007-06042018.pdf [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

¹⁰⁵ Confidential documents

¹⁰⁶ Manual of Patent Practice (MoPP) (2014 年) <http://www.ipo.gov.uk/downloads/practice-manual.pdf> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日] 当該マニュアルの更新情報は <https://www.gov.uk/guidance/manual-of-patent-practice-mopp/changes-to-the-manual-of-patent-practice> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日] に掲載されているが、第 118 章についての情報はない。

¹⁰⁷ Formalities Manual (online version) <https://www.gov.uk/guidance/formalities-manual-online-version> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

¹⁰⁸ Civil Procedure Rules (英語) : <http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

¹⁰⁹ Supply of documents to a non-party from court records

¹¹⁰ Adrian Zuckerman, ZUCKERMAN ON CIVIL PROCEDURE: PRINCIPLES OF PRACTICE, Third Edition, SWEET & MAXWELL, 2013, ISBN: 9781847039606, pages 124 to 132, especially pages 127 to 128.

¹¹¹ Subsequent use of disclosed documents and completed Electronic Documents Questionnaires

¹¹² General rule – hearing to be in public

(iv) フランス

① 概要

フランスにおいて、裁判の公開を定める規定はないが、裁判の公開原則は、法の一般原則¹¹³となっている¹¹⁴。

フランスにおいては、特許法に書類の閲覧について規定があり、特許規則に事業の秘密を含む書類は公衆に開示されてはならないとの規定がある。なお、フランス特許庁では無効審判や異議申立ての手續がなく、特許無効などの判断は裁判所で行われる点で他国と事情が異なる。

フランス民事訴訟法では、記録の閲覧に関して、争訟事件では、原則として、当事者とその代理人に対してのみ、記録の閲覧、謄写が認められているようである¹¹⁵。

② 知的財産法典 (Code de la propriété intellectuelle) ¹¹⁶

フランス知的財産法第 L612 条 21 には、「特許又は実用証の各出願ファイル」(出願日若しくは優先日から 18 月が満了したとき、又は出願人の簡易請求があったとき) (第 1 号) 及び「その後の手續行為」(第 2 号) については、公表するものと規定しており、閲覧も可能である。知的財産法には、営業秘密などを理由として、閲覧を制限するような規定はない。しかしながら、工業所有権公報への公告について規定しているフランス知的財産規則¹¹⁷第 R512 条 10 は、その例外として、「ただし、出願人に開示されていない書類、及び個人データを含む書類又は事業の秘密に係る書類は、公衆への開示の対象としてはならない。」と定めている。また、第 R612 条 41 は、公衆に開示されない事項の規定であり、その中には個人データ又は事業の秘密を含む書類が規定されている。

¹¹³ un principe généraux du droit

¹¹⁴ 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手續における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」181 頁 (TMI 総合法律事務所、2010 年)

¹¹⁵ 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手續における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」184 頁 (TMI 総合法律事務所、2010 年)、司法研修所『フランスにおける民事訴訟の運営』239 頁 (財団法人 法曹会、第 1 版、1993 年)

¹¹⁶ フランス知的財産法典は知的財産法 (Partie législative) と知的財産規則 (Partie réglementaire) からなる。Code de la propriété intellectuelle 2018 年 12 月 23 日版 (フランス語) :

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069414&dateTexte=20190217> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]。第 L612 条 21 は 1992 年 7 月 1 日付けの法律で定められたものであり、改正の情報はない。

フランス知的財産法 2006 年 3 月 1 日 法律第 2006-236 号による改正は、日本国特許庁のホームページに和文が掲載されている。https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/france/chiteki_zaisan.pdf [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

¹¹⁷ 第 R612 条 41 は 2004 年 2 月 25 日付けの政令で定められたものであり、改正の情報はない。

知的財産規則 2005 年 12 月 30 日布告第 2005-175 号による改正は、日本国特許庁のホームページに和文が掲載されている。https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/france/chiteki_zaisan_kisoku.pdf [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

③ 民事訴訟法 (Code du Procédure civile : CPC)¹¹⁸

フランス 1972 年 7 月 5 日法律第 72-626 号¹¹⁹第 11-3 条は、民事訴訟に関して、「第三者は、公に公表された判決の写しを受け取る権利がある」ことを定めており、公開された判決については、当事者はもちろん、第三者も謄写を求める権利を有している。

また、フランス 2016 年 10 月 7 日法律第 2016-1321 号¹²⁰第 21 条は、「司法裁判所による決定は、関係者のプライバシーを尊重して公衆に無料で提供される」ことを定めている。

記録の閲覧に関しては、争訟事件では、原則として当事者とその代理人に対してのみ記録の閲覧、謄写が認められているようである^{121 122 123}。

(v) 中国

① 概要

中国において、中国特許法、中国特許規則には、書類の閲覧や制限についての規定はないが、特許審査基準に、審査上の必要に応じて当事者に提供を要求した書類は、原則的に閲覧、複製してよいと規定されている。また、その例外として閲覧等により営業秘密に係るおそれのある場合が規定されている。

中国民事訴訟法には、民事事件を審理する場合には公開裁判を行うことが規定されている。また、当事者は当該事件に関する資料を閲覧することができ、当該事件に関する資料及び法律文書を複製することができること等が規定されるとともに、当該事件に関する資料を閲覧及び複製する範囲と規則は、最高人民法院が定めるとしている。また、公衆は法的効力が生じた判決書、裁定書を閲覧できると規定されているが、国家機密、営業秘密等に関する内容はこの限りでないとしている。

¹¹⁸ フランス民事訴訟法 Code du Procédure civile 2019 年 1 月 29 日版 (フランス語) :

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070716> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

¹¹⁹ Loi n° 72-626 du 5 juillet 1972 (フランス語) :

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006068446> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

¹²⁰ LOI n° 2016-1321 du 7 octobre 2016 (フランス語) :

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000033202746&categorieLien=id> [最終アクセス日 : 2019 年 2 月 17 日]

¹²¹ 前掲 平成 21 年度経済産業省委託事業「諸外国の訴訟手続における営業秘密保護の在り方等に関する調査研究報告」184 頁 (TMI 総合法律事務所、2010 年) (脚注で知的財産訴訟外国法制度研究会『別冊 NBL No.81 知的財産訴訟制度の国際比較 制度と運用について』147-148 頁 [杉山悦子] (株式会社商事法務、2003 年) を参照するとともに、法律事務所の弁護士に対するヒアリングにおいても同様であったと記載されている。)、前掲 司法研修所『フランスにおける民事訴訟の運営』239 頁 (財団法人 法曹会、第 1 版、1993 年)。

¹²² 非訟事件については、フランス民事訴訟法第 29 条に「第三者は、正当な利益を有すると認められるときは、裁判官の許可により、事件記録を閲覧し、その写しの交付を受けることができる。」との規定がある。

¹²³ 徳田和幸、町村泰貴編『注釈フランス民事訴訟法典 -特別訴訟・仲裁編-』(信山社出版株式会社、第 1 版、2016 年) 民事訴訟法第 3 巻の「個別の事件についての特則」には、個別の事件について記録の閲覧や制限についての規定が設けられている。

② 特許審査基準¹²⁴（專利審査指南）

中国特許法、中国特許規則には、書類の閲覧や制限についての規定はないが、特許審査基準の第5部分「專利出願および事務処理」の第4章「專利出願ファイル」の「5.閲覧と複製」の第5.1「閲覧と複製の原則」(6)は、審査上の必要に応じて当事者に提供を要求した各種書類は、原則的に閲覧、複製してよいとすると規定するとともに、閲覧等により営業秘密に係るおそれのある場合は除くことが規定されている。また、閲覧等を許可される書類については、同第5.2「閲覧と複製を許可する内容」に公開前、公開後、公告後等の各段階に分けて詳細に規定され、閲覧等の手順については、同第5.3「閲覧と複製の手続」に專利出願包袋の中の書類の閲覧、複製にあたっては所定の書面を提出し、所定の費用を納付すること、閲覧通知書を以って、指定された場所で書類を閲覧し、複製する必要がある書類を複製することが規定されている。

③ 民事訴訟法（中華人民共和國民事訴訟法）¹²⁵

中国民事訴訟法第10条には、人民法院は、民事裁判を審理する場合には、法律の規定により合議、忌避、公開裁判及び二審終審制度を実行することが規定されており、これは民事裁判の基本的制度とされている¹²⁶。同法第49条には、当事者は当該事件に関する資料の閲覧と当該事件に関する資料及び法律文書を複製ができること、当該事件に関する資料を閲覧・複製する範囲と規則は最高人民法院が定めること、が規定されている¹²⁷。

また、同法156条には、公衆は法的効力が生じた判決書、裁定書を閲覧することができること、但し、国家機密、営業秘密及びプライバシーに関する内容はこの限りでないことが規定されている。さらに、同条における営業秘密は、民事訴訟法適用に関する司法解釈

¹²⁴ 專利審査指南（日本語）：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20100201.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]、專利審査指南 2010 中華人民共和國國家知識產權局（中国語）：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/section/20100201.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]

「專利審査指南」の改正に関する國家知識產權局的決定（2017）（第74号）（日本語）：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170302-1.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]、关于修改〈关于修改指南〉的決定（2017）（第74号） 國家知識產權局令 第七十四号（中国語）：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170302-2.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹²⁵ 中華人民共和國民事訴訟法（日本語）：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20130101.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]、中華人民共和國民事訴訟法（中国語）：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/regulation/20130101.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹²⁶ 吉村徳重・上田竹志編「日中民事訴訟法比較研究」[小嶋明美] 98頁（一般財団法人九州大学出版会、初版、2017年）

¹²⁷ 代理人については、民事訴訟法第61条「訴訟代理人の権利」に、証拠を調査・収集する権利及び当該事件に関する資料の閲覧が可能であることが規定されている。

128第 220 条に「生産技術、調合方法、取引関係、仕入れ・販売ルート等、当事者が公開を望まない技術上の秘密、営業上の情報」であると定義されている。なお、この判決書、裁定書の公開の範囲は、当該判決書及び裁定書の本文に限られ、公衆は自由に審理用書類を閲覧することができない¹²⁹。

(vi) 韓国

① 概要

韓国において、韓国憲法¹³⁰と韓国法院組織法¹³¹は、裁判の審理と判決の公開を明示的に規定している¹³²。

韓国特許法は、「特許原簿及び書類の閲覧又は複写が必要な者は、特許庁長又は特許審判院長に書類の閲覧等の許可を申請することができる。」と定めるとともに、「秘密に維持する必要があると認める場合には、その書類の閲覧又はコピーを許可しないことができる。」としている。

韓国民事訴訟法では、「当事者や利害関係を疎明した第三者」か、「権利救済・学術研究や公益的な目的」により訴訟記録の閲覧を申請することができるとしている。さらに、申請された記録が「当事者の私生活に関する重大な秘密」や「当事者が持つ営業秘密」に該当する場合には、裁判所は当事者の申請に基づいて訴訟記録中の秘密が書かれている部分の閲覧を当事者に限定できるとしている。

② 特許法 (특허법) ¹³³

韓国特許法第 216 条第 1 項において、「特許原簿及び書類の閲覧又は複写が必要な者は、

¹²⁸ 最高人民法院「中華人民共和國人事訴訟法」適用に関する解釈（法釈〔2015〕5号）2015年2月4日施行、前掲 吉村徳重・上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』[白出博之]（一般財団法人九州大学出版会、初版、2017年）697-775頁に全文の和訳が掲載されている。最高人民法院关于适用《中华人民共和国民事诉讼法》的解释（法释〔2015〕5号）

（中国語）：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-13241.html> [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹²⁹ 張艶麗，民事訴訟法，第二版，北京大學出版社，2017，ISBN: 978-7-301-28742-2, pages 420 to 421、翁道達『中国法実務解説シリーズ 中華人民共和國新民事訴訟法 実務解説』113頁（HSJ株式会社、2016年）

¹³⁰ 大韓民國憲法第 109 条「裁判の審理及び判決は、公開する。ただし、審理が、国の安全保障若しくは安寧秩序を妨害し、又は善良な風俗を害するおそれがあるときは、法院の決定により公開しないことができる。」、韓国憲法

（대한민국헌법；韓国語）：<http://www.law.go.kr/lsEfnfoP.do?lsiSeq=61603#> [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹³¹ 韓国法院組織法第 57 条第 1 項「裁判の審理及び判決は、公開する。ただし、審理は、国家の安全保障・安寧秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるときは、決定でこれを公開しないことができる。」、韓国法院組織法（법원조직법；韓国語）：<http://www.law.go.kr/LSW//lsEfnfoP.do?lsiSeq=199497#> [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹³² 李鎬元「日韓比較民事訴訟法研究会 II. 2002 年の韓国の民事訴訟法の改正と今後の課題」立命館法学 2010 年 3 号（331 号）422 頁（2010 年）：<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/10-3/lee.pdf> [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹³³ 韓国特許法 2019 年 1 月 8 日一部改正（日本語）：http://www.choipat.com/pds/siryou/choipat_14_20190108.pdf [最終アクセス日：2019年2月17日]、특허법（韓国語）：<http://www.law.go.kr/LSW//lsEfnfoP.do?lsiSeq=206600#> [最終アクセス日：2019年2月17日] 改正法は 2019 年 7 月 1 日施行であるが、特許法第 216 条は改正されていない。

特許庁長又は特許審判院長に書類の閲覧等の許可を申請することができる。」と定めており、同条第2項において、「秘密に維持する必要があると認める場合には、その書類の閲覧又はコピーを許可しないことができる。」として第1項の申請を許可しないものを列挙している。ここで列挙されている書類は、出願公開若しくは設定登録されていない特許出願又は特許拒絶決定に対する審判に関する書類、又は、公共の秩序又は善良な風俗に外れたり公衆の衛生を害する恐れのある書類であり、無効審判事件において提出された書類などは挙げられていない。

③ 民事訴訟法 (민사소송법) ¹³⁴

韓国民事訴訟法では、(a) 「当事者や利害関係を疎明した第三者」(第162条第1項)か、(b) 「権利救済・学術研究や公益的な目的」(同条第2項)により訴訟記録の閲覧を申請することができる。

(b) の申請については、「公開を禁止した論争に関連した訴訟記録については、この限りでない。」(同条第2項ただし書)とし、さらに、「裁判所は、第2項の規定による閲覧申請時、当該訴訟関係人が同意しない場合には、閲覧させてはならない。」(同条第3項)と閲覧を制限している。

さらに、韓国民事訴訟規則¹³⁵第37条の3第2項において、「裁判所は、法第162条第2項の規定による申請があったときは、当該訴訟関係人にその事実を通知しなければならない。」、同第5項には、「第2項の規定による通知を受けた当該訴訟関係人は、通知を受けた日から2週間以内に、訴訟記録の閲覧に関する同意するかどうかを書面で明らかにすべき。ただし、当該訴訟関係人は、上記期間内に同意するかどうかについての書面を提出しないときは、訴訟記録の閲覧について同意したものとみなす。」と定めており、第三者の訴訟記録の閲覧には当事者の同意が必要であるとしている。ただし、その理由については示されていない。

さらに、韓国民事訴訟法第163条第1項において、「当事者の私生活に関する重大な秘密」(第1号)、「当事者が持つ営業秘密(不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号に規定された営業秘密をいう)」(第2号)に該当する場合には、裁判所は、当事者の申請に基づいて訴訟記録中の秘密が書かれている部分の閲覧が当事者に限定されることを決定できる(以下「第1項決定」という)。秘密が当事者以外に閲覧されないようにす

¹³⁴ 韓国民事訴訟法 (CIVIL PROCEDURE ACT ; 英語) :

<http://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2&query=CIVIL%20PROCEDURE%20ACT#AJAX> [最終アクセス日 : 2019年2月17日] において、過去の改正版を含めた民事訴訟法の英語版が掲載されている。민사소송법 (韓国語) : <http://www.law.go.kr/LSW/lSEfInfoP.do?lsiSeq=198476#> [最終アクセス日 : 2019年2月17日]

¹³⁵ 韓国民事訴訟規則 2018年1月31日施行、민사소송규칙 (韓国語) : <http://www.law.go.kr/lSEfInfoP.do?lsiSeq=201976#> [最終アクセス日 : 2019年2月17日]

るため、以下のような規定もある。

- ・当事者の閲覧限定の申請があったときは、その申請に係る裁判が確定するまでの第三者の秘密部分の閲覧は申請することができない（同条第2項）。
- ・当事者の閲覧限定の申請の却下や第1項決定の取り消しの決定（同条第3項）に対しては即時抗告ができる（同条第4項）。
- ・閲覧の限定の決定の取り消しの決定は確定しなければ効力を有しない（同条第5項）。

(vii) 欧州特許庁¹³⁶

① 概要

欧州特許庁は、欧州特許付与に関する条約に基づき出願された、特許の特許性の判断を行っており、異議申立ては取り扱うものの、特許無効審判や特許侵害訴訟については、各国へ移行してから行われる。

欧州特許付与に関する条約には、書類の閲覧に関し、欧州特許出願の公開後は、欧州特許出願及びその欧州特許に関するファイルは施行規則に定める制限に従って閲覧できることが規定されている。

また、欧州特許付与に関する条約の施行規則には、ファイルの一部であって、閲覧から除外されるものが規定されているが、営業秘密には言及していない。

② 欧州特許付与に関する条約¹³⁷ (The European Patent Convention)

欧州特許付与に関する条約第100条には、異議申立ての理由として、(a) 特許の対象が第

¹³⁶ 欧州特許庁のホームページに審判部の審決集 (Case Law of the Boards of Appeal Eighth Edition July 2016) が掲載されている。

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/5148B6F13CBE8990C1258017004A9EF6/\\$File/case_law_of_the_boards_of_appeal_2016_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/5148B6F13CBE8990C1258017004A9EF6/$File/case_law_of_the_boards_of_appeal_2016_en.pdf) [最終アクセス日：2019年2月17日] ファイル閲覧については、Case Law of the Boards of Appeal HTML バージョンの III. Rules common to all proceedings before the EPO における M. Inspection of files, European Patent Register and stay of proceedings を参照。https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/caselaw/2016/e/clar_iii_m.htm [最終アクセス日：2019年2月17日] 当該審決集のデータベースも公開されており、随時更新されている。Search in the Board of Appeal decisions database : <https://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/advanced-search.html> [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹³⁷ 欧州特許付与に関する条約 2007年12月13日施行 (日本語) :

<https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/epo/jyouyaku.pdf> [最終アクセス日：2019年2月17日]、The European Patent Convention and the Rules relating to Fees have been amended by the following decisions of the Administrative Council since the publication of the 16th edition (June 2016) :

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/029F2DA107DD667FC125825F005311DA/\\$File/EPC_16th_edition_2016_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/029F2DA107DD667FC125825F005311DA/$File/EPC_16th_edition_2016_en.pdf) [最終アクセス日：2019年2月17日] 第128条「Inspection of files」は200頁に掲載されており、2000年11月29日付で改正されている。同条第4項は、2007年12月7日付の the decision of the President of the EPO Special edition No. 3 OJ EPO 2007, J.2 and J.3.に規定されている。また、267頁以降には、Implementing Regulations to the Convention on the Grant of European Patents (施行規則) も掲載されている。

52 条から第 57 条に規定された特許性を満足していないこと、(b) 発明の開示が不十分であること、(c) 特許の対象が出願時の出願内容を超えていることと定められており、冒認出願等の判断等、秘密事項に関わる事項は関係しない。

欧州特許付与に関する条約第 128 条第 4 項には、書類の閲覧に関し、欧州特許出願の公開後は、欧州特許出願及びその欧州特許に関するファイルは施行規則に定める制限に従って閲覧できることが規定されている。

また、欧州特許付与に関する条約の施行規則¹³⁸第 144 条には、ファイルの一部であって、閲覧から除外されるものが以下のように規定されているが、いずれも営業秘密には言及していない。

- (a) 審判部又は拡大審判部の構成員についての除斥又は忌避に関する書類
- (b) 決定及び通知の草案並びに他の書類であって、決定及び通知の準備のために使用され、当事者には通知されないもののすべて
- (c) 発明者の指定書。ただし、発明者が、言及される権利を規則 20(1)に基づいて放棄している場合に限る。
- (d) 上記以外の書類であって、特許庁長官が、当該閲覧は欧州特許出願又は欧州特許に関して、公衆に情報を提供する上で有用ではないであろうという理由に基づいて、閲覧の対象から除外するもの

(viii) 欧州連合知的財産庁

① 概要

欧州連合欧州議会及び理事会の規則では、商標及び意匠のファイルについて、当該ファイルの閲覧申請がされる前に、当事者がその秘密保持についての特別の利害を示したものは閲覧が制限されると定めている。但し、閲覧を求める当事者の優先する合法的権益によって正当化される場合は除かれる。

② 欧州連合（商標）欧州議会及び理事会の規則(EU)2017/1001¹³⁹

¹³⁸ 欧州特許付与に関する条約の施行規則 2016 年 11 月 1 日施行（日本語）：

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/epo/jyouyaku_kisoku.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日] 第 144 条

「Parts of the file excluded from inspection」は、前掲 Convention and the Rules relating to Fees have been amended by the following decisions of the Administrative Council since the publication of the 16th edition (June 2016)の 529-530 頁に掲載されており、2007 年 12 月 7 日付の the President of the EPO, Special edition No. 3, OJ EPO 2007, J.3.に規定されている。

¹³⁹ 欧州連合（商標）欧州議会及び理事会の規則(EU)2017/1001 2017 年 10 月 1 日施行（日本語）：

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ec/shouhyou_rijikai.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]、REGULATION (EU) 2017/1001 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 June 2017 on the European Union trade mark（英語）：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R1001&from=EN> [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日] 第 114 条「Inspection of files」は 50 頁（L 154/50）に掲載されている。

欧州連合（商標）欧州議会及び理事会の規則(EU)2017/1001 第 114 条(4)は、ファイルの閲覧について、ファイル閲覧の請求がされる前に、当事者が秘密扱いにすることの特別の権益を証明していたファイルの一部については、閲覧を阻止することができるとしている。ただし、ファイルの当該部分の閲覧が、閲覧を求める当事者の優越する、合法的権益によって正当化される場合は除かれる。

③ 欧州連合（意匠）意匠理事会規則 No.6/2002¹⁴⁰

欧州連合（意匠）意匠理事会規則 No.6/2002 第 74 条(4)は、ファイルの閲覧について、ファイルが閲覧される場合は、ファイル中の一定の書類は、施行規則の規定に従って、その閲覧を差し控えることができる、と規定されている。

さらに、欧州共同体意匠委員会規則(EC)No.2245/2002¹⁴¹ 第 72 条において、規則(EC)No.6/2002 第 74 条(4)により、閲覧の対象から除外されるもの（閲覧対象から除外されるファイルの構成部分）について規定しており、その(c)において、当該ファイルについての閲覧申請がされる前に、当事者がその秘密保持についての特別の利害を示したものを定めている。ただし、ファイルの中の当該構成部分に関する閲覧が、閲覧を求める当事者の重要かつ適法な利害によって正当化される場合は除かれる。

（3）民事訴訟及び特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係の分析

（i）民事訴訟における営業秘密の保護と企業の訴訟等の利用動向の関係

秘密保持命令については、東京地方裁判所における平成 17 年から平成 27 年の秘密保持命令の申立てがなされた事件 37 件（年間平均 3.4 件）のうち、21 件に対して秘密保持命令

¹⁴⁰ 欧州連合（意匠）意匠理事会規則 No.6/2002 2012 年 4 月 24 日 L112/2012 により改正 2013 年 7 月 1 日統合版（日本語）：https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ec/ec6_02j.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]、（英語）：COUNCIL REGULATION (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs files（英語）：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32002R0006&from=EN> [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日] 第 74 条「Inspection of files」は L 3/17 頁に掲載されている。

¹⁴¹ 2007 年 7 月 24 日の委員会規則(EC)No.876/2007 により改正された、共同体意匠に関する理事会規則(EC)No.6/2002 の施行に係る 2002 年 10 月 21 日の委員会規則(EC)No.2245/2002 2008 年 1 月 1 日施行（日本語）：https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ec/ec2245_02j.pdf [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日]、COMMISSION REGULATION (EC) No 2245/2002 of 21 October 2002 implementing Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs（英語）：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32002R2245&from=EN> [最終アクセス日：2019 年 2 月 17 日] 第 72 条「Parts of the file excluded from inspection」は L 341/49 頁に掲載されている。当該規則については、COMMISSION REGULATION (EC) No 876/2007 of 24 July 2007（英語）：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32007R0876&from=EN> [最終アクセス日：2019 年 1 月 15 日] による改正もあるが、第 72 条は改正されていない。

が発令されている¹⁴²。また、平成 17 年から平成 24 年末までの大阪地方裁判所での秘密保持の発令件数は 1 件、知的財産高等裁判所では申立て及び発令の事例はない¹⁴³。

なお、民事訴訟の手續における閲覧等制限に関する申立てについての実績について報告資料は見つからなかったが、裁判官経験者や代理人等へのヒアリングにおいて、複数の者から知的財産の事件では比較的多くの閲覧等制限に関する申立てが行われているとの発言があった¹⁴⁴。

(ii) 審判等の手續における営業秘密の保護の利用動向

① 全体

営業秘密が記載された旨の申出があった 99 件の審判事件（平成 30 年 7 月 10 日現在）について、調査・分析を行った。99 件の内訳は、特許・実用新案・意匠の無効審判¹⁴⁵が 46 件（特許 44 件、実用新案・意匠各 1 件）、商標の無効審判が 9 件、商標の取消審判が 44 件である。

② 申出の回数・件数

営業秘密が記載された旨の申出の回数は、特許・実用新案・意匠の無効審判では 1 件当たり平均 1.8 回（最多 14 回）、商標の無効審判では平均 1.0 回（すべての案件で 1 回）、商標の取消審判では平均 1.1 回（最多 3 回）であった。

営業秘密が記載された旨の申出がなされた件数は、年度によりばらつきがあるため、2003 年度から 2017 年度を 5 年度ごとにまとめたところ、特許・実用新案・意匠及び商標のいずれにおいても営業秘密の申出の件数は増加傾向にあることが分かった。

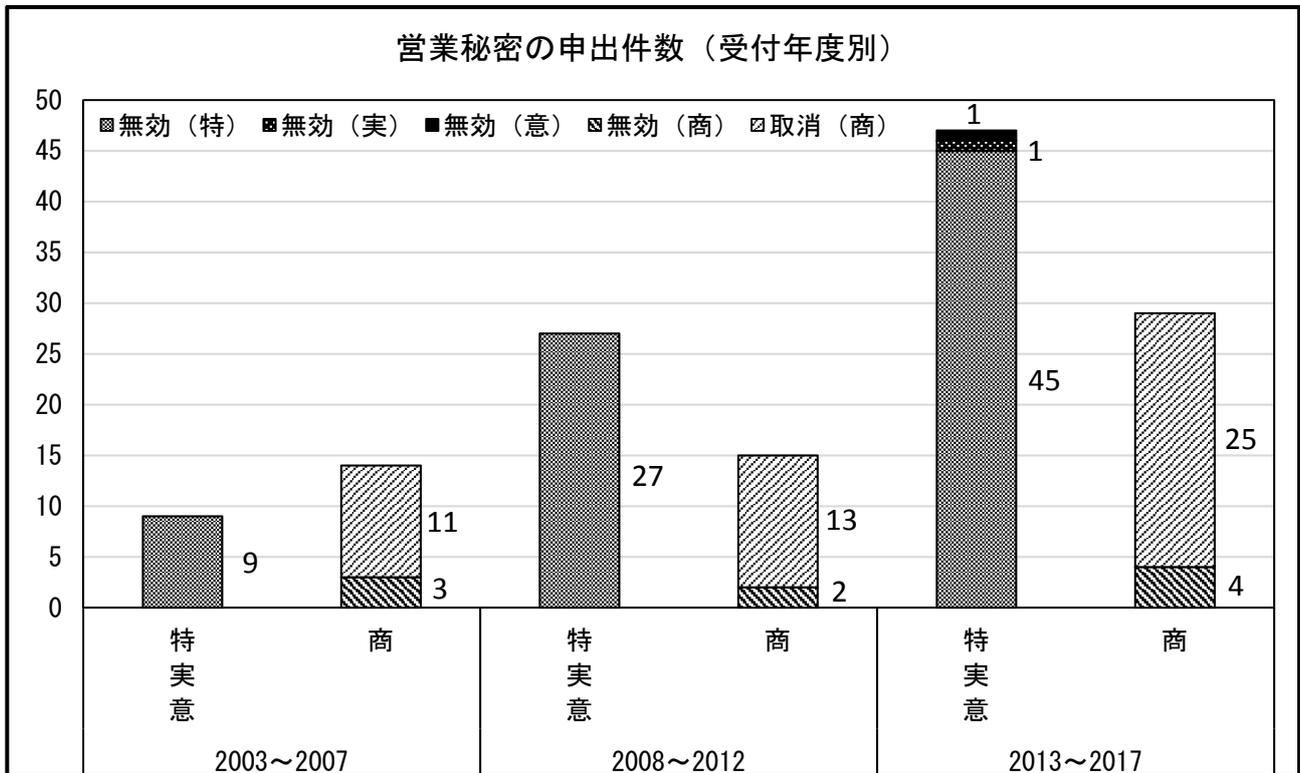
¹⁴² 前掲 小田真治「秘密保持命令の運用の実情」Law&Technology 59 号 6 頁（2013 年）に平成 17 年から平成 24 年までの実績が報告されている。また、「平成 27 年度 裁判所と日弁連知的財産センターとの意見交換会」別冊 L&T 知的財産紛争の最前線 No.2 27 頁（2016 年）に平成 25 年から平成 27 年の実績が報告されている。

¹⁴³ 前掲 小田真治「秘密保持命令の運用の実情」Law&Technology 59 号 6 頁（2013 年）

¹⁴⁴ 後述の国内ヒアリング調査結果を参照。

¹⁴⁵ 延長登録無効審判を含まない。

【図表 2 - 2】



③ 当事者

各事件の当事者（審判請求人、審判被請求人）について調査・分析した。件数は、当事者の人数に関わらず、審判事件ごとに1件とした。また、その種別は、当事者の住所が日本国内の場合には国内、海外（在外）の場合には海外に分類した上で、さらに各当事者の種別を企業、法人（企業以外の法人）、個人等と分類した。その結果、最終的に住所が日本国内であって企業の場合には国内企業、住所が日本国内で法人の場合は国内法人等と分類した。なお、当事者が複数含まれる場合であって最終的な分類が異なる場合、例えば審判請求人が国内企業と海外企業の場合には、国内企業・海外企業のように両者を併記する形の分類とした。

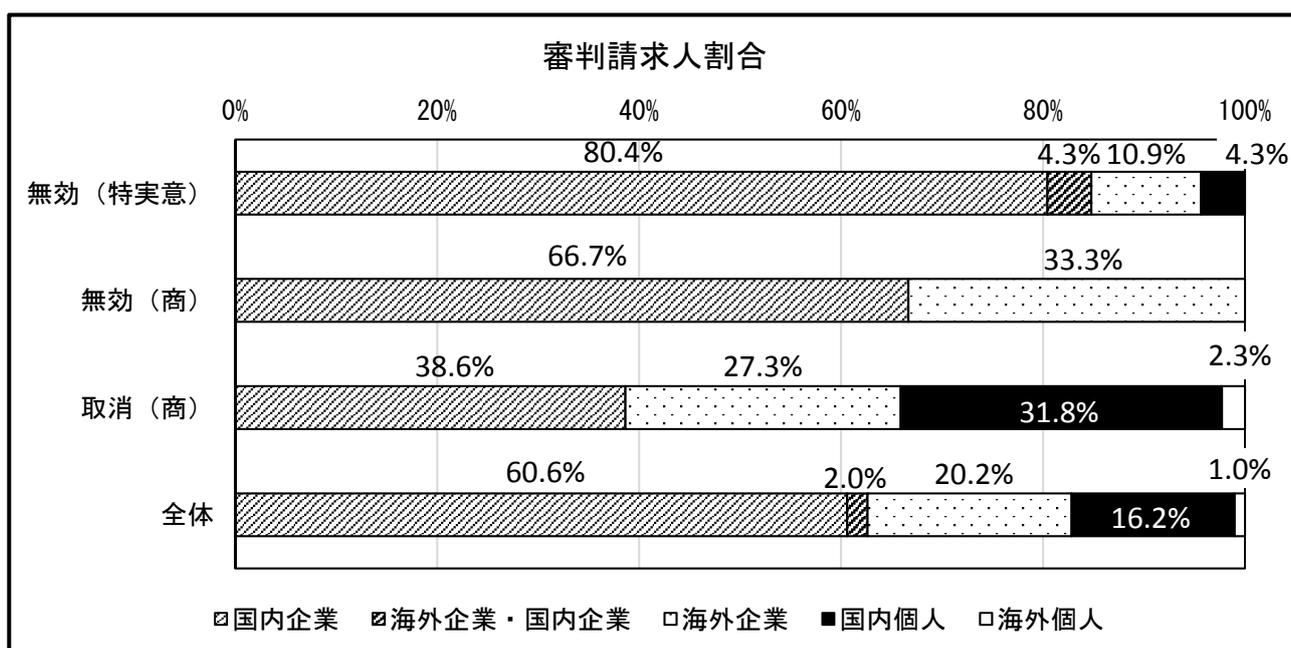
（a）審判請求人

営業秘密が記載された旨の申出のあった審判の審判請求人において、10%以上の割合を占める者の内訳は、全体では、多い順に国内企業 60.6%、海外企業 20.2%、国内個人 16.2%であった。

無効審判の審判請求人の内訳は、特許・実用新案・意匠の無効審判（以下、無効審判（特

実意)とする)では、国内企業 80.4%、海外企業 10.9%、商標の無効審判(以下、無効審判(商)とする)の審判請求人は国内企業 66.7%、海外企業 33.3%であった。また、商標の取消審判(以下、取消審判(商)とする)の内訳は、国内企業 38.6%、国内個人 31.8%、海外企業 27.3%であった。数値にばらつきはあるものの、いずれの審判においても国内企業の占める割合が最も多いことが分かった。

【図表 2 - 3】



また、無効審判(特実意)のうち、国内企業が審判請求人であって、当該審判請求人の現状を確認できた39者の業種¹⁴⁶の審判件数は、電気機器8者(21%)、食料品6者(15%)、非鉄金属6者(15%)、医薬品5者(13%)、繊維製品4者(10%)の上位5業種で74%を占めており、他は2者が1業種、1者が8業種あった。

同様に無効審判(商)の審判請求人のうち、現状を確認できた国内企業は5者であり、精密機器2者(40%)、他は食料品、化学、不動産業が各1者(20%)であった。

取消審判(商)の審判請求人のうち、現状を確認できた国内企業は16者であり、建設業4者(25%)、小売業2者(13%)以外は、1者が10業種あった。

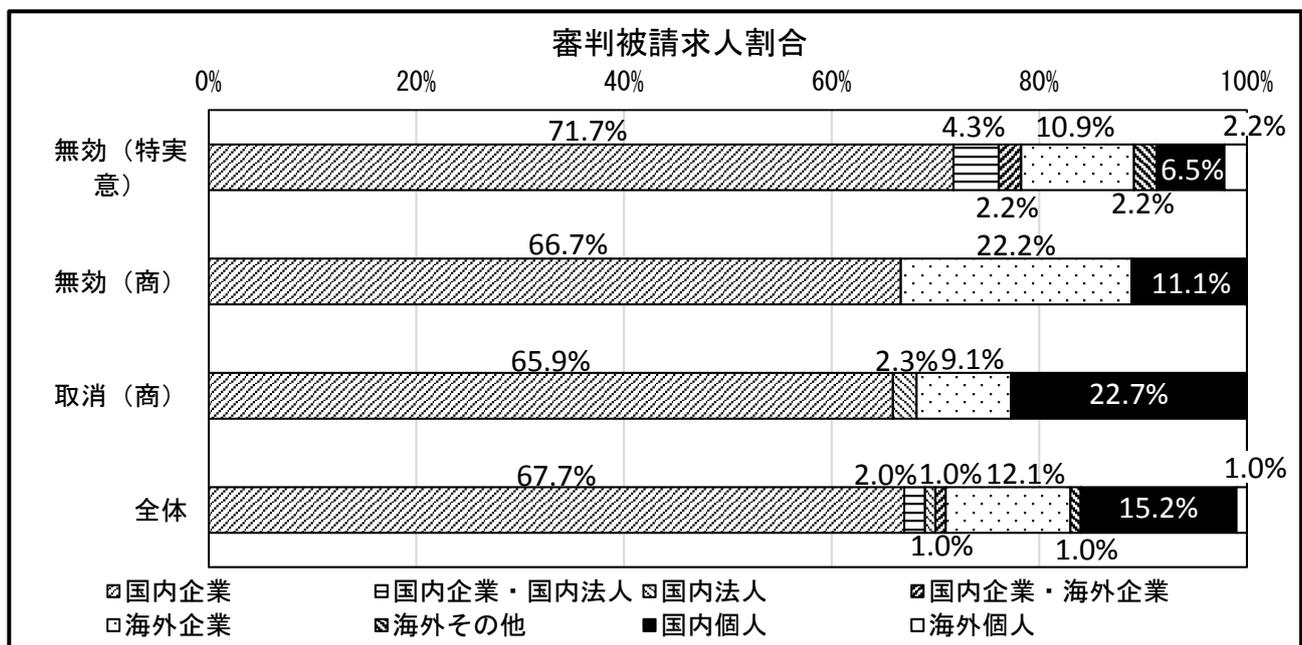
(b) 審判被請求人

¹⁴⁶ 上場している者については各市場における業種とし、未上場の者については事業内容から判断した。

営業秘密が記載された旨の申出のあった審判の審判被請求人において、10%以上の割合を占める者の内訳は、全体では、多い順に国内企業 67.7%、国内個人 15.2%、海外企業 12.1%であった。

無効審判（特実意）では、国内企業 71.7%、海外企業 10.9%、無効審判（商）では国内企業 66.7%、海外企業 22.2%、国内個人 11.1%であった。また、取消審判（商）では、国内企業 65.9%、国内個人 22.7%であった。いずれの審判においても審判請求人と同様に国内企業が最も多いことが分かった。

【図表 2 - 4】



また、無効審判（特実意）のうち、国内企業が審判被請求人であって、当該審判被請求人の現状を確認できた 36 者の業種の審判件数は、化学 9 者（25%）、電気機器 5 者（14%）、食料品 5 者（14%）、医薬品 5 者（14%）、繊維製品 3 者（8%）の上位 5 業種で 75%を占めており、他は 1 者が 9 業種あることが分かった。

同様に無効審判（商）の審判被請求人のうち、現状を確認できた国内企業は 6 者であり、電気機器 2 者（33%）、他は食料品、医薬品、小売業、建設業が各 1 者（17%）であった。

取消審判（商）の審判被請求人のうち、現状を確認できた国内企業は 26 者であり、食料品 5 者（19%）、化学 5 者（19%）、電気機器 3 者（12%）、小売業 2 者（8%）以外は、1 者が 11 業種あった。

④ 代理人

各事件の代理人について確認した。件数は、代理人の人数に関わらず、審判事件ごとに1件とした。また、その種別は、弁護士のみ（弁護士のみが代理人として記録されている場合）、弁護士・弁理士（弁護士と弁理士双方が代理人と記録されている場合）、弁理士のみ（弁理士のみが代理人として記録されている場合）、代理人なし（代理人の記録がない場合）の4分類とした。

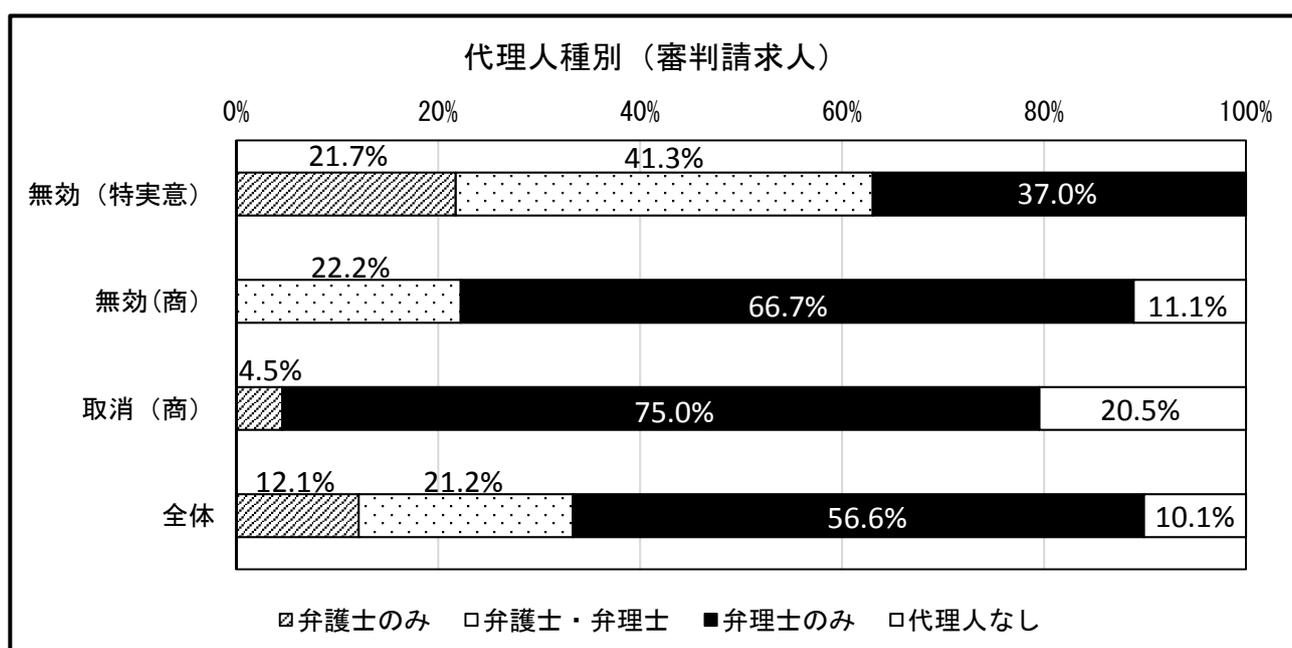
（a）審判請求人の代理人

営業秘密が記載された旨の申出のあった審判の審判請求人の代理人の内訳は、全体では、多い順に弁理士のみ 56.6%、弁護士・弁理士 21.2%、弁護士のみ 12.1%、代理人なし 10.1%であった。

無効審判（特実意）では、弁理士のみ 41.3%、弁護士・弁理士 37.0%、弁護士のみ 21.7%、無効審判（商）は弁理士のみ 66.7%、弁護士・弁理士 22.2%、代理人なし 11.1%であった。また、取消審判（商）では、弁理士のみ 75.0%、代理人なし 20.5%、弁護士のみ 4.5%であった。

なお、代理人なしの無効審判（特実意）、代理人が弁護士のみである無効審判（商）、代理人が弁護士・弁理士である取消審判（商）の審判はなかった。

【図表 2 - 5】



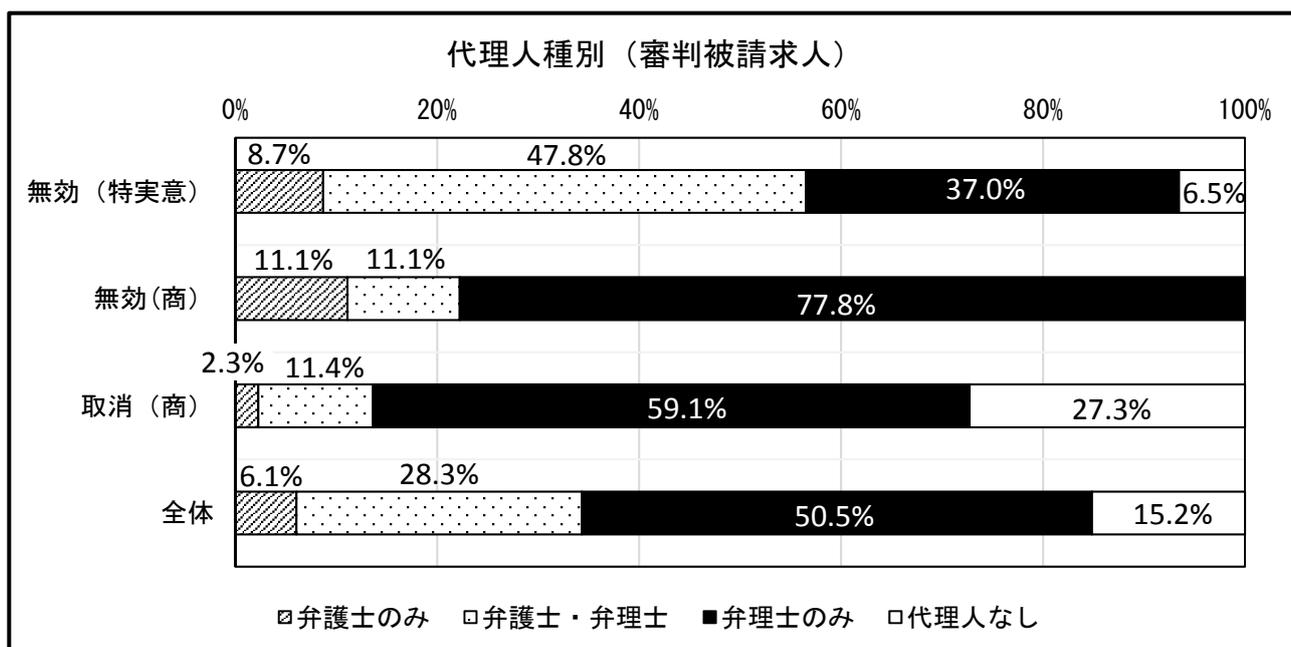
(b) 審判被請求人の代理人

営業秘密が記載された旨の申出のあった審判の審判被請求人の代理人の内訳は、全体では、多い順に弁理士のみ 50.5%、弁護士・弁理士 28.3%、代理人なし 15.2%、弁護士のみ 6.1%であった。

無効審判（特実意）では、弁護士・弁理士 47.8%、弁理士のみ 37.0%、弁護士のみ 8.7%、代理人なし 6.5%、無効審判（商）では弁理士のみ 77.8%、弁護士のみ 11.1%、弁護士・弁理士 11.1%であった。取消審判（商）では、弁理士のみ 59.1%、代理人なし 27.3%、弁護士・弁理士 11.4%、弁護士のみ 2.3%となっている。

なお、無効審判（商）において代理人なしの審判はなかった。

【図表 2 - 6】



⑤ まとめ

当事者については、審判請求人が審判被請求人かを問わず、すべての審判において、国内企業の占める割合が最も多かった。特に、取消（商）の審判請求人以外はすべて 60%以上であった。

また、代理人については、審判請求人の代理人か審判被請求人の代理人かを問わず、無効（特実意）を除き、弁理士のみが代理人である審判が最も多いことが分かった。また、

弁理士が代理人である審判としてみると、審判請求人の代理人が弁理士のみと弁護士・弁理士である割合は全体で 77.8%、いずれの場合も 78%以上であり、審判被請求人の代理人が弁理士のみと弁護士・弁理士である割合は全体で 78.8%、いずれの場合も 70%以上であり、営業秘密の記載がある旨の申出が関わる審判に弁理士の関わる割合は非常に高い。

3. 国内アンケート調査

(1) 国内アンケート調査の目的

特許庁の審判等における営業秘密の保護の手續について、審判等の手續における営業秘密の保護についての現状を把握することを目的とする。

(2) 国内アンケート調査の手法

(i) 国内アンケート調査対象者

現在の営業秘密の保護手續についての認知度を調査し、かつ経験者からの意見を効率的に求めるため、以下のように国内アンケート調査対象者（計 900 者）を選定した。なお、900 者の内訳は営業秘密を保有している者として企業 700 者、審判等の手續を行う者として代理人 200 者とした。また、営業秘密の手續には弁護士が関わることも多いと考えられるため、代理人は弁護士 100 者及び弁理士 100 者とした。

① 審判情報に営業秘密の申出の記録がある経験記録有集合 110 者

営業秘密の申出の記録がある審判事件のリスト¹⁴⁷から、当事者（請求人及び被請求人）を抽出して経験記録有集合のリストを作成し、企業は調査対象者の 10%である 70 者、代理人は調査対象者 200 者の 20%である 40 者を選定した¹⁴⁸。

- ・請求人企業、被請求人企業 70 者
- ・請求人代理人、被請求人代理人 40 者（弁護士・弁理士各 20 者）

② 営業秘密の申出の経験を問わない一般集合 790 者

企業及び代理人（弁護士・弁理士）については、以下のように調査対象者を選定した。

¹⁴⁷ 2018 年 7 月 10 日時点で 99 件の審判事件がある。特許庁より提供を受け、日本パテントデータサービス株式会社の「特許検索サービス JP-NET」を用いて確認した。内訳は、特許・実用新案・意匠の無効審判が 46 件（特許 44 件、実用新案・意匠各 1 件）、商標の無効審判が 9 件、商標の取消審判が 44 件である。

¹⁴⁸ 経験数の多い者を優先的に選定した。

- ・企業：日本知的財産協会ホームページに公開されている正会員リスト¹⁴⁹より①で選定された者を除いた上で、630者を抽出した。
- ・代理人：日本弁護士連合会のひまわりサーチ¹⁵⁰で重点取扱業務として「特許」、「商標」を登録している弁護士を検索して作成したリスト¹⁵¹、及び日本弁理士会の弁理士ナビ¹⁵²で取扱い業務として「審査・審判に関する相談」を登録している弁理士を検索して作成したリスト¹⁵³より、①で選定された者を除き、各々80者（計160者）を抽出した。

（ii）国内アンケート調査の実施方法

① 国内アンケート調査の内容

下記項目を調査項目として設定した。

- ・特許庁の審判等における営業秘密の保護手続に関する認知度及び経験
- ・裁判所の訴訟における営業秘密の保護手続に関する認知度及び経験
- ・審判等における営業秘密の保護手続と利用の関係
- ・特許庁の審判等における営業秘密の保護手続に関する要望

② 国内アンケート調査の方法

上記調査項目に基づき、国内アンケート調査票を2種類（企業の方向けと代理人の方向け）を作成し、郵送にて国内アンケート調査対象者に送付した。回答は、郵送による返送及び回答用アドレスへのE-mail返送のいずれか形を回答者が選択するようにした。

③ 国内アンケート調査の実施時期

平成30年8月17日～9月25日

¹⁴⁹ 2018年7月5日現在の正会員リストを使用。日本知的財産協会ホームページの正会員一覧：
http://www.jipa.or.jp/syokai/member/seikaiin_list.html [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹⁵⁰ 日本弁護士連合会のひまわりサーチ：<https://www.bengoshikai.jp/> [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹⁵¹ 2018年7月17日に検索し、リスト作成。

¹⁵² 日本弁理士会の弁理士ナビ：<http://www.benrishi-navi.com/> [最終アクセス日：2019年2月17日]

¹⁵³ 2018年7月17日に検索し、リスト作成。

(3) 国内アンケート調査の結果

(i) 回答状況と回答者の内訳

国内アンケート調査質問票を送付した900者のうち、418者より有効な回答を得た（回答率46.4%）。回答者の内訳は以下のとおりである。

- ・一般：386者（うち、企業361者、代理人25者）
- ・経験記録有：32者（うち、企業23者、代理人9者）

(ii) 営業秘密の保護手続の認知度について

① 営業秘密に対する措置（問B1）

特許庁の審判等の手続において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合の営業秘密に対する措置について、回答者（418者）のうち292者（69.9%）が知っている、と回答しており、当該措置があることについて広く認識されていることがうかがえる。

審判等の手続における営業秘密に対する措置を知っているか（認知度）について、営業秘密の申出の経験を問わない一般集合及び営業秘密の申出の経験記録有集合（以下、それぞれ一般集合、経験記録有集合という）についてみると、一般集合では268者（69.4%）、経験記録有集合では24者（75.0%）が知っていると答えており、経験記録有集合は一般集合よりも、認知度が5.6%高いことが分かった。

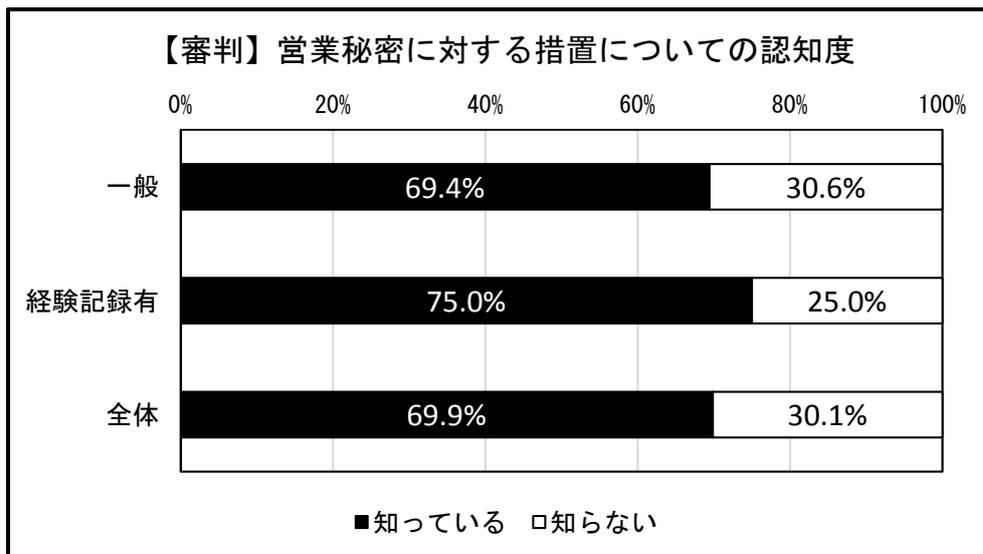
また、代理人34者のうち26者（76.5%）、企業384者のうち266者（69.3%）が知っている、と回答しており、代理人は企業よりも、認知度が7.2%高いことが分かった。

特に、経験記録有集合の代理人9者は全員が知っている、と回答しており、その認知度は100.0%であった。その他の者の認知度は、経験記録有集合の企業は23者（65.2%）、一般集合の代理人は25者（68.0%）、及び一般の企業361者（69.5%）であって、約65～70%という高いレベルで、審判等の手続において営業秘密に対する措置があることを認知している、という結果が得られた。

【図表 3 - 1】 特許庁の審判等の手続において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合の営業秘密に対する措置を知っているかの回答（問B1）

（回答数）

	知っている	知らない	合計
一般	268	118	386
経験記録有	24	8	32
全体	292	126	418



一方、裁判所の訴訟において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合の営業秘密に対する措置（問C1）については、回答者417者¹⁵⁴のうち341者（81.8%）が知っている、と回答しており、その認知度は特許庁の審判等の営業秘密に対する措置より11.9%高いことがわかった。

裁判所の訴訟における営業秘密に対する措置の認知度について、一般集合 385 者のうち 318 者（82.6%）、経験記録有集合 32 者のうち 23 者（71.9%）が知っていると回答しており、いずれも 70%以上と比較的高いレベルで認知されていることが分かった。

経験記録有集合の代理人 9 者は、審判等における営業秘密の措置と同様に、訴訟における営業秘密の措置についても全員（100.0%）が知っていると回答している。

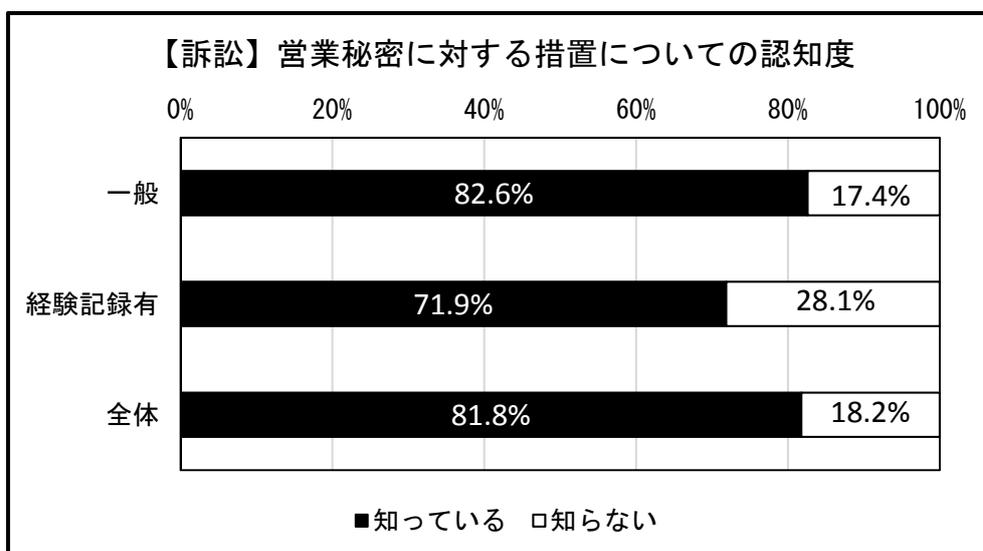
その他の者の認知度は、経験記録有集合の企業は 23 者（60.9%）、一般集合の代理人は 25 者（84.0%）、及び一般の企業は 361 者（82.5%）であって、経験記録有集合の企業を除くといずれも 80%以上という高いレベルで、訴訟の手続において営業秘密に対する措置があることを認知している、という結果が得られた。

¹⁵⁴ 一般集合において、回答がなかった者が 1 者あったため、回答者は 417 者となっている。

【図表3-2】訴訟の手續において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合の営業秘密に対する措置を知っているかの回答（問C1）

（回答数）

	知っている	知らない	合計
一般	318	67	385
経験記録有	23	9	32
全体	341	76	417



② 書類の閲覧制限（問B2、問B3、問B4）

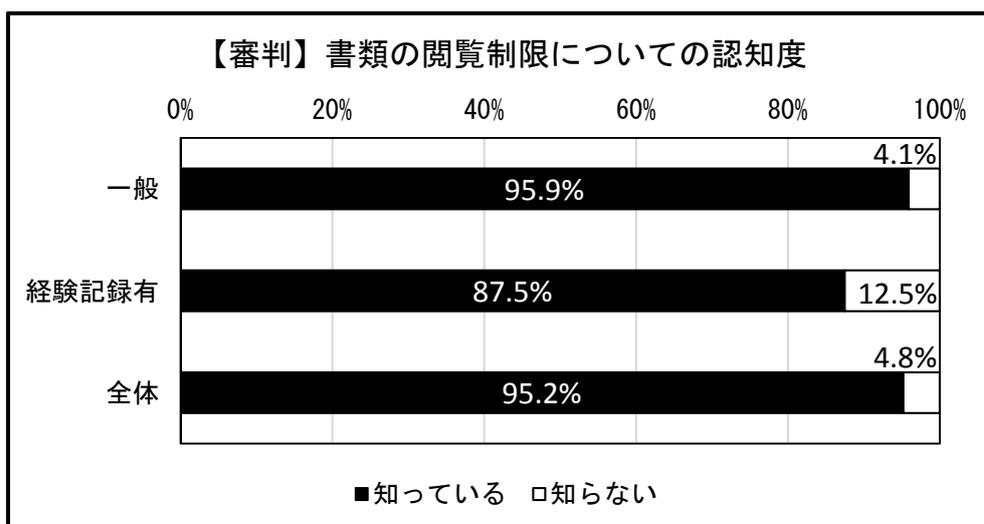
特許庁の審判等の手續における営業秘密に対する措置を知っていると回答した292者に対し、当該措置として書類の閲覧制限があることについて知っているか質問したところ、278者（95.2%、全回答者の66.5%）が知っていると回答した。審判等の手續における書類の閲覧制限は、営業秘密の措置と同等に認識されていると考えられる。

なお、一般集合と経験記録有集合別にみると、一般集合は257者（95.9%）、経験記録有集合は21者（87.5%）が知っていると回答しており、一般集合の認知度が経験記録有集合の認知度より8.4%高いことがわかった。

【図表3-3】特許庁の審判等の手続において、営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限を知っているかの回答（問B2）

（回答数）

	知っている	知らない	合計
一般	257	11	268
経験記録有	21	3	24
全体	278	14	292



また、詳細に分析すると、一般集合の代理人、一般集合の企業、経験記録有集合の代理人及び経験記録有集合の企業のうち、知っていると回答した者は、順に17者（100.0%）、240者（95.6%）、9者（100.0%）、12者（80.0%）であり、すべて80%以上の高いレベルで認知されている。特に、一般集合の代理人、一般集合の企業、経験記録有集合の代理人の認知度はほぼ100%という非常に高いレベルであることが分かった。これらより営業秘密に対する措置があることを知っている者は、その大部分の者が当該措置として書類の閲覧制限があることを知っているものと考えられる。

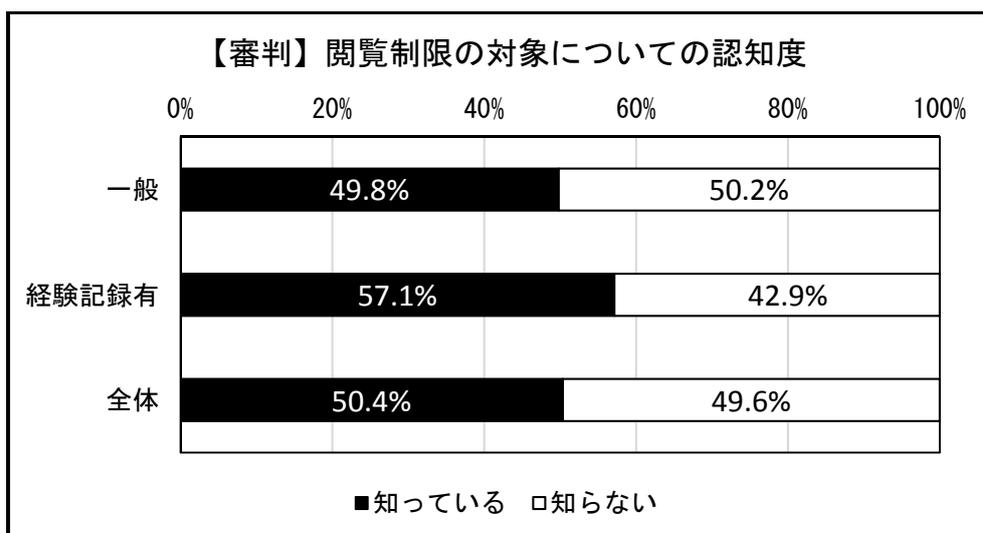
続いて、特許庁の審判等の手続における営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限があることについて、知っていると回答した278者に対し、書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを知っているか質問したところ、140者（50.4%）が知っていると回答した。

一般集合と経験記録有集合別にみると、一般集合257者のうち128者（49.8%）、経験記録有集合21者のうち12者（57.1%）が知っていると回答しており、経験記録有集合の認知度が7.3%高いものの、閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることはあまり知られていない可能性がある。

【図表 3 - 4】書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを知っているかの回答（問B3）

（回答数）

	知っている	知らない	合計
一般	128	129	257
経験記録有	12	9	21
全体	140	138	278



さらに、書類の閲覧制限の対象となる審判等が特定されていることを知っていると答えた140者に対し、特許法等で書類の閲覧制限の対象となると規定されている、無効審判、商標登録取消審判、判定に関して質問したところ、対象となることを知っている（根拠条文を知っている、対象となることのみを知っているのいずれか）と回答した者は、無効審判については138者（98.6%^{155）}、商標登録取消審判については118者（88.1%^{156）}、判定については、92者（67.2%^{157）}であり、書類の閲覧制限の対象による違いが大きいことが分かった。新たな制度である判定についてはさらに周知を進める必要があることがうかがえる。

一般集合と経験記録有集合別に、対象となることを知っている（根拠条文を知っている、対象となることのみを知っているのいずれか）と回答した者について分析した結果は、無効審判は一般集合が126者（98.5%）、経験記録有集合が12者（100.0%）、商標登録取消審判は一般集合が111者（91.0%）、経験記録有集合が7者（58.3%）、判定は、一般集合85者（68.0%）、経験記録有集合が7者（58.3%）であることも分かった。

¹⁵⁵ 回答対象者 140 者全員から回答があった。

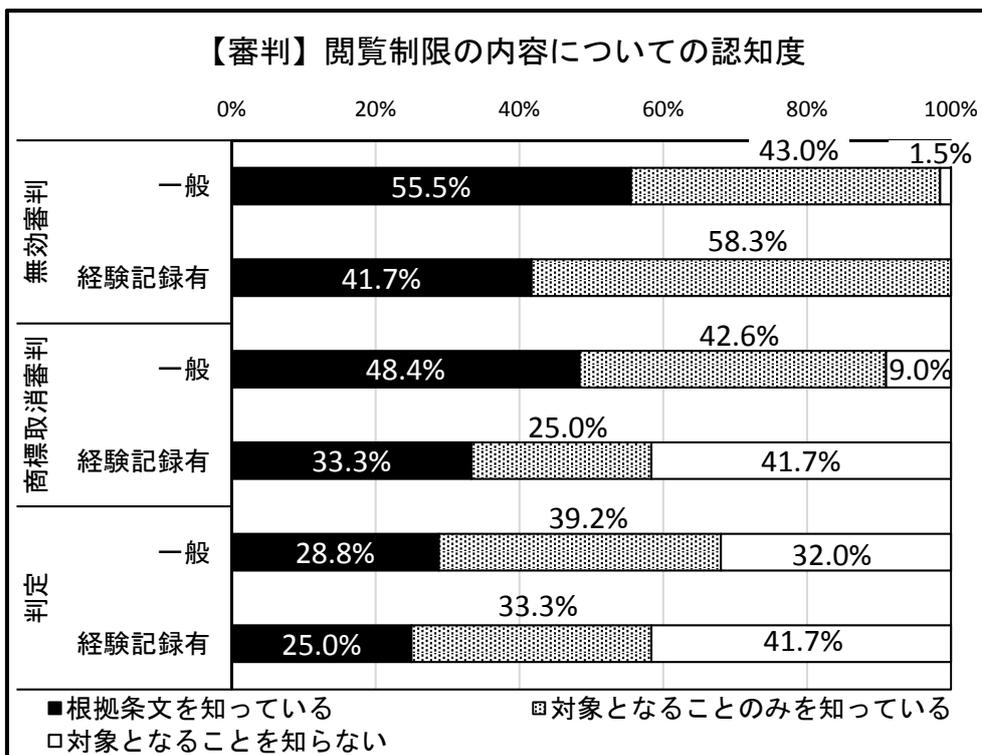
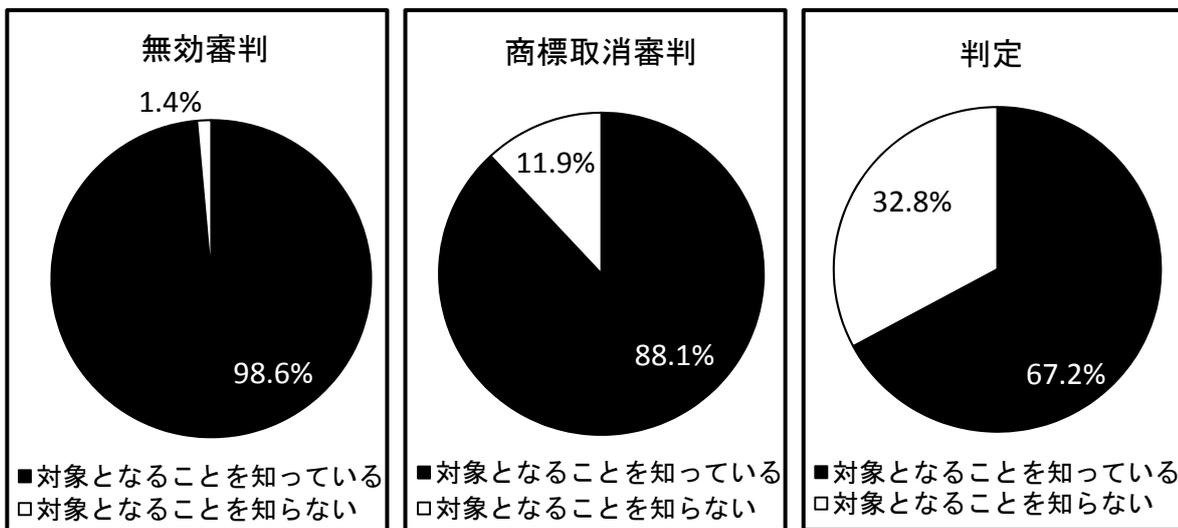
¹⁵⁶ 回答対象者 140 者のうち、6 者から回答がなかったため、母数を 134 者として計算した。

¹⁵⁷ 回答対象者 140 者のうち、3 者から回答がなかったため、母数を 137 者として計算した。

【図表 3 - 5 A】書類の閲覧制限の対象となる無効審判、商標取消審判、判定について知っているかの回答（問 B4）

（回答数）

	無効審判		商標取消審判		判定	
	一般	経験記録有	一般	経験記録有	一般	経験記録有
根拠条文を知っている	71	5	59	4	36	3
対象となることのみを知っている	55	7	52	3	49	4
対象となることを知らない	2	0	11	5	40	5
全体	128	12	122	12	125	12



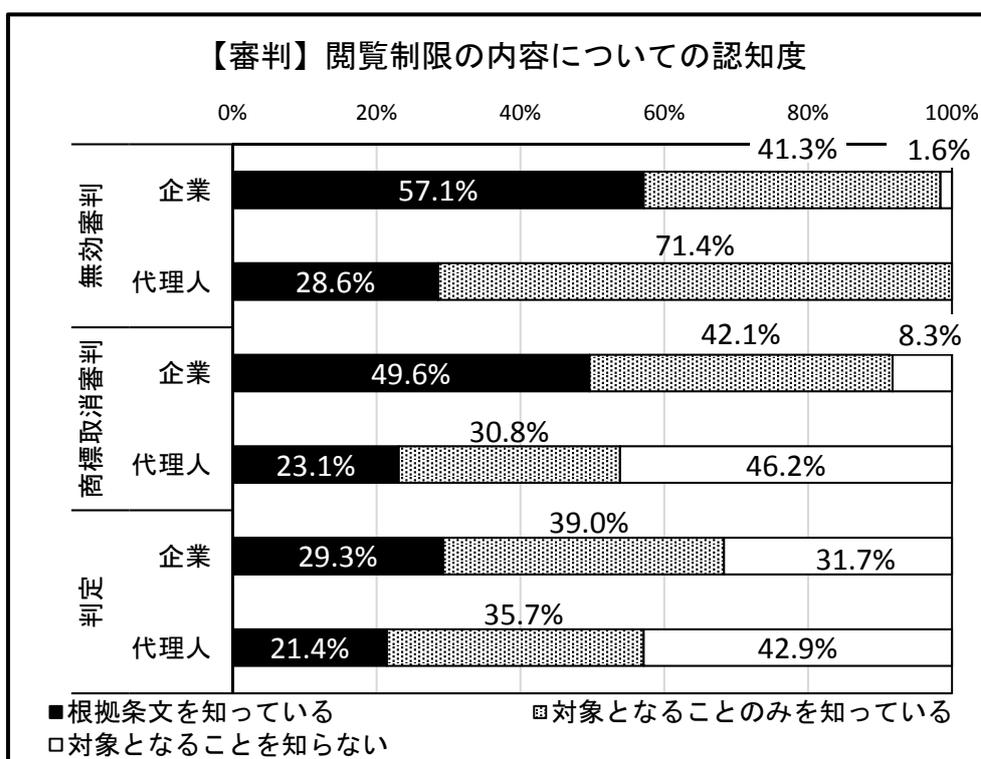
また、企業と代理人に分けて、対象となることを知っている（根拠条文を知っている、対象となることのみを知っているのいずれか）と回答した者について分析した結果は以下のとおりである。

無効審判は企業が124者（98.4%）、代理人が14者（100.0%）、商標登録取消審判は企業が111者（91.7%）、代理人が7者（53.9%）、判定は、企業が84者（68.3%）、代理人が8者（57.1%）であることも分かった。

【図表3-5B】書類の閲覧制限の対象となる無効審判、商標取消審判、判定について知っているかの回答（問B4）

（回答数）

	無効審判		商標取消審判		判定	
	企業	代理人	企業	代理人	企業	代理人
根拠条文を知っている	72	4	60	3	36	3
対象となることのみを知っている	52	10	51	4	48	5
対象となることを知らない	2	0	10	6	39	6
全体	126	14	121	13	123	14



③ 審判等における書類の閲覧制限を知った手段（問B6）

書類の閲覧制限を知った手段については、立場の違いを勘案して、企業向けと代理人向けの質問票でいくつか異なった選択肢を設定した。以下に、企業、代理人に分けて示す。

（a）企業からの回答

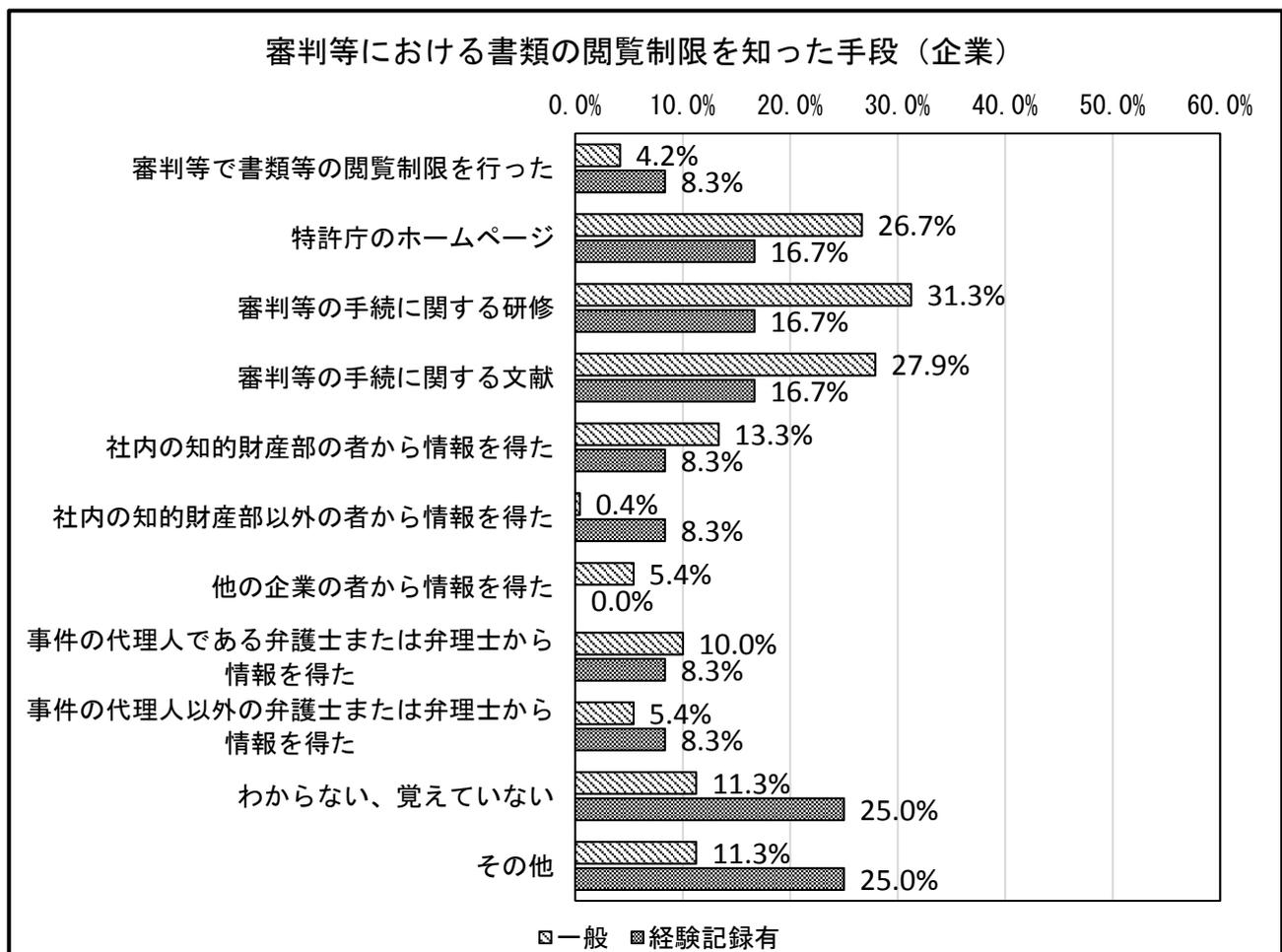
問B2において、特許庁の審判等手続で営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限があることを知っている、と回答した者252者（一般集合240者、経験記録有集合12者）に対し、書類の閲覧制限を知った手段について質問（問B6）した。

企業の一般集合において、書類の閲覧制限を知った手段の上位三要素は、審判等の手続に関する研修が75者（31.3%）、審判等の手続に関する文献が67者（27.9%）、特許庁のホームページが64者（26.7%）であった。企業の経験記録有集合の回答は少ないものの、書類の閲覧制限を知った手段の上位三要素は一般集合と同様、審判等の手続に関する研修、審判等の手続に関する文献、特許庁のホームページがいずれも2者（16.7%）であった。

【図表3-6】 審判等における書類の閲覧制限を知った手段についての回答（企業）（問B6）（複数回答可）

（回答数）

	一般	経験記録有
審判等で書類等の閲覧制限を行った	10	1
特許庁のホームページ	64	2
審判等の手続に関する研修	75	2
審判等の手続に関する文献	67	2
社内の知的財産部の者から情報を得た	32	1
社内の知的財産部以外の者から情報を得た	1	1
他の企業の者から情報を得た	13	0
事件の代理人である弁護士または弁理士から情報を得た	24	1
事件の代理人以外の弁護士または弁理士から情報を得た	13	1
わからない、覚えていない	27	3
その他	27	3
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	240	12



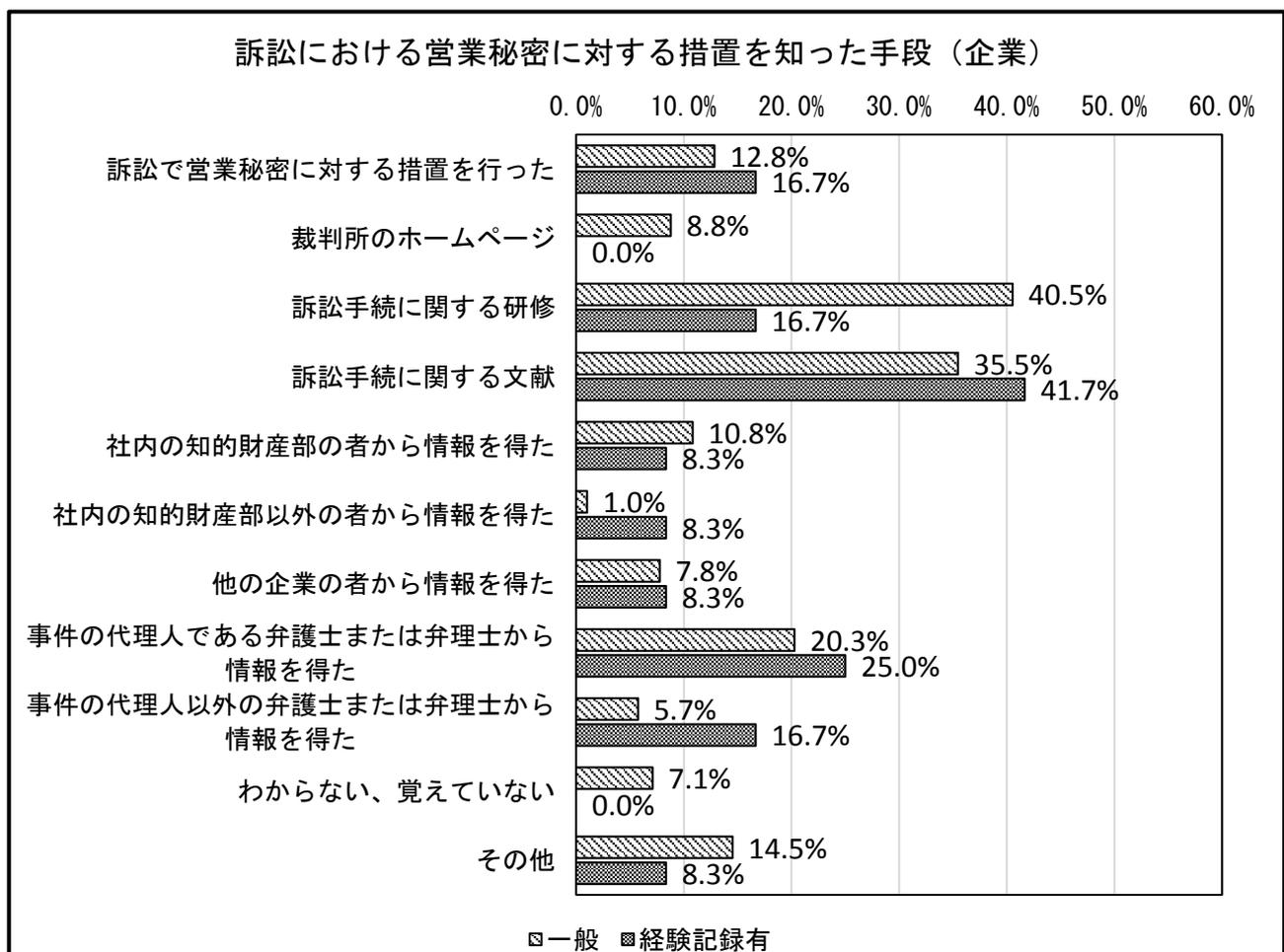
一方、訴訟における営業秘密に対する措置を知った手段について質問（問C3）したところ、一般集合の上位三要素は、訴訟手続に関する研修が120者（40.5%）、訴訟手続に関する文献が105者（35.5%）、事件の代理人である弁護士または弁理士から情報を得たが60者（20.3%）であった。また、経験記録有集合の上位三要素は、訴訟手続に関する文献が5者（41.7%）、事件の代理人である弁護士または弁理士から情報を得たが3者（25.0%）、訴訟で営業秘密に対する措置を行った、訴訟手続に関する研修、事件の代理人以外の弁護士または弁理士から情報を得たがそれぞれ2者（16.7%）であった。

審判等・訴訟のいずれにおいても、研修や文献により情報を得ている者が多い。また、審判等は訴訟に比べてホームページで情報を得ている者が多く、一方訴訟は審判等に比べて代理人から情報を得ている者が多いようである。

【図表3-7】訴訟等における書類の閲覧制限を知った手段についての回答（企業）（問C3）（複数回答可）

（回答数）

	一般	経験記録有
訴訟で営業秘密に対する措置を行った	38	2
裁判所のホームページ	26	0
訴訟手続に関する研修	120	2
訴訟手続に関する文献	105	5
社内の知的財産部の者から情報を得た	32	1
社内の知的財産部以外の者から情報を得た	3	1
他の企業の者から情報を得た	23	1
事件の代理人である弁護士または弁理士から情報を得た	60	3
事件の代理人以外の弁護士または弁理士から情報を得た	17	2
わからない、覚えていない	21	0
その他	43	1
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	296	12



(b) 代理人からの回答

問B2で、特許庁の審判等手続において、営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限があることを知っている、と回答した者26者（一般集合17者、経験記録有集合9者）に対し、書類の閲覧制限を知った手段について質問（問B6）した。

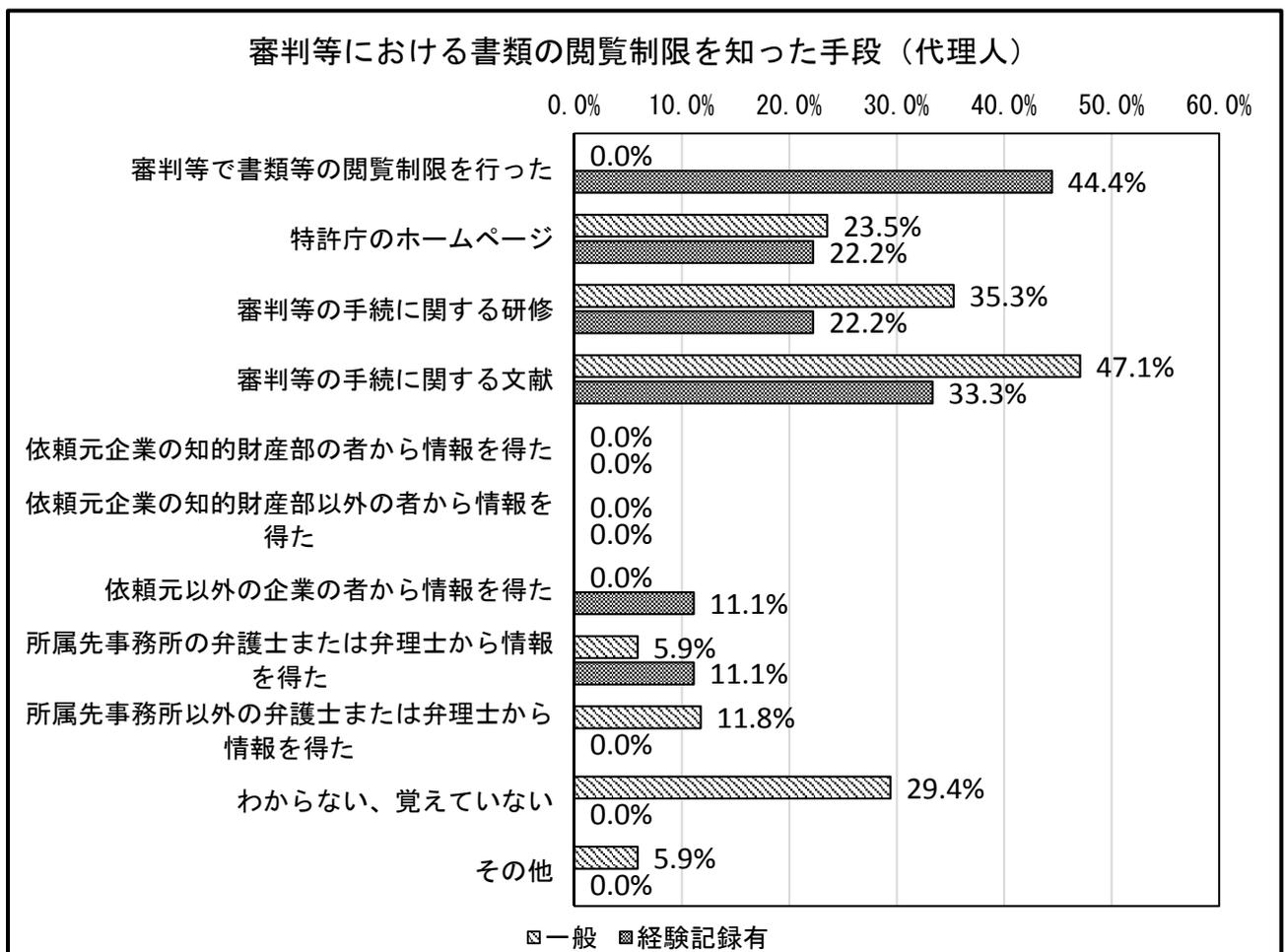
代理人の一般集合において、書類の閲覧制限を知った手段の上位三要素は、審判等の手続に関する文献が8者（47.1%）、審判等の手続に関する研修が6者（35.3%）、特許庁のホームページが4者（23.5%）であり、順番は異なるものの、企業の一般集合と同じであった。

また、代理人の経験記録有集合の書類の閲覧制限を知った手段の上位三要素は、審判等で書類の閲覧制限を行ったが4者（44.4%）、審判等の手続に関する文献が3者（33.3%）、特許庁のホームページと審判等の手続に関する研修が2者（22.2%）であった。

【図表 3 - 8】 審判等における書類の閲覧制限を知った手段についての回答（代理人）
 (問B6) (複数回答可)

(回答数)

	一般	経験記録有
審判等で書類等の閲覧制限を行った	0	4
特許庁のホームページ	4	2
審判等の手続に関する研修	6	2
審判等の手続に関する文献	8	3
依頼元企業の知的財産部の者から情報を得た	0	0
依頼元企業の知的財産部以外の者から情報を得た	0	0
依頼元以外の企業の者から情報を得た	0	1
所属先事務所の弁護士または弁理士から情報を得た	1	1
所属先事務所以外の弁護士または弁理士から情報を得た	2	0
わからない、覚えていない	5	0
その他	1	0
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	17	9



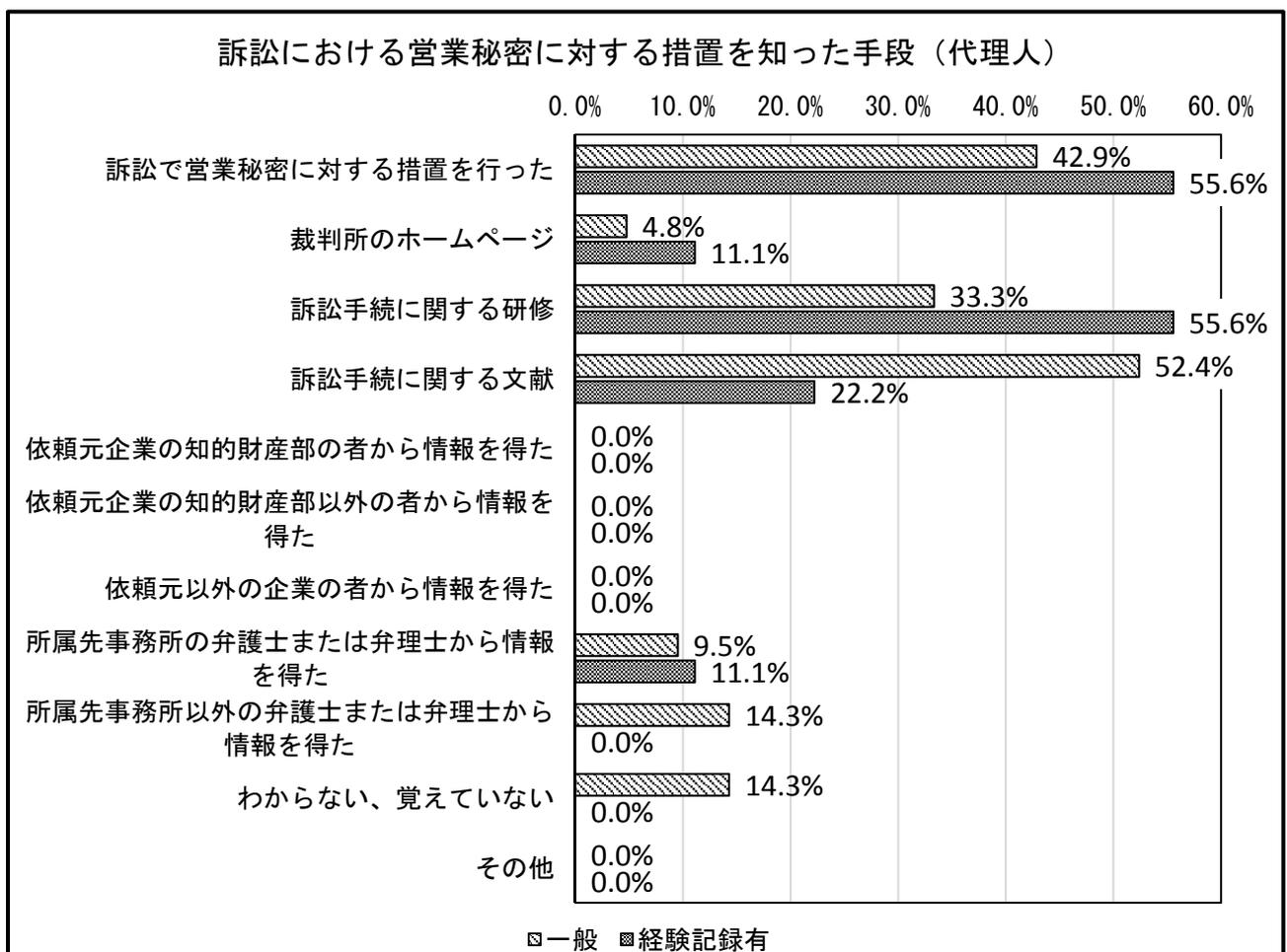
一方、訴訟における営業秘密に対する措置を知った手段について質問（問C3）したところ、一般集合の上位三要素は、訴訟手続に関する文献が11者（52.45%）、訴訟で営業秘密に対する措置を行ったが9者（42.9%）、訴訟手続に関する研修が7者（33.3%）であった。また、経験記録有集合の上位三要素は、訴訟で営業秘密に対する措置を行ったと訴訟手続に関する研修が5者（55.6%）、訴訟手続に関する文献が2者（22.2%）であった。

審判等・訴訟のいずれにおいても、関連する研修や文献により情報を得ている者が多い。また、審判等は訴訟に比べてホームページで情報を得ている者が多く、訴訟は審判等に比べて代理人から情報を得ている者が多いようである。

【図表3-9】訴訟における営業秘密の措置を知った手段についての回答（代理人）（問C3）（複数回答可）

（回答数）

	一般	経験記録有
訴訟で営業秘密に対する措置を行った	9	5
裁判所のホームページ	1	1
訴訟手続に関する研修	7	5
訴訟手続に関する文献	11	2
依頼元企業の知的財産部の者から情報を得た	0	0
依頼元企業の知的財産部以外の者から情報を得た	0	0
依頼元以外の企業の者から情報を得た	0	0
所属先事務所の弁護士または弁理士から情報を得た	2	1
所属先事務所以外の弁護士または弁理士から情報を得た	3	0
わからない、覚えていない	3	0
その他	0	0
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	21	9



(iii) 営業秘密の保護手続の利用意向について

① 営業秘密が関係したことによる審判等の利用や手続への影響（問 D1、D3）

審判等に営業秘密が関係した経験のある 111 者及び審判等に営業秘密が関係した経験のない 303 者の計 414 者¹⁵⁸より、営業秘密が関係したことによる審判等への影響について回答を得た。

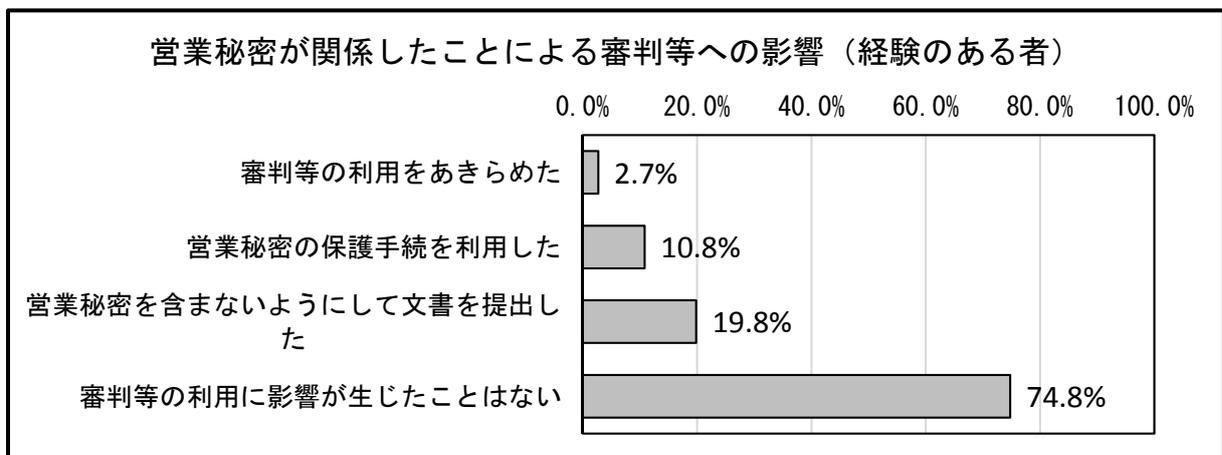
(a) 審判等に営業秘密が関係した経験のある者の回答

審判等に営業秘密が関係した経験のある者は、審判等への影響について、審判等の利用に影響が生じたことはないが 83 者（74.8%）、営業秘密を含まないようにして文書を提出したが 22 者（19.8%）、営業秘密の保護手続を利用したが 12 者（10.8%）、審判等の利用をあきらめたが 3 者（2.7%）であった。

【図表 3 - 1 0】 営業秘密が関係したことによる審判等の利用や手続への影響（経験のある者）（問D1）（複数回答可）

(回答数)

	経験のある者
審判等の利用をあきらめた	3
営業秘密の保護手続を利用した	12
営業秘密を含まないようにして文書を提出した	22
審判等の利用に影響が生じたことはない	83
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	111



¹⁵⁸ 問 D1 及び問 D3 のいずれにも回答のない 4 者があった。

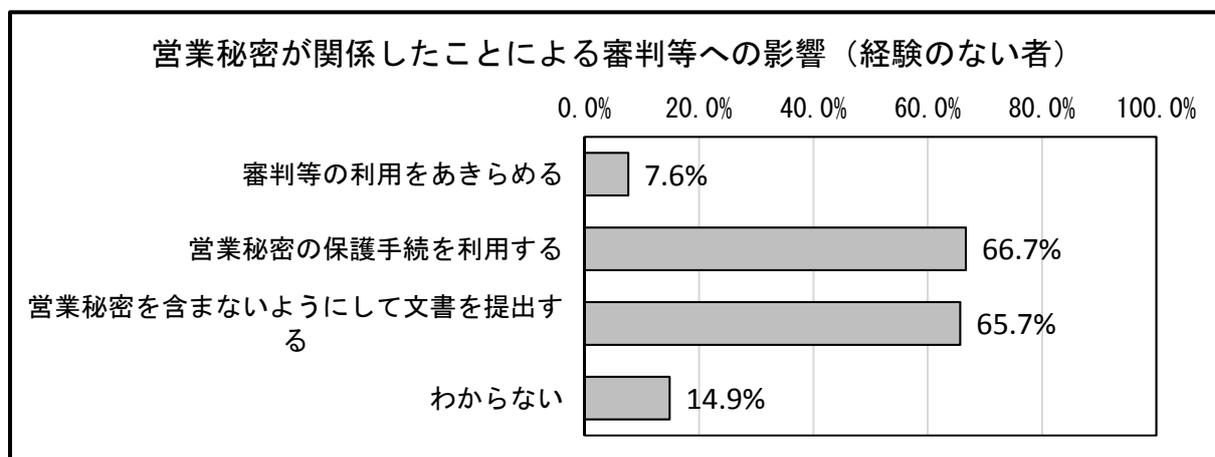
(b) 審判等に営業秘密が関係した経験がない者の回答

審判等に営業秘密が関係した経験のない者に対しては、仮に営業秘密が関係するとした場合に、審判等の利用場合や手続に影響が生じる可能性があるかと考えるか質問した。その結果は回答が多い順に、営業秘密の保護手続を利用するが 202 者 (66.7%)、営業秘密を含まないようにして文書を提出するが 199 者 (65.7%)、わからないが 45 者 (14.9%)、審判等の利用をあきらめるが 23 者 (7.6%) であった。

【図表 3 - 1 1】 営業秘密が関係したことによる審判等の利用や手続への影響（経験のない者）（問D3）（複数回答可）

(回答数)

	経験のない者
審判等の利用をあきらめる	23
営業秘密の保護手続を利用する	202
営業秘密を含まないようにして文書を提出する	199
わからない	45
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	303



(c) 審判等の理由をあきらめた理由／あきらめる理由

審判等に営業秘密が関係した経験のある者、経験のない者のいずれにおいても、「営業秘密の保護のため」という理由があげられた。また、客先情報について懸念したり、審判以外の他の解決手段に言及した意見もあった。

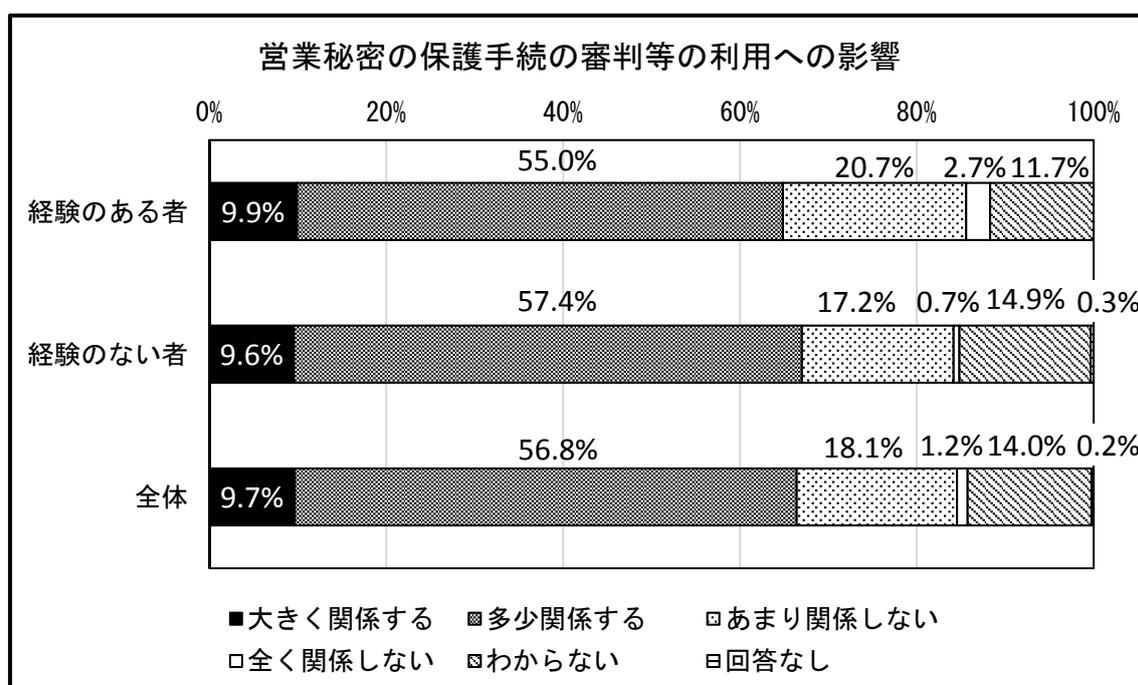
② 審判等における営業秘密の保護手続の審判等への利用への影響（問 D5）

審判等における営業秘密の保護手続が審判等の利用へ与える影響の大きさについて質問した。こちらの回答については、経験のある者もない者もほぼ同様の傾向であり、全体の約10%が大きく影響する、約57%が多少影響するとの回答であった。なお、あまり関係しないと全く関係しないの合算値でみると、経験のある者が26者(23.4%)であるのに対し、経験のない者は54者(17.9%)であり、経験のある者の方が、保護手続の審判の利用の影響は小さいと考えているようである。

【図表3-12】 審判等における営業秘密の保護手続が審判等の利用へ与える影響についての回答（問D5）

(回答数)

	経験のある者	経験のない者	全体
大きく関係する	11	29	40
多少関係する	61	174	235
あまり関係しない	23	52	75
全く関係しない	3	2	5
わからない	13	45	58
回答なし	0	1	1
合計	111	303	414



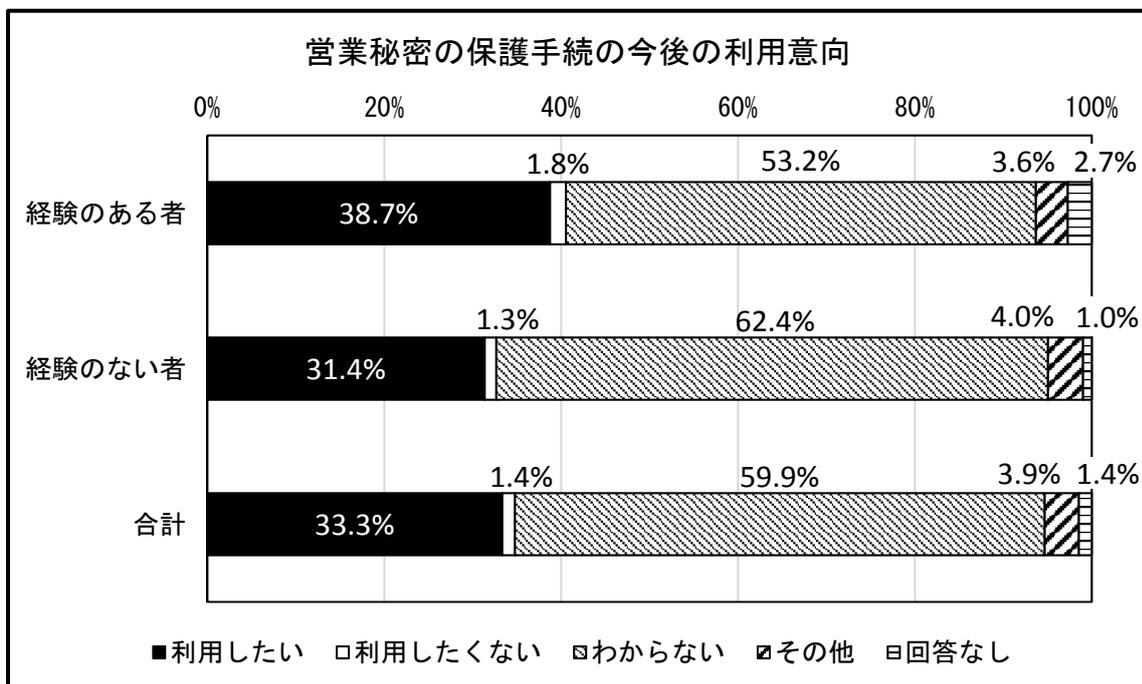
③ 審判等における営業秘密の保護手続の今後の利用意向（問 D7）

審判等における営業秘密の保護手続の今後の利用意向については、審判等に営業秘密が関係した経験のある者もない者のいずれもわからないとの回答が半数以上を占める。しかしながら、経験のある者は 43 者（38.7%）が利用したいと回答し、経験のない者の 95 者（31.4%）よりも利用を望む者の割合が 7.3%高いことが分かった。

【図表 3 - 1 3】 審判等における営業秘密の保護手続の今後の利用意向についての回答（問D7）

（回答数）

	経験のある者	経験のない者	全体
利用したい	43	95	138
利用したくない	2	4	6
わからない	59	189	248
その他	4	12	16
回答なし	3	3	6
合計	43	95	138



(iv) 営業秘密の保護手続に関する具体的な要望について

① 提出者としての要望（問 E1）

審判等に営業秘密が関係した経験のある者の要望の上位三位は、順に、手続がどのような形で判断されるのかを示してほしいが 60 者（54.1%）、手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしいが 54 者（48.6%）、具体的な手続方法を周知してほしいが 49 者（44.1%）であり、特にないとの回答も 26 者（23.4%）あった。

審判等に営業秘密が関係した経験のない者の要望の上位三位は、順に、手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしいが 209 者（69.0%）、手続がどのような形で判断されるのかを示してほしいが 196 者（64.7%）、具体的な手続方法を周知してほしいが 172 者（56.8%）であり、特にないとの回答も 41 者（13.5%）あった。

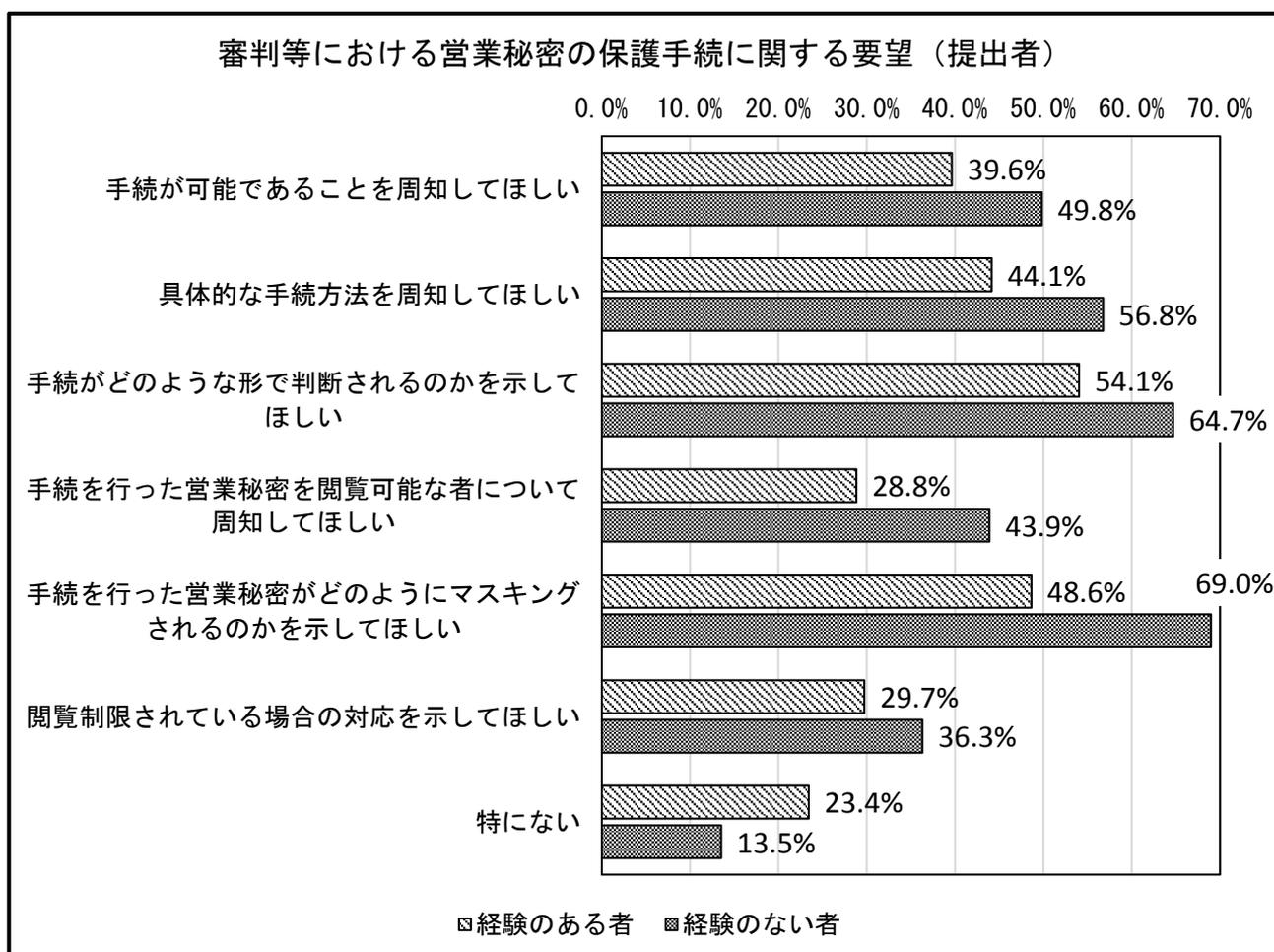
また、自由記載の要望については、具体的な対象は異なるものの、制度・運用の周知に関する要望が 10 者（2.4%）から、その他の要望が 1 者（0.2%）から出された。

営業秘密の申出の提出者としての要望は、経験のある者とない者で順番は異なるものの上位三位の要望は同一であり、営業秘密の申出の提出者の立場からは、営業秘密の保護手続の運用の明確化や手続の周知が望まれていることが分かった。

【図表3-14】 審判等における営業秘密の保護手続に関する要望（提出者）（問E1）（複数回答可）

（回答数）

	経験のある者	経験のない者	全体
手続が可能であることを周知してほしい	44	151	195
具体的な手続方法を周知してほしい	49	172	221
手続がどのような形で判断されるのかを示してほしい	60	196	256
手続を行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしい	32	133	165
手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい	54	209	263
閲覧制限されている場合の対応を示してほしい	33	110	143
特にない	26	41	67
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	111	303	414



② 相手方としての要望（問 E1）

審判等に営業秘密が関係した経験のある者の要望の上位三位は、順に、手続がどのような形で判断されるのかを示してほしいが 39 者（35.1%）、閲覧制限されている場合の対応を示してほしいが 35 者（31.5%）、手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしいが 31 者（27.9%）であり、特にないと回答も 21 者（18.9%）あった。

審判等に営業秘密が関係した経験のない者の要望の上位三位は、順に、閲覧制限されている場合の対応を示してほしいが 125 者（41.3%）、手続がどのような形で判断されるのかを示してほしいが 116 者（38.3%）、手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしいが 102 者（33.7%）であり、特にないと回答も 38 者（12.5%）あった。

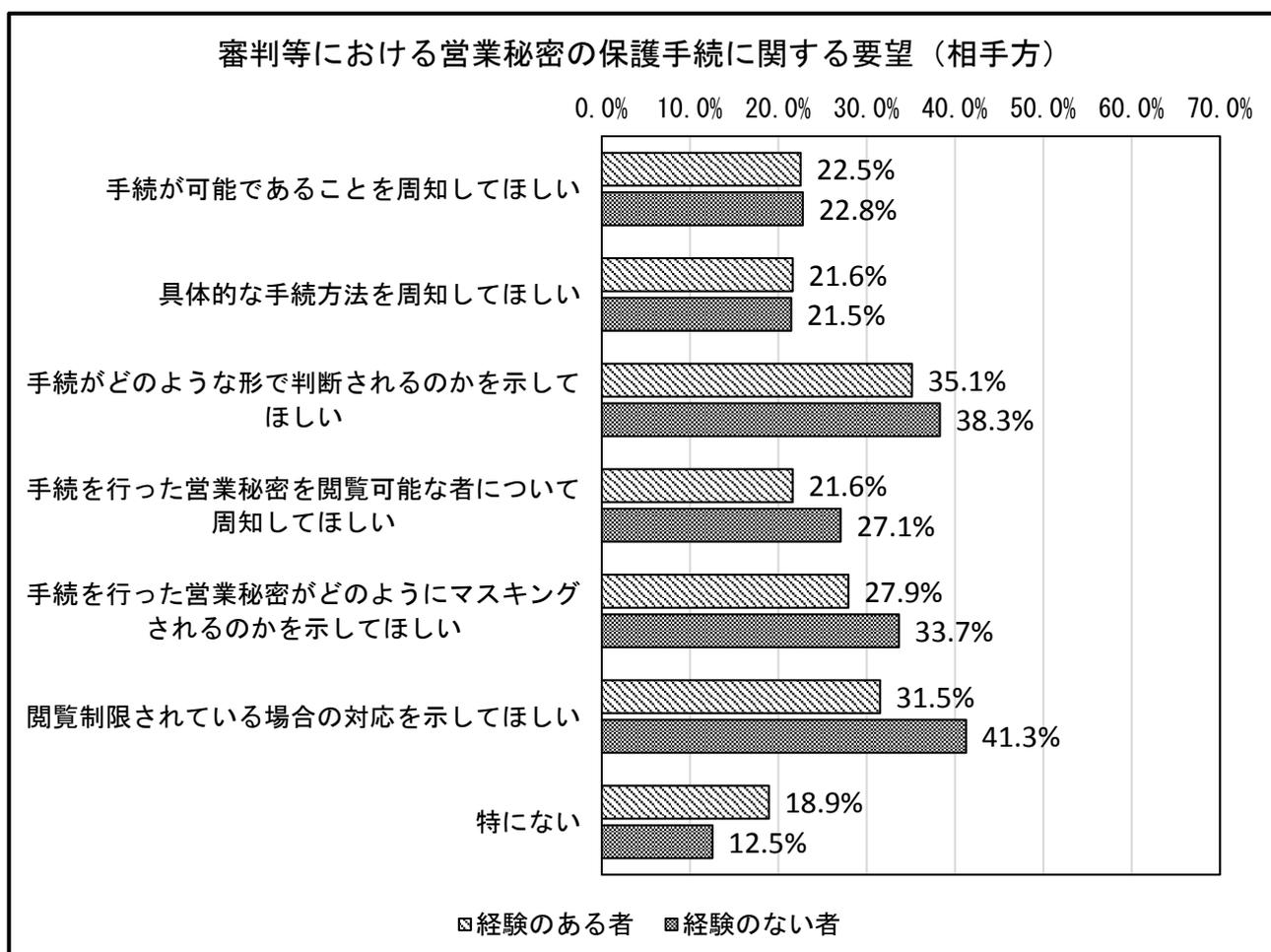
また、自由記載の要望については、具体的な対象は異なるものの、制度・運用の周知に関する要望が 5 者（1.2%）から、その他の要望が 1 者（0.2%）から出された。

営業秘密の申出をされた相手方としての要望は、経験のある者とない者で順番は異なるものの上位三位の要望は同一であり、営業秘密の申出の相手方の立場からは、営業秘密の保護手続の運用の明確化や手続の周知とともに閲覧制限されている場合の対応を示すことが望まれていることが分かった。

【図表3-15】 審判等における営業秘密の保護手続に関する要望（相手方）（問E1）（複数回答可）

（回答数）

	経験のある者	経験のない者	全体
手続が可能であることを周知してほしい	25	69	94
具体的な手続方法を周知してほしい	24	65	89
手続がどのような形で判断されるのかを示してほしい	39	116	155
手続を行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしい	24	82	106
手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい	31	102	133
閲覧制限されている場合の対応を示してほしい	35	125	160
特にない	21	38	59
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	111	303	414



③ 閲覧者としての要望（問 E1）

審判等に営業秘密が関係した経験のある者の要望の上位三位は、順に、閲覧制限されている場合の対応を示してほしいが 36 者（32.4%）、手続を行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしいが 29 者（26.1%）、手続を行ったと営業秘密がどのようにマスクされるのかを示してほしいが 29 者（26.1%）であり、特にないと回答も 21 者（18.9%）あった。

審判等に営業秘密が関係した経験のない者の要望の上位三位は、順に、閲覧制限されている場合の対応を示してほしいが 135 者（44.6%）、手続を行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしいが 95 者（31.4%）、手続を行った営業秘密がどのようにマスクされるのかを示してほしいが 86 者（28.4%）であり、特にないと回答も 41 者（13.5%）あった。

また、自由記載の要望については、具体的な対象は異なるものの、制度・運用の周知に関する要望が 3 者（0.7%）から、その他の要望が 2 者（0.5%）から出された。

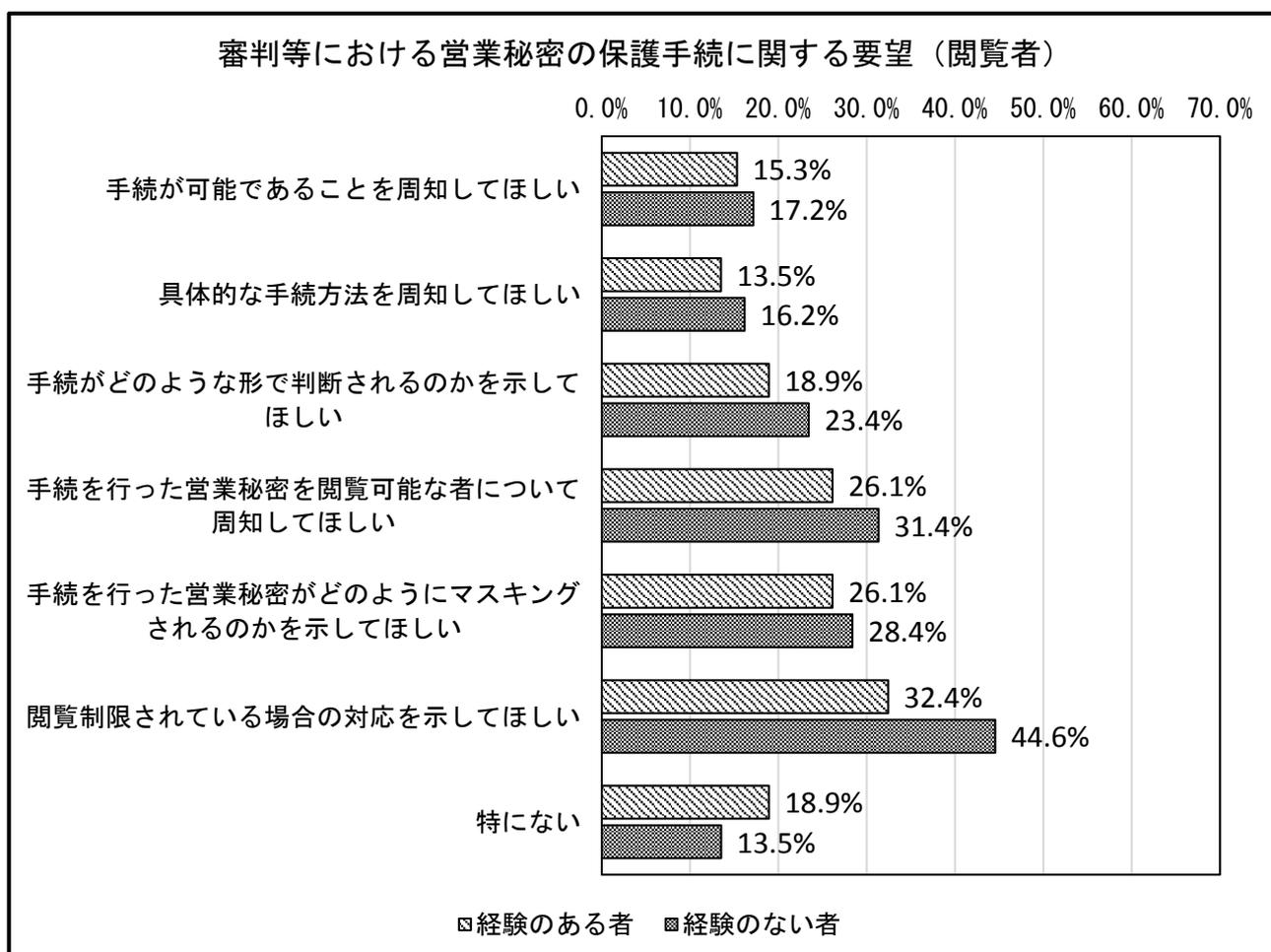
閲覧者としての要望は、経験のある者とない者で順番は異なるものの、上位三位の要望は同一であり、閲覧者の立場からは、閲覧制限されている場合の対応や閲覧可能な者¹⁵⁹について周知することが望まれていることが分かった。

¹⁵⁹ 審判便覧 01-01「記録の閲覧」の 2.(2)に「(中略) 無効審判又は商標取消審判における営業秘密が記載された旨の申し出があったものについては、当事者又は利害関係を疎明した者(→(3)ウ)に限って閲覧が許可される。」との規定がある。

【図表3-16】 審判等における営業秘密の保護手続に関する要望（閲覧者）（問E1）（複数回答可）

（回答数）

	経験のある者	経験のない者	全体
手続が可能であることを周知してほしい	17	52	69
具体的な手続方法を周知してほしい	15	49	64
手続がどのような形で判断されるのかを示してほしい	21	71	92
手続を行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしい	29	95	124
手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい	29	86	115
閲覧制限されている場合の対応を示してほしい	36	135	171
特にない	21	41	62
回答対象者数（上記回答数の合計ではない）	111	303	414



④ 上記以外に、審判等における営業秘密の保護に関する意見・要望を自由記載で質問（問E2）したところ、26者（5.9%）から意見や要望を得た。いずれも1～3者の回答であるが、これらの中では営業秘密の制度・運用の周知にかかる意見・要望が最も多かった。

（a）営業秘密の制度・運用の周知にかかる要望（11者、2.5%）

- ・事例等の紹介（3者、0.7%）
- ・運用の明確化（2者、0.5%）
- ・説明会などでの具体的な説明の実施
- ・周知一般（2者、0.5%）
- ・代理人への制度周知（2者、0.5%）
- ・利用状況などの公表

（b）営業秘密の保護の強化にかかるもの（6者、1.4%）

- ・当事者間の営業秘密の保護制度の検討（2者、0.5%）
- ・インカメラ手続の活用について（2者、0.5%）
- ・裁判と同等の営業秘密の保護制度の導入
- ・相手方への開示前に保護されるかの判断実施

（c）営業秘密の保護手続の運用にかかる要望（2者、0.5%）

- ・運用の簡便化（2者、0.5%）

（d）その他ご意見・ご要望

- ・公開できる範囲での資料提出が良いのではないか
- ・営業秘密保護の判断は事例ごとになるのではないか
- ・世界的な制度調和
- ・営業秘密の制度への不安
- ・判定制度についてのご意見
- ・裁判でのご経験に基づくご意見
- ・審判全般に対するご意見
- ・特許庁の運用へのご意見

(4) 国内アンケート調査結果のまとめ

(i) 営業秘密の保護手続の認知度について

特許庁の審判等の手続において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合の営業秘密に対する措置について、回答者のうち 69.9%が知っている、と回答しており、当該措置があることについて広く認識されていることがうかがえる。一方、裁判所の民事訴訟手続において、営業秘密に対する措置は 81.8%の者が知っている、と回答しており、審判よりも広く認識されているといえる。

次に、特許庁の審判等の手続における営業秘密に対する措置を知っていると回答した者のうち、当該措置として書類の閲覧制限があることについて知っている、と回答した者は、95.2%であり、書類の閲覧制限についても広く認識されていると考える。

一方で、特許庁の審判等の手続における営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限があることについて、知っている、と回答した者のうち、書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを知っている、と回答した者は、50.4%であった。

さらに、書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを知っている、と回答した者のうち、無効審判、商標登録取消審判、判定に関して、対象となることを知っている（根拠条文を知っている、対象となることのみを知っているのいずれか）と回答した者は、無効審判については 98.6%、商標登録取消審判については 88.1%といずれも高かったが、判定については 67.2%であり、判定に関する書類が閲覧制限の対象となることを知らない者が一定数存在することが分かった。

また、無効審判、商標登録取消審判、判定に関して、対象となることを知っている（根拠条文を知っている、対象となることのみを知っているのいずれか）と回答した者について、企業と代理人別に比較したところ、無効審判は企業が 98.4%、代理人が 100.0%、商標登録取消審判は企業が 91.7%、代理人が 53.9%、判定は企業が 68.3%、代理人が 57.1%であり、無効審判以外は、企業の方が代理人よりも審判等における営業秘密の保護の対象について認識している、という結果となった。

(ii) 営業秘密の保護手続の利用意向について

審判等への営業秘密の影響について、複数回答で質問したところ、審判等に営業秘密が関係した経験のある者（以下、経験のある者という）では、審判等の利用に影響が生じたことはない、と回答した者が 74.8%で最も多かった。一方、審判等に営業秘密が関係した経験がない者（以下、経験のない者という）では、営業秘密の保護手続を利用すると回答し

た者が 66.7%、営業秘密を含まないようにして文書を提出すると回答とした者が 65.7%と
いずれも 60%を超えた。

審判等における営業秘密の保護手続の今後の利用意向については、審判等に営業秘密が
関係した経験のある者もない者のいずれもわからないとの回答が半数以上を占める。一方
で、営業秘密の保護手続について利用したいと回答した者は、経験のある者が 38.7%、経
験のない者の 31.4%よりも 8.3%高いことが分かった。

(iii) 営業秘密の保護手続に関する具体的な要望について

営業秘密が記載された書類の提出者、相手方、閲覧者の立場において、営業秘密の保護
手続に関する具体的な要望を選択肢と自由記載において、複数回答可で質問した。

提出者としての要望としては、経験のある者とない者で順番は異なるものの上位三位の
要望は以下のような結果を得た。なお、()内の数字は、順に経験のある者の回答順位・
回答割合、経験のない者の回答順位・回答割合である。

- ・手続がどのような形で判断されるのかを示してほしい (1位・54.1%、2位・64.7%)
- ・手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい (2位・
48.6%、1位・69.0%)、
- ・具体的な手続方法を周知してほしい (3位・44.1%、3位・56.8%)
- ・特にない (7位・23.4%、7位・13.5%)

また、自由記載の要望については、具体的な対象は異なるものの、制度・運用の周知に
関する要望が 2.4%の者から出された。

これらの結果により、営業秘密の申出の提出者の立場からは、営業秘密の保護手続の運
用の明確化や手続の周知が望まれていることが分かった。

相手方としての要望もまた、経験のある者とない者で順番は異なるものの上位三位の要
望は以下のような結果を得た。なお、()内の数字は、順に経験のある者の回答順位・回
答割合、経験のない者の回答順位・回答割合である。

- ・手続がどのような形で判断されるのかを示してほしい (1位・35.1%、2位・38.3%)
- ・閲覧制限されている場合の対応を示してほしい (2位・31.5%、1位・41.3%)、
- ・手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい (3位・
27.9%、3位・33.7%)
- ・特にない (7位・18.9%、7位・12.5%)

また、自由記載の要望については、具体的な対象は異なるものの、制度・運用の周知に
関する要望が 1.2%の者から出された。

これらの結果により、営業秘密の申出の相手方の立場からは、営業秘密の保護手続の運用の明確化や手続の周知とともに閲覧制限されている場合の対応を示すことが望まれていることが分かった。

閲覧者としての要望もまた当事者、相手方と同様、経験のある者とない者で順番は異なるものの上位三位の要望は以下のような結果を得た。なお、()内の数字は、順に経験のある者の回答順位・回答割合、経験のない者の回答順位・回答割合である。

- ・ 閲覧制限されている場合の対応を示してほしい (1位・32.4%、1位・44.6%)
- ・ 手続を行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしい (同率2位・26.1%、2位・31.4%)
- ・ 手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい (同率2位・26.1%、3位・28.4%)
- ・ 特になし (同率4位・18.9%、7位・13.5%)

また、自由記載の要望については、具体的な対象は異なるものの、制度・運用の周知に関する要望が0.7%の者から出された。

これらの結果により、閲覧者の立場からは、閲覧制限されている場合の対応や閲覧可能な者について周知することが望まれていることが分かった。

その他、営業秘密の保護についての意見・要望に関して自由記載にて質問した結果としては以下のようなものが出された。この中で営業秘密の制度・運用にかかる要望が2.5%の者からあり、最も多かった。

【営業秘密の制度・運用の周知にかかる要望】

- ・ 事例等を紹介してほしい。
- ・ 運用の明確化をしてほしい。
- ・ 説明会などでの具体的な説明の実施してほしい。
- ・ 周知一般に関する要望
- ・ 代理人への制度周知
- ・ 利用状況などの公表

【営業秘密の保護の強化にかかるもの】

- ・ 当事者間の営業秘密の保護制度の検討
- ・ インカメラ手続の活用について
- ・ 裁判と同等の営業秘密の保護制度の導入
- ・ 相手方への開示前に保護されるかの判断実施

【営業秘密の保護手続の運用にかかる要望】

- ・運用の簡便化

4. 国内ヒアリング調査

(1) 国内ヒアリング調査の目的

公開情報調査及び国内アンケート調査の補完及び深掘りを行うことを目的とする。

(2) 国内ヒアリング調査の手法

(i) 国内ヒアリング調査対象者

① 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者 6者

地方裁判所や高等裁判所等の裁判所の裁判官経験者5者に加え、知的財産高等裁判所の書記官を加えた6者を対象者として選定した。

② 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について知見を有する弁護士又は弁理士 5者

知的財産権に関する民事訴訟や特許庁の審判等の代理人経験を有している弁護士や弁理士5者を対象者として選定した。

③ 国内アンケート調査対象者 10者

国内アンケート調査の回答者の中から、特許庁の審判や裁判所の民事訴訟等の経験を配慮した上で、企業8者及び弁護士2者を対象者として選定した。

(ii) 国内ヒアリング調査の実施方法

- ・ヒアリング対象者に、事前にヒアリング調査項目を送付し、調査実施前に本調査研究の概要とヒアリングの趣旨を説明の上、ヒアリングを実施した。
- ・ヒアリング時間は、40～60分程度を目安に実施した。
- ・ヒアリング調査実施時期：平成30年9月10日～平成30年12月13日

(iii) 国内ヒアリング調査項目

公開情報調査及び国内アンケート調査の補完及び深掘りを行うため、各ヒアリング対象者に下記調査項目を設定した。ヒアリングの際には各ヒアリング対象者のご経験等を配慮の上、調査項目を限定したり、調査項目の順番を変えたりするなど適宜調整した。

① 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者

(a) 裁判官経験者

1. 民事訴訟における営業秘密の保護の運用について
2. 営業秘密の保護の運用の訴訟の種類での相違について
3. 審判手続等における営業秘密の保護のよりの確な運用を検討するにあたって考慮すべき点について

(b) 書記官

1. 閲覧等の制限に関する手続について
2. 閲覧等の制限に関する申請について
3. 上記に関し、訴訟の種類での違いについて
4. 民事訴訟における営業秘密の保護についての統計データについて
5. 審判手続等で営業秘密の保護の運用を検討するにあたって考慮すべき点について

② 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について知見を有する弁護士又は弁理士

1. 民事訴訟における閲覧等の制限に関する手続について

2. 審判手続等における営業秘密の保護について
3. 特許庁の審判手続等における営業秘密の保護と企業の審判等の利用意向の関係について
4. 海外における書類の閲覧およびその制限に関する運用について

③ 国内アンケート調査対象者

1. 特許庁の審判等における営業秘密の保護について
 - (1) 審判手続で、営業秘密の保護が必要になったご経験
 - (2) 審判での営業秘密保護の運用の周知
 - (3) 今後の審判等での営業秘密保護
2. 裁判所の訴訟における営業秘密の保護について
 - (1) 訴訟手続で、営業秘密の保護が必要になったご経験
 - (2) 特許庁の審判との比較

(3) 国内ヒアリング調査の結果

(i) 裁判所の裁判官又はこれと同等の知識を有する者への調査

① 裁判官経験者

(a) 民事訴訟における営業秘密の保護の運用について

(ア) 訴訟当事者ではない第三者から営業秘密を保護する方法

【閲覧等の制限について】

- ・ 訴訟における閲覧等の制限の運用は比較的緩やかだが、裁判体（長）による違いはある。（複数意見）
- ・ 閲覧等の制限に関し、営業秘密については当事者の主張によるものなので、裁判所と

しては当事者からの主張がなければ、積極的に営業秘密であるとして配慮することはない。(複数意見)

- ・ 閲覧等の制限がされた場合でも、当事者は当該書類を見ることができるので、当事者の訴訟活動には問題が生じない。
- ・ 閲覧等の制限の申立ては、申立てとおりに認められることが多く、却下されることはあまりない。仮に営業秘密ではないものについて申立てされた際にも、却下ではなく対象範囲を絞る形で運用している。(複数意見)
- ・ 民事訴訟法における閲覧等の制限の疎明は、疑念が生じない程度の記載が必要である。(複数意見)
- ・ すでに提出した準備書面に記載されているもの、非公知性や有用性が守られていないものなどについては、(裁判官として) 営業秘密であると納得できない場合もある。
- ・ 閲覧等の制限の申立てが当該書類の提出から遅い場合(例えば当該書類の提出から1年後に閲覧等の制限の申立てがあったような場合)には、申立てが却下されることもある。
- ・ 判決書について閲覧等の制限が必要な場合には、まず閲覧等を止め、後から対象箇所を特定することが可能である。
- ・ 相手方が閲覧等の制限に異論ないのであれば、営業秘密を厳しく判断せずに閲覧制限してもよいのではないか。
- ・ なるべく情報を外に出さないようにしたい、というのが当事者の気持ちであり、当事者がこれだけは公開して欲しくない、と望むのであれば閲覧等の制限は柔軟な運用が望ましいのではないか。
- ・ 裁判の公開原則から、閲覧制限の制度を設けることに対するハードルは高いはずであったが、法改正等により、民事訴訟の中で閲覧制限がされるようになって来ている。

【秘密保持命令について】

- ・ 秘密保持命令について検討はしているものの、実際に申立てされることは少なく発令も少ない。(複数意見)
- ・ 秘密保持命令ではなく、秘密保持契約を利用していることも多い。(複数意見)

(イ) 相手方当事者から営業秘密を保護する方法

- ・ 証拠の提出者が、相手方の代理人のみが当該証拠を確認する **Attorney's Eyes Only** を望む場合もある。

(ウ) その他

- ・ 営業秘密の保護は知財訴訟に特有なのではないか。

(b) 営業秘密の保護の運用の訴訟の種類（特許侵害訴訟、その他の知財訴訟、一般的な民事訴訟）での相違

- ・ 基本的に違いはない。（複数意見）
- ・ 侵害訴訟や取消訴訟などは営業秘密について気を遣うなどの違いはある。

(c) 審判手続等における営業秘密の保護のよりの確な運用を検討するにあたって考慮すべき点について

- ・ 訴訟においては、営業秘密に係る書類について、裁判官だけに見てほしいという要望が出ることもあるが、裁判官だけが見ることにしない、という前提で訴訟運営を行う。営業秘密を保護することは重要だが、（審判手続においても）営業秘密の保護のための手続はオープンにするべきである。
- ・ 閲覧制限の対象として認められるかの判断に関して、営業秘密が記載された旨の申出があった際に審判合議体が秘密を保持する必要があるかを判断してはどうか。

② 書記官

現在の知的財産高等裁判所での営業秘密の保護についての運用について伺った。

(a) 閲覧等の制限に関する手続について

- ・ 裁判官は判断事項を担当し、書記官はそれ以外すべてを担当する。
- ・ 「閲覧等制限決定」には、事件番号、事件名（閲覧等制限の申立て）、当事者（申立人のみ）、主文、決定日、裁判官名（合議体名）、を記載する。
- ・ 「閲覧等制限決定」における、閲覧等を制限する箇所は、「〇〇の書面の第〇行から〇行」などと具体的な場所を記載する。対象箇所が多い場合には、別紙に記載し、「別紙のとおり」とする。
- ・ 判決文には、閲覧等制限の対象となっている箇所も使用する。当事者が判決書の正本を確認した上で、必要があれば閲覧等制限の申立てを行う。

- ・当事者には正本としてマスキングのない判決書を渡すが、ホームページで公開しているデータベースにはマスキングしたものを公表している。
- ・ホームページ等への判決の公開は、なるべく速やかに行うのが原則である。しかしながら、ホームページに公開してしまうと非公知性が失われるので、担当者の裁量により、閲覧等制限の申立てが出そうな案件については、判決から1週間程度公開を待つことがある。
- ・閲覧制限の申立てを却下することは、あまりない。
- ・一審判決等ですでに公になっている事項について、控訴審で閲覧制限等の申立てをする場合は、当該事項については秘密性がないと考えられるため、申立ての取下げを示唆することがある。
- ・訴訟資料の提出後であっても、実際に閲覧される前であれば閲覧済とは扱われない。通常は資料提出と同時に閲覧等制限の申立てを行うが、相手方当事者が提出した資料の場合には、後から申立てが行われることもある。ただし、(申立てた者が)気が付かないうちに、第三者が閲覧してしまうことがあり、この場合には秘密性がないとして閲覧の制限は認められない。
- ・(申立て及び疎明があったものについて)相手方へ問い合わせすると、大体は裁判官に任せると回答する。当事者間では閲覧等の制限がされている箇所についても確認できるので、相手方は、閲覧等が制限されることにあまり抵抗がないようである。

(b) 閲覧等の制限に関する申請について

- ・東京地裁のホームページの「閲覧等制限の申立てについて」は知財高裁で作成した資料ではないが、知財高裁における手続も、提出部数を除いて同じである。
- ・閲覧等制限の申立てに係る部分をマスキングした準備書面、書証等の写しの提出は義務ではないが、ほぼすべての案件で提出されている。
- ・閲覧等の制限の申立ての対象の一部のみが営業秘密であると判断された場合、マスキングを修正した書類を再度提出してもらう。
- ・裁判官が、「当該箇所全てが営業秘密であることの疎明が足りない。」と判断することはある。
- ・裁判書類は公開が原則であり、秘密箇所を指定する最終的な責任は当事者にある。
- ・閲覧等制限の申立てを先行し、暫定的に全体について閲覧できないようにした後で、制限する場所を指定することが多い。

(c) 訴訟の種類（特許侵害訴訟、その他の知財訴訟、一般的な民事訴訟）での違いについて

- ・ 閲覧等の制限の申立ては、審決取消訴訟ではほとんどなく、多くは知的財産権侵害訴訟である。例えば、一審で請求が認容されており、主要な争点が損害額にある事件については、売上高等にマスキングをすることを望む当事者は多い。
- ・ 著作権侵害訴訟では（特許権侵害訴訟と比較すると）閲覧等制限の申立ては多くない。
- ・ 営業秘密の保護のための閲覧等の制限の申立ては、通常の民事事件ではほとんどなく、専ら知財事件において行われる。閲覧等の制限の申立ては、通常民事事件の場合にはプライバシーにかかわる部分が主であり、営業秘密の保護としての閲覧等の制限の申立ては知財部の方が経験を有している。

(d) 民事訴訟における営業秘密の保護についての統計データについて

- ・ 閲覧等の制限等の申立ては民事雑事件となる。
- ・ 閲覧等の制限等の申立ては知財高裁においては、肌感覚としては、そこその量があると感じている。

(e) 審判手続等で営業秘密の保護の運用を検討するにあたって考慮すべき点について

- ・ 閲覧等の制限等に間違いがあってはならないので、マスキング箇所が文字数で指定されている場合には、複数の書記官で確認している。書記官がマスキングする場合もある。
- ・ 審判手続等での営業秘密の保護の運用が知的財産権侵害訴訟と同様であれば、知財高裁での運用を考慮してもらえばよいのではないかと。

(f) その他

- ・ 閲覧等制限決定がなされた書類は、正本としてはマスキングされた書類がファイルされ、別冊としてマスキングのない原本がファイルされ、別々に保管される。
- ・ 秘密保持命令が発令された場合は、セキュリティー便で書類の運搬を行うなど、厳密な秘密管理を行う。

(ii) 裁判所の民事訴訟又は特許庁の審判等の手続における営業秘密の保護について知見を有する弁護士又は弁理士への調査

(a) 民事訴訟における閲覧等の制限に関する手続について

- ・ 閲覧等の制限に関する運用は、比較的緩やかだが裁判体による違いはある。(複数意見)
- ・ 知財訴訟では、多くの閲覧等の制限が申立てられているため、裁判所も経験が豊富なのではないか。
- ・ 営業秘密を含む書類を提出した場合、多くの場合では申立てどおり閲覧等の制限は認められるものの、絶対に閲覧等の制限がされるというわけではないため、営業秘密を含む書類を出すことに抵抗がある当事者もいる。営業秘密を提出した後に閲覧等の制限を決定する、というのは、順番が逆ではないか。
- ・ 閲覧等の制限の申立てをした相手方に秘密保持義務があるか条文上明確でない。立法趣旨に基づけば当然秘密保持義務はあると考えるが、皆が秘密保持義務のあることを理解しているか疑問が残る。
- ・ 相手方は第三者が当該書類を見られないことについてはあまり気にしない。(複数意見)

(b) 審判手続等における営業秘密の保護について

- ・ 新規性・進歩性を理由とする無効審判では、営業秘密が関係することは基本的にないのではないか。
- ・ 冒認出願や共同出願違反を理由とする無効審判の場合には、共同出願等に係る契約書自体を営業秘密として扱う可能性はある。
- ・ 無効審判と並行して侵害訴訟が提起されており、当該訴訟で無効の抗弁を行った場合であって、その際に提出した営業秘密を含む書類を審判官に求められるかもしれない。
- ・ 無効審判被請求人は、特許法第 36 条（サポート要件や実施可能性）違反に関する反論の際に、営業秘密の保護が関係するかもかもしれない。
- ・ 事前に営業秘密として保護されることがわからないと、営業秘密を含む書類は提出しにくい（大まかな内容しか出すことができない）。(複数意見)
- ・ 無効審判等の書類についても、将来電子化が行われ、書類が電子的に公開されるようになると、閲覧制限の方法に問題が生じる可能性がある。

- ・判決においては関係がないと判断した証拠については触れなくても良いが、審決の場合にはすべての証拠について言及する必要があるため、審判での当事者間の秘密保護は難しいのではないかと。
- ・訴訟の場合には期日に陳述してから閲覧可能となるため、閲覧等制限の申立てを行う時間的な余裕がある。特許庁では書類を提出するとすぐ閲覧できてしまうため、書類の提出と同時に営業秘密の申出を行うことが必要である。
- ・共同開発にかかる発明の場合、提出する書類について他の共同出願人へ営業秘密が含まれていないか事前確認が必要ではないかと。
- ・閲覧等の制限の対象として認められるかの判断に関して、営業秘密が記載されている旨の申出段階で疎明し、決定したほうが良いのではないかと。
- ・特許法第 186 条の運用について、ガイドラインを作って予測可能性（透明性）を高めてほしい。
- ・異議申立事件や拒絶査定不服審判の書類についても営業秘密が含まれる場合があり、閲覧等の制限の対象としてほしい。

(c) 特許庁の審判手続等における営業秘密の保護と企業の審判等の利用意向の関係について

- ・無効審判などで営業秘密が関係した経験は殆どなく、営業秘密の保護との関係で審判請求をあきらめたことはない。（複数意見）
- ・無効審判では営業秘密の保護を求めることはあまりない。無効審判では特殊な場合には必要になるかもしれないが、無効審判における営業秘密の保護の手続の利用は今後ともそれほど増えないのではないかと。
- ・判定に係る書類が閲覧制限の対象になったことにより、急に審判請求や判定請求が増えるとは言えないのではないかと。

(d) 海外における書類の閲覧及びその制限に関する運用について

- ・米国の訴訟はディスカバリとトライアルで全く異なる。ディスカバリでは、営業秘密へのアクセスを代理人やエキスパートにのみ制限することが可能であるが、トライアルでは難しい。
- ・米国や韓国では、インターネット上での情報の開示が早い。
- ・書類の閲覧を認めるかどうかは、中国は厳しく判断され、韓国の方が緩く判断される印象である。中国の特許庁では、公開された特許であっても中間書類の閲覧は登録になるまで閲覧することができない。

(e) その他

- ・ 審判等における営業秘密の保護の制度の在り方として、当事者が望まないものを閲覧させなくてもよい仕組みが整っていることが重要である。
- ・ 判定は税関の差止手続との関係で利用することもある。技術範囲に属するという判定を得て、税関に提出する。(複数意見)
- ・ 判定があった、という情報は探すことが難しく、第三者の閲覧希望はないのではないか。
- ・ 情報を持たずに提訴し、被告側に情報を公開させ、侵害を立証しようとする当事者もいるのではないか。
- ・ 訴訟の影響は当事者に大きく第三者には小さい印象があるが、審判は訴訟より第三者への影響(利益)がより直接的になるのではないか。

(iii) 国内アンケート調査対象者への調査

(a) 審判手続で、営業秘密の保護が必要になったご経験

(ア) 回答者：企業

【経験】

- ・ 審判官と相手方の了承のもと、相手方代理人にのみ証拠を開示した経験がある(競合者である相手方技術者には開示したくない証拠であったため)。
- ・ 無効審判において、無効理由として公然実施が問題になる場合には、営業秘密を含む書類を提出することもある。
- ・ 無効にする必要性が大きかったので(営業秘密を含む書類を)提出したが、相手方当事者には見せたくなかった書類がある。
- ・ 訴訟に進むことも念頭に置いていたため、通常無効審判では提出しない営業秘密を含む書類についても、営業秘密が記載された旨の申出を行って書類を提出した。
- ・ 進歩性欠如を理由とする無効審判で、出願時の当業者の着想内容を立証するためラボノートを提出する際に、営業秘密が記載された旨の申出を行った。
- ・ 冒認・共同出願違反を理由とする無効審判で、証拠として発明完成までの経緯を示すための関係者間のやり取り等を提出する際に、営業秘密が記載された旨の申出(閲覧の制限等の申立て)を行った。

- ・自身の製品が他者の特許権利範囲に属さない、という判定を求める場合には、営業秘密保護が必要となる場合もあるかもしれない。

【他】

- ・無効審判で営業秘密の保護が問題になることはあまりない。
- ・無効審判で閲覧等の制限の利用するのは限定的な場合ではないか。冒認出願を争う場合はあるかもしれないが、進歩性の場合にはあまりないと思う。
- ・無効審判は、公知技術で対応している。また、技術的に組成や成分などが関係しない場合、営業秘密が記載された旨の申出の必要性がないのではないか。
- ・事案が生じるとその都度、事案の重要性と営業秘密を提出することのリスクを判断し、営業秘密の保護の方針を決定している。

(イ) 回答者：代理人

【経験】

- ・無効審判における訂正請求に関し、通常実施権者の承諾書を提出した際に、営業秘密の記載の旨の申出を行った。
- ・商標登録取消審判において、営業秘密の申立ては使用の事実を示すために数回行ったことはあるが、あまりない。
- ・無効審判の請求時には、公知技術の内容について、取引先からの伝票や内部の会計書類などが立証のために必要になる場合がある。

【他】

- ・大部分はマスキングで対応できると思うが、マスキング箇所が多すぎると証拠として認めらまらうことが難しくなるのではないか。

(b) 審判での営業秘密保護の運用の周知

【さらなる周知が必要とのご意見】

- ・企業などの当事者も（営業秘密保護の手続について）代理人と同等の情報が必要である。

【周知ではなく必要な時に情報が入手したいとのご意見】

- ・特許庁のホームページに、審判フロー図や制度の説明などを提示してはどうか。

- ・現在の特許庁のホームページに掲載されている審判のガイドラインは詳細に記載されているが、営業秘密の保護の手続についての情報を探るのが大変なので、簡略化した審判のガイドラインを提示してはどうか。

【さらなる周知は不要とのご意見】

- ・運用の周知は十分であり、必要な時に代理人から助言してもらえばよい。
- ・(営業秘密保護のための) 手続については代理人が知っていればよい。
- ・審判制度を知っていれば(営業秘密保護の制度も) 知っているのではないか。

【その他のご意見】

- ・業種によって周知の程度に違いはあるのではないか(無効審判制度の利用状況などに違いがあるため)
- ・どのようなものが営業秘密の申立ての対象となるのか、どのような使い方があるのか想定がしにくい。例があれば挙げてほしい。
- ・営業秘密保護のための手続については、利用する機会がないので、あまりなじみがな
い
- ・無効審判を受理した際に、特許庁から営業秘密の保護の手続について案内してはどうか。

(c) 今後の審判等での営業秘密保護

【現在の運用等へのご要望】

- ・特許庁の審判手続にも秘密保持命令等があると、営業秘密を含む文書の提出についての考え方は変わるかもしれない。
- ・審判手続においても、裁判手続における営業秘密の保護と同等の(当事者間の秘密) 保護を行ってほしい
- ・マスキングをした書類を提出する場合、審判官のみがマスキングを外した書類を確認することはできないか。

【現在の運用等の変更は不要とのご意見】

- ・審判において秘密保持命令の制度がなくて困っている人はいない。秘密保持命令は、構成が非充足であることを示す際に必要なものであり、具体的態様の明示義務が無い審判等では必要ない。
- ・審判における営業秘密保護の運用については、特に問題はない。

- ・営業秘密として保護する範囲は、不正競争防止法で定められているよりも広くとらえたいところもあるが、あまりハードルを下げるのはよくないのではないか。

【その他のご意見】

- ・第三者に対する閲覧制限は、当事者間で合意できるなら営業秘密であるか否かについて、厳密に判断する必要はないのではないか。
- ・代理人だけが見ることができる制度を導入してほしいが、メリットとデメリット（議論の内容が不明になる、代理人任せになってしまうこと等）があるのではないか。

(c) 訴訟手続で、営業秘密の保護が必要になったご経験

【閲覧等の制限について】

- ・相手方は閲覧等が制限されることについてはあまり気にしないのではないか
- ・秘密保持命令ではなく閲覧等の制限で足りることが多い。

【秘密保持命令について】

- ・裁判所は秘密保持命令を嫌がっていた印象がある。
- ・裁判所は秘密保持命令を認めたがらないという話を代理人から聞いた。
- ・インカメラは濫用されると負担になる。

【他】

- ・営業秘密として、売上や顧客情報等の営業情報はイメージされやすいが、製造方法や制御方法等の技術情報はイメージされにくいのではないか。
- ・審判と訴訟では提出される営業秘密が異なるのではないか。審判では技術的なもの、裁判では営業情報、と感じている。
- ・当事者間 NDA などには時間がかかり、訴訟の進行が遅れてしまうことがある。
- ・訴訟では技術情報や営業情報を提出するので、営業秘密の保護は必要である。

(d) 裁判所の民事訴訟と特許庁の審判との比較

- ・運用の違いは認識しているが、大きな問題はない。
- ・民事訴訟の手続等は審判と同様に感じた。

(e) その他

- ・第三者とは全く関係のない者ではなく、審判等の当事者でない競合者が含まれる。そのため、営業秘密が第三者に開示されると、競合者へ営業秘密が開示されてしまうことになる。
- ・米国の標準に係る訴訟記録を確認したことがあるが、訴訟では各社との交渉内容が開示されているはずなのに、訴訟記録上は開示されていなかった。また、ヨーロッパも判決書には記載されていないが、これらは開示しなくても良い情報だと思う。
- ・判定が特許庁の鑑定という位置づけで非公開であれば利用が進むかもしれない。

(4) 国内ヒアリング調査結果のまとめ

国内ヒアリング調査結果について、以下にまとめを行う。

(i) 民事訴訟における営業秘密の保護の運用について

① 訴訟当事者ではない第三者から営業秘密を保護する方法

(a) 閲覧等の制限について

【現状】

- ・知財訴訟では、多くの閲覧等の制限の申立てがなされるが、訴訟における閲覧等の制限の運用は比較的緩やかであり、申立てとおりに認められることが多い。なお、閲覧等の制限がされた場合であっても、当事者は当該書類を見ることができるので、相手方は、閲覧等が制限されることにあまり抵抗がないようである。
- ・裁判書類は公開が原則であり、秘密箇所を指定する責任は当事者にある。閲覧制限の制度を設けることに対するハードルは高いはずであったが、法改正等により、民事訴訟の中で閲覧制限がされるようになって来ている。
- ・当事者は、民事訴訟法における閲覧等の制限の疎明において、疑念が生じない程度の記載をすることが求められる。

【懸念点】

- ・営業秘密を提出した後に閲覧等の制限を決定する、というのは、順番が逆ではないか。

- ・ 閲覧等の制限の申立てをした相手方に秘密保持義務があるか条文上明確でない。皆が秘密保持義務のあることを理解しているか疑問が残る。

(b) 秘密保持命令について

- ・ 秘密保持命令について検討はしているものの、実際に申立てされることは少なく発令も少ない。また、秘密保持命令ではなく、秘密保持契約を利用することも多い。

② 相手方当事者から営業秘密を保護する方法

- ・ 証拠の提出者が、相手方の代理人のみが当該証拠を確認する *Attorney's Eyes Only* を望む場合もある。

③ 営業秘密の保護の運用の訴訟の種類（特許侵害訴訟、その他の知財訴訟、一般的な民事訴訟）での相違

- ・ 基本的に訴訟の種類による違いはないが、侵害訴訟や取消訴訟などは営業秘密について気を遣うこともある。
- ・ 営業秘密の保護のための閲覧等の制限の申立ては、通常の民事訴訟ではほとんどなく、専ら知財訴訟において行われる。なお、著作権侵害訴訟では（特許権侵害訴訟と比較すると）閲覧等制限の申立ては多くない。

④ 審判手続等における営業秘密の保護のよりの確な運用を検討するにあたって考慮すべき点について

- ・ 営業秘密を保護することは重要だが、（審判手続においても）営業秘密の保護のための手続はオープンにするべきである。
- ・ 閲覧制限の対象として認められるかの判断に関して、営業秘密が記載された旨の申出があった際に審判合議体が秘密を保持する必要があるかを判断してはどうか。

(ii) 審判手続等における営業秘密の保護について

【必要性】

- ・ 新規性・進歩性を理由とする無効審判では、営業秘密が関係することは基本的にないのではないか。一方、冒認出願や共同出願違反を理由とする無効審判や並行して侵害

訴訟が行われている場合には、審判においても営業秘密の保護が必要となる可能性はある。

【懸念点】

- ・判決においては関係がないと判断した証拠については触れなくても良いが、審決の場合にはすべての証拠について言及する必要があるため、審判での当事者間の秘密保護は難しいのではないかと。
- ・閲覧等の制限の対象として認められるかの判断は、営業秘密を含む書類を提出する前か、営業秘密が記載されている旨の申出段階で疎明し、決定することとしたほうが良いのではないかと。
- ・特許法第 186 条の運用について、ガイドラインを作って予測可能性（透明性）を高めてほしい。

(iii) 特許庁の審判手続等における営業秘密の保護と企業の審判等の利用意向の関係について

- ・無効審判などで営業秘密が関係した経験は殆どなく、営業秘密の保護との関係で審判請求をあきらめたことはない。また、判定に係る書類が閲覧制限の対象になったことにより、審判請求や判定請求が増えるとは言えないのではないかと。

(iv) 海外における書類の閲覧及びその制限に関する運用について

- ・米国の訴訟はディスカバリとトライアルで全く異なる。ディスカバリでは、営業秘密へのアクセスを代理人やエキスパートにのみ制限することが可能であるが、トライアルでは難しい。
- ・書類の閲覧を認めるかどうかは、中国は厳しく判断され、韓国の方が緩く判断される印象である。

(v) 審判での営業秘密保護の運用の周知

【さらなる周知が必要とのご意見】

- ・当事者も（営業秘密保護の手続について）代理人と同等の情報が必要である。

【必要な時に情報を入手したいとのご要望】

- ・特許庁のホームページに、審判フロー図や制度の説明や、営業秘密の保護の手続が探

しやすい審判のガイドラインを提示してはどうか。また、営業秘密の申立ての対象となるものなどについて例示してほしい

【さらなる周知は不要とのご意見】

- ・運用の周知は十分であり、必要な時に代理人から助言してもらえればよい。特に、（営業秘密保護のための）手続については代理人が知っていればよい。

(vi) 今後の審判での営業秘密保護についての要望

【現在の運用等へのご要望】

- ・特許庁の審判手続にも秘密保持命令等の裁判手続における営業秘密の保護と同等の（当事者間の秘密）保護を行ってほしい。
- ・マスキングをした書類を提出する場合、審判官のみがマスキングを外した書類を確認することはできないか。

【現在の運用等の変更は不要とのご意見】

- ・審判における営業秘密保護の運用については、特に問題はない。
- ・審判において秘密保持命令の制度がなくて困っている人はいない。秘密保持命令は、構成が非充足であることを示す際に必要なものであり、具体的態様の明示義務が無い審判等では必要ない。
- ・営業秘密として保護する範囲は、不正競争防止法で定められているよりも広くとらえたいところもあるが、あまりハードルを下げるのはよくないのではないか。

(vii) 裁判所の民事訴訟と特許庁の審判との比較

- ・運用の違いは認識しているが、大きな問題はない。また、民事訴訟の手続等は審判と同様に感じており、違いは覚えていない。

(viii) その他

- ・営業秘密として、売上や顧客情報等の営業情報はイメージされやすいが、製造方法や制御方法等の技術情報はイメージされにくいのではないか。また、審判では技術的なもの、裁判では営業情報、が営業秘密として出されているのではないか。

Ⅲ. まとめと提言

1. 国内外の営業秘密保護の制度・運用について

公開情報調査の結果によれば、原則として各調査対象国・機関とも民事訴訟においては日本と同様裁判の公開原則を有しているが、その例外として営業秘密等の秘密の保護の手續が構築されている国や地域もある。一方、特許庁の手續においては、出願が公開された後は原則として第三者に対しても書類の閲覧等可能となるが、当事者からの申立て等により、閲覧の制限を可能とする規定を有している国や機関もある。

いずれの場合においても、特に書類の閲覧とその制限に関しては、基礎となる法制度が異なることもあり、閲覧制限の範囲は各国・機関で違いが生じていることがうかがえる。

なお、日本の民事訴訟においては、閲覧等の制限の申立てがあった場合、その時点で決定による裁判をすることにより、閲覧制限されている。

2. 民事訴訟及び特許庁の審判等の手續における営業秘密の保護と企業の訴訟及び審判等の利用動向の関係の分析について

特許庁の審判等の営業秘密の保護については、利用件数は増加傾向にあることを確認した。また、審判の代理人については、弁理士が代理人である審判（代理人が弁理士のみと弁護士・弁理士である場合）がいずれの場合も70%以上と高く、当事者である権利者（多くの場合は国内企業）が弁理士に手續を依頼している場合が多いことがうかがえる。

3. 営業秘密の保護手續の認知度について

特許庁の審判等の手續において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合の営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限があることについて知っているとは回答した者は全体の66.5%であり、比較的広く認識されていると考える。

一方で、書類の閲覧制限があることについて知っている者のうち、書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを知っているとは回答した者は、50.4%にとどまる。さらに、書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを知っているとは回答した者のうち、無効審判、商標登録取消審判、判定に関して、対象となることを知っているとは回答した者は、無効審判については98.6%、商標登録取消審判については88.1%といずれも高かったが、判定については67.2%であり、判定に関する書類が閲覧制限の対象となることを知らない者が一定数存在することが分かった。

4. 営業秘密の保護手続の利用意向について

審判等における営業秘密の保護手続の今後の利用意向については、審判等に営業秘密が関係した経験のある者もない者のいずれもわからないとの回答が半数以上を占める。一方で、営業秘密の保護手続について利用したいと回答した者は、経験のある者が 38.7%であり、経験のない者の 31.4%よりも 8.3%高いことが分かった。

5. 営業秘密の保護手続に関する具体的な要望について

国内アンケート調査において、営業秘密が記載された書類の提出者、相手方、閲覧者の立場からの要望を取りまとめたところ、いずれの立場においても、営業秘密保護の運用の周知が望まれていることがうかがえる結果となった。

また、国内アンケート調査においては、事例等の紹介や運用の明確化、説明会などでの具体的な説明の実施や周知（特に代理人）などの制度・運用の周知に関することや、当事者間の営業秘密の保護制度の検討、インカメラ手続の活用、裁判と同等の営業秘密の保護制度の導入など営業秘密の保護の強化にかかる要望も出された。

6. 国内ヒアリング調査における要望について

国内ヒアリング調査において、営業秘密の保護手続の周知については、必要・不要双方の意見があった。ただし、周知不要との回答においては、代理人への周知をしてほしい、との意見であった。一方、営業秘密の保護手続についての情報は、周知という形はなく必要な時に情報を入手したいとの声もあった。

また、今後の審判等での営業秘密保護の運用については、現在の運用等の変更、例えば営業秘密の申出があった時点で閲覧等の制限の対象として認められるかを決定することや秘密保持命令の導入等の要望の声もあった一方で、運用等の変更は不要との声もあった。

7. 審判手続等における営業秘密の保護のよりの確な運用を検討するにあたって考慮すべき課題について

上記 3. から 6. を踏まえると、審判等における営業秘密の保護手続をよりの確に運用するための課題として、以下のものがあると考えられる。

- ・ 審判等における営業秘密の保護手続の運用を明確化するとともに、代理人を含むユーザーに対して判定に関する書類が閲覧制限の対象となることや営業秘密保護手続の運用について周知することが求められている。

- ・ 審判等でも、裁判所における閲覧等制限の手続と同様に、営業秘密が記載された旨の申出があった時点で閲覧等の制限の対象として認められるかどうかの決定を行うことを望む声もある。

8. 提言

当事者及び代理人より、当事者間の営業秘密保護やその検討を望む声もあるものの、現状の制度・運用による審判等の利用への影響は小さく、制度・運用全体について大きな変更を望む声はないようである。

全体的には、特許法等のみでは明確になっていない運用等を明確にして、周知することを望む声が大きかった。したがって、審判手続等において営業秘密の申出がなされた際の特許庁の的確な運用について検討するにあたり、まず現行の運用をガイドライン等で明確にして、特許庁のホームページや研修などにより周知を図ることが望まれると考える。

このように運用を明確にした上で、周知を図ることは、審判等における営業秘密保護の手続についての予測可能性を高め、ひいては審判等の手続における営業秘密の保護の必要性がさらに高まった際にも、適切な運用がなされることが期待される。

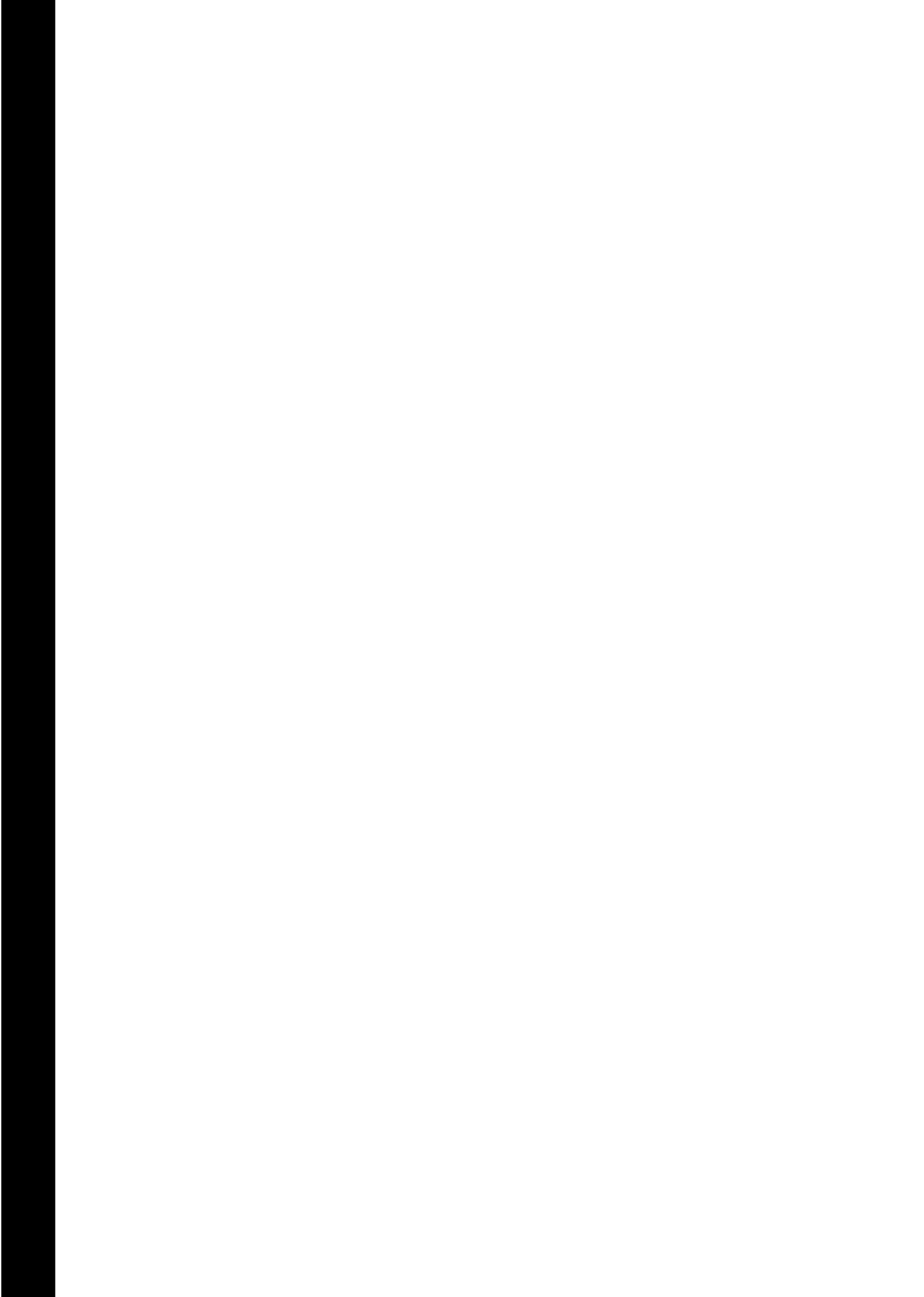
また、特許権侵害訴訟等において提出された書類（訴訟記録）に対して閲覧等の制限の申立てがあった場合、裁判所は、閲覧等の制限の対象として認められるかの判断に関して、その時点で営業秘密等が記載された部分の閲覧等を当事者に限るかどうかを決定し、当事者に通知している。特許庁の無効審判、商標登録取消審判や判定において営業秘密が記載された旨の申出があった場合についても、訴訟記録の閲覧等の制限の申立てがあった場合と同様に、営業秘密が記載された旨の申出があった時点で閲覧等の制限の対象として認められるかどうかを決定することも、今後の検討に値するのではないかと考える。

資料編



資料 1

国内アンケート調査結果の詳細
(企業の方向け：700者)



「特許庁の審判等における営業秘密の保護に関する調査研究」企業の方向け

質問A 基本情報に関する質問

A1 貴社の規模をお選びください。

	件数	割合
1 大企業	347	90.4%
2 中小企業	37	9.6%
回答者数	384	100.0%

A2 貴社の主たる業種をお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 農業、林業、漁業	1	0.3%
2 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.5%
3 建設業	21	5.5%
4 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	27	7.0%
5 繊維工業	8	2.1%
6 木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品製造業	4	1.0%
7 化学工業	84	21.9%
8 石油製品・石炭製品製造業	9	2.3%
9 窯業・土石製品製造業	13	3.4%
10 鉄鋼業	6	1.6%
11 非鉄金属製造業	12	3.1%
12 金属製品製造業	13	3.4%
13 はん用機械器具製造業	9	2.3%
14 生産用機械器具製造業	18	4.7%
15 業務用機械器具製造業	23	6.0%
16 電気機械器具製造業	45	11.7%
17 情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業	36	9.4%
18 輸送機械器具製造業	42	10.9%
19 その他の製造業	53	13.8%
20 電気・ガス・熱供給・水道業	9	2.3%
21 情報通信業	8	2.1%
22 運輸業	3	0.8%
23 卸売業、小売業	3	0.8%
24 金融業、保険業	1	0.3%
25 不動産業	2	0.5%
26 物品賃貸業	0	0.0%
27 宿泊業、飲食サービス業	0	0.0%
28 教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス業	3	0.8%
29 サービス業	8	2.1%
30 その他の業種	8	2.1%
無回答	0	0.0%

回答者数(上記回答数の合計値ではない)

384

A3 貴社の資本金規模をお選びください。

	件数	割合
1 5,000万円以下	8	2.1%
2 5,000万円超、1億円以下	22	5.7%
3 1億円超、3億円以下	4	1.0%
4 3億円超、10億円以下	21	5.5%
5 10億円超、50億円以下	59	15.4%
6 50億円超	269	70.1%
7 わからない	0	0.0%
無回答	1	0.3%
回答者数	384	100.0%

A4 貴社の従業員数をお選びください。

	件数	割合
1 50人以下	1	0.3%
2 51人以上、100人以下	4	1.0%
3 101人以上、300人以下	17	4.4%
4 301人以上、1,000人以下	98	25.5%
5 1,001人以上、5,000人以下	153	39.8%
6 5,001人以上	110	28.6%
無回答	1	0.3%
回答者数	384	100.0%

A5 貴社の知的財産担当者数をお選びください。

	件数	割合
1 0人(知的財産担当はいない)	2	0.5%
2 1人以上、10人以下	217	56.5%
3 11人以上、50人以下	126	32.8%
4 51人以上、100人以下	23	6.0%
5 101人以上	15	3.9%
無回答	1	0.3%
回答者数	384	100.0%

A6 過去3年間(2015年度～2017年度)の貴社の審判等の請求件数又は訴訟の提起件数をお答えください。

①特許・実用新案・意匠

(1)無効審判

	件数	割合
1 0件	290	74.9%
2 1件	24	6.2%
3 2件	17	4.4%
4 3件	4	1.0%
5 4件	5	1.3%
6 5件	1	0.3%
7 6件	1	0.3%
8 7件	2	0.5%
9 11件	1	0.3%
10 20件	1	0.3%
11 なし	1	0.3%
12 数件	1	0.3%
無回答	39	10.1%
回答者数	387	100.0%

(3)判定

	件数	割合
1 0件	327	84.5%
2 1件	8	2.1%
3 2件	2	0.5%
4 3件	1	0.3%
5 6件	1	0.3%
6 11件	1	0.3%
7 なし	1	0.3%
無回答	46	11.9%
回答者数	387	100.0%

(4)侵害訴訟

	件数	割合
1 0件	309	79.8%
2 1件	28	7.2%
3 2件	8	2.1%
4 3件	2	0.5%
5 4件	1	0.3%
6 5件	1	0.3%
7 なし	1	0.3%
無回答	37	9.6%
回答者数	387	100.0%

(5)侵害訴訟以外の知財訴訟

	件数	割合
1 0件	306	79.1%
2 1件	26	6.7%
3 2件	3	0.8%
4 3件	3	0.8%
5 5件	2	0.5%
6 6件	1	0.3%
7 なし	1	0.3%
無回答	45	11.6%
回答者数	387	100.0%

②商標

(1)無効審判

	件数	割合
1 0件	329	85.0%
2 1件	2	0.5%
3 2件	3	0.8%
4 3件	2	0.5%
5 4件	1	0.3%
6 なし	1	0.3%
7 不明	1	0.3%
無回答	48	12.4%
回答者数	387	100.0%

(2)商標登録取消審判

	件数	割合
1 0件	307	79.3%
2 1件	19	4.9%
3 2件	5	1.3%
4 3件	1	0.3%
5 4件	2	0.5%
6 5件	2	0.5%
7 なし	1	0.3%
8 不明	1	0.3%
無回答	49	12.7%
回答者数	387	100.0%

(3)判定

	件数	割合
1 0件	334	87.0%
2 1件	1	0.3%
3 なし	1	0.3%
4 不明	1	0.3%
無回答	47	12.2%
回答者数	384	100.0%

(4)侵害訴訟

	件数	割合
1 0件	329	85.7%
2 1件	3	0.8%
3 2件	1	0.3%
4 なし	1	0.3%
5 不明	1	0.3%
無回答	49	12.8%
回答者数	384	100.0%

(5)侵害訴訟以外の知財訴訟

	件数	割合
1 0件	328	85.4%
2 1件	4	1.0%
3 2件	1	0.3%
4 なし	1	0.3%
5 不明	1	0.3%
無回答	49	12.8%
回答者数	384	100.0%

質問B 特許庁の審判等における営業秘密の保護手続に関する質問

B1 特許庁の審判等の手続において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合に、営業秘密に対する措置があることをご存知ですか。該当するものをお選びください。

	件数	割合
1 知っている	266	69.3%
2 知らない	118	30.7%
無回答	0	0.0%
回答者数	384	100.0%

⇒B1で「1.知っている」を選択した場合は次のB2へ、「2.知らない」を選択した場合は8頁の質問Cへお進みください。

B2 特許庁の審判等の手続において、営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限があることをご存知でしたか。

	件数	割合
1 知っている	252	94.7%
2 知らない	14	5.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	266	100.0%

⇒B2で「1.知っている」を選択した場合は次のB3へ、「2.知らない」を選択した場合は質問Cへお進みください。

B3 書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを存知でしたか。

	件数	割合
1 知っている	126	50.0%
2 知らない	126	50.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	252	100.0%

⇒B3で「1.知っている」を選択した場合は次のB4へ、「2.知らない」を選択した場合はB5へお進みください。

B4 書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類としてご存知のものをお選びください。

(1)無効審判

	件数	割合
1 対象となることのみを知っている	52	41.3%
2 根拠条文を知っている	72	57.1%
3 対象となることを知らない	2	1.6%
無回答	0	0.0%
回答者数	126	100.0%

(2)商標取消審判

	件数	割合
1 対象となることのみを知っている	51	40.5%
2 根拠条文を知っている	60	47.6%
3 対象となることを知らない	10	7.9%
無回答	5	4.0%
回答者数	126	100.0%

(3)判定(平成30年改正法)

	件数	割合
1 対象となることのみを知っている	48	38.1%
2 根拠条文を知っている	36	28.6%
3 対象となることを知らない	39	31.0%
無回答	3	2.4%
回答者数	126	100.0%

⇒B4で「(1)無効審判」、「(2)取消審判」及び「(3)判定」のいずれかにおいて「1.対象となることのみを知っている」または「2.根拠条文を知っている」を選択した場合は次のB5へ、いずれにおいても「3.対象となることを知らない」を選択した場合はB7へお進みください。

B5 審判等における書類の閲覧制限の手続として、ご存知のものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 無効審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出る場合は、様式第65の8によりしなければならない(特許法施行規則50条の14)。	71	28.3%
2 無効審判における営業秘密が記載された旨の申し出があったものについては、当事者又は利害関係を疎明した者に限って閲覧が許可される(審判便覧01-01)。	122	48.6%
3 いずれも知らない	106	42.2%
無回答	8	3.2%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)	251	

B6 審判等における書類の閲覧制限についてどのようにして知りましたか。
該当するものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 審判等で書類等の閲覧制限を行った	11	4.4%
2 特許庁のホームページ	66	26.3%
3 審判等の手続に関する研修	77	30.7%
4 審判等の手続に関する文献	69	27.5%
5 社内の知的財産部の者から情報を得た	33	13.1%
6 社内の知的財産部以外の者から情報を得た	2	0.8%
7 他の企業の者から情報を得た	13	5.2%
8 事件の代理人である弁護士または弁理士から情報を得た	25	10.0%
9 事件の代理人以外の弁護士または弁理士から情報を得た	14	5.6%
10 わからない、覚えていない	30	12.0%
11 その他	30	12.0%
無回答	9	3.6%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 251

B7 審判等における書類の閲覧制限について、ご経験があるものをお選びください(複数回答可)。

(1)特・実・意

	件数	割合
1 営業秘密が記載された旨を申出た	12	4.7%
2 相手方から営業秘密が記載された旨の申出があった	7	2.7%
3 閲覧請求した文書が閲覧制限されていた	8	3.1%
4 左記についてはいずれも経験がない	212	83.1%
無回答	19	7.5%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 255

(2)商標

	件数	割合
1 営業秘密が記載された旨を申出た	3	1.2%
2 相手方から営業秘密が記載された旨の申出があった	1	0.4%
3 閲覧請求した文書が閲覧制限されていた	1	0.4%
4 左記についてはいずれも経験がない	221	86.7%
無回答	28	11.0%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 255

⇒B7で「(1)特・実・意」または「(2)商標」のいずれかにおいて、「1.営業秘密が記載された旨を申出た」、「2.相手方から営業秘密が記載された旨の申出があった」、「3.閲覧請求した文書が閲覧制限されていた」を選択した場合は次のB8へ、いずれにおいても「4.左記についてはいずれも経験がない」を選択した場合は質問Cへお進みください。

B8 審判等における書類の閲覧制限を経験した分野として、該当するものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 物理・光学・事務機器・住環境・ゲーム	2	7.1%
2 機械	2	7.1%
3 化学	8	28.6%
4 医薬・バイオ	8	28.6%
5 電気・通信・情報システム	2	7.1%
6 商標	0	0.0%
7 その他	3	10.7%
無回答	1	3.6%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 28

質問C 裁判所の訴訟における営業秘密の保護手続に関する質問

- C1 裁判所の訴訟の手続において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合に、その営業秘密に対する措置があることをご存知ですか。該当するものをお選びください。

	件数	割合
1 知っている	311	81.0%
2 知らない	72	18.8%
無回答	1	0.3%
回答者数	384	100.0%

⇒C1で「1.知っている」を選択した場合は次のC2へ、「2.知らない」を選択した場合は10頁の質問Dへお進みください。

- C2 裁判所の訴訟の手続において、営業秘密に対する措置としてご存知のものをお選びください。

(1)書類の閲覧制限

	件数	割合
1 この措置があることのみを知っている	193	62.1%
2 この措置の根拠条文を知っている	104	33.4%
3 この措置があることを知らない	11	3.5%
無回答	3	1.0%
回答者数	311	100.0%

(2)営業秘密を保護するためのインカメラ手続

	件数	割合
1 この措置があることのみを知っている	153	49.2%
2 この措置の根拠条文を知っている	109	35.0%
3 この措置があることを知らない	43	13.8%
無回答	6	1.9%
回答者数	311	100.0%

(3)営業秘密に対する秘密保持命令

	件数	割合
1 この措置があることのみを知っている	169	54.3%
2 この措置の根拠条文を知っている	110	35.4%
3 この措置があることを知らない	27	8.7%
無回答	5	1.6%
回答者数	311	100.0%

⇒C2で「(1)書類の閲覧制限」、「(2)営業秘密を保護するためのインカメラ手続」、及び「(3) 営業秘密に対する秘密保持命令」のいずれかにおいて「1.この措置があることのみを知っている」または「2.この措置の根拠条文を知っている」を選択した場合は次のC3へ、いずれにおいても「3.この措置があることを知らない」を選択した場合はC4へお進みください。

C3 C2でお選びいただいた、訴訟における営業秘密に対する措置をどのようにして知りましたか。該当するものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 訴訟で営業秘密に対する措置を行った	40	13.1%
2 裁判所のホームページ	26	8.5%
3 訴訟手続に関する研修	122	39.9%
4 訴訟手続に関する文献	110	35.9%
5 社内の知的財産部の者から情報を得た	33	10.8%
6 社内の知的財産部以外の者から情報を得た	4	1.3%
7 他の企業の者から情報を得た	24	7.8%
8 事件の代理人である弁護士または弁理士から情報を得た	63	20.6%
9 事件の代理人以外の弁護士または弁理士から情報を得た	19	6.2%
10 わからない、覚えていない	21	6.9%
11 その他	44	14.4%
無回答	3	1.0%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 306

C4 訴訟において営業秘密を守るための手続について、ご経験があるものをお選びください(複数回答可)。

※C4の回答者数は314者、①②はいずれかの訴訟における営業秘密を守るための手続について経験のある78者についての分析結果、③は①②のいずれの訴訟においても営業秘密を守るための手続について経験のない236者である。

①知財訴訟

(1)書類の閲覧制限

	件数	割合
1 閲覧制限を申立てた	52	66.7%
2 相手方から閲覧制限を申立てられた	26	33.3%
3 閲覧請求した文書が閲覧制限されていた	8	10.3%
無回答	17	21.8%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 78

(2)営業秘密を保護するためのインカメラ手続

	件数	割合
1 営業秘密を含む文書を提出した	11	14.1%
2 裁判官から営業秘密を含む文書について開示を受け意見を求められた	2	2.6%
3 相手方から営業秘密の意見の提出があった	6	7.7%
4 相手方から営業秘密を含む文書の提出があった	6	7.7%
無回答	64	82.1%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 78

(3)営業秘密に対する秘密保持命令

	件数	割合
1 秘密保持命令の申立てをした	10	12.8%
2 相手方から秘密保持命令の申立てがあった	6	7.7%
無回答	65	83.3%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		78

②その他の民事訴訟

(1)書類の閲覧制限

	件数	割合
1 閲覧制限を申立てた	2	2.6%
2 相手方から閲覧制限を申立てられた	2	2.6%
3 閲覧請求した文書が閲覧制限されていた	1	1.3%
無回答	76	97.4%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		78

(2)営業秘密を保護するためのインカメラ手続

	件数	割合
1 営業秘密を含む文書を提出した	1	1.3%
2 裁判官から営業秘密を含む文書について開示を受け意見を求められた	1	1.3%
3 相手方から営業秘密の意見の提出があった	1	1.3%
4 相手方から営業秘密を含む文書の提出があった	1	1.3%
無回答	76	97.4%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		78

③その他(訴訟における営業秘密に対する措置の経験なし)

	件数
1 いずれも経験がない	233

⇒C4で「(1) 閲覧制限」、「(2) 営業秘密を保護するためのインカメラ手続」、「(3) 営業秘密に対する秘密保持命令」のいずれかの項目を選択した場合は次のC5へ、「③その他(いずれも経験がない)」を選択した場合は質問Dへお進みください。

C5 訴訟において営業秘密を守るための手続を経験した分野として、該当するものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 物理・光学・事務機器・住環境・ゲーム	8	12.3%
2 機械	13	20.0%
3 化学	21	32.3%
4 医薬・バイオ	8	12.3%
5 電気・通信・情報システム	13	20.0%
6 商標	1	1.5%
7 その他	8	12.3%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 65

質問D 審判等における営業秘密の保護手続と利用の関係に関する質問

⇒審判等に営業秘密が関係した経験がある場合は次のD1にお答えください。審判等に営業秘密が関係した経験がない場合はD3にお答えください。

D1 営業秘密が関係したことによって、審判等の利用や手続に影響が生じたことはありますか。該当するものをお選びください(複数選択可)。

	件数	割合
1 審判等の利用をあきらめた	3	3.2%
2 営業秘密の保護手続を利用した	10	10.5%
3 営業秘密を含まないようにして文書を提出した	17	17.9%
4 審判等の利用に影響が生じたことはない	73	76.8%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)	95	

⇒D1で「1.審判等の利用をあきらめた」を選択した場合は次のD2へ、それ以外を選択した場合はD5へお進みください。

D3 仮に営業秘密が関係するとした場合に、審判等の利用や手続に影響が生じる可能性があると考えますか。該当するものをお選びください(複数選択可)。

	件数	割合
1 審判等の利用をあきらめる	23	8.0%
2 営業秘密の保護手続を利用する	191	66.8%
3 営業秘密を含まないようにして文書を提出する	191	66.8%
4 わからない	43	15.0%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)	286	

⇒D3で「1.審判等の利用をあきらめる」を選択した場合は次のD4へ、それ以外を選択した場合はD5へお進みください。

D5 審判等における営業秘密の保護手続は、審判等の利用に関係すると考えますか。該当するものをお選びください。

	件数	割合
1 営業秘密の保護手続は、審判等の利用に大きく関係する	35	9.1%
2 営業秘密の保護手続は、審判等の利用に多少関係する	219	57.0%
3 営業秘密の保護手続は、審判等の利用にあまり関係しない	67	17.4%
4 営業秘密の保護手続は、審判等の利用に全く関係しない	5	1.3%
5 わからない	57	14.8%
無回答	1	0.3%
回答者数	384	100.0%

⇒D5で「1.営業秘密の保護手続は、審判等の利用に大きく関係する」を選択した場合は次のD6へ、それ以外を選択した場合はD7へお進みください。

D7 今後、審判等における営業秘密の保護手続を利用したいと考えますか。
該当するものをお選びください。

	件数	割合
1 利用したい	127	33.1%
2 利用したくない	5	1.3%
3 わからない	232	60.4%
4 その他	15	3.9%
無回答	5	1.3%
回答者数	384	100.0%

⇒D7で「1. 利用したい」、「2. 利用したくない」を選択した場合は次のD8へ、「3. わからない」、「4. その他」を選択した場合は次頁の質問Eへお進みください。

質問E 特許庁の審判等における営業秘密の保護手続きに関するご要望

E1 審判等における営業秘密の保護手続きに関し、具体的なお要望がございましたらお聞かせください。(複数回答可)。

(1) 手続きが可能であることを周知してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	182	47.4%
2 相手方	87	22.7%
3 閲覧者	65	16.9%
無回答	194	50.5%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 384

(2) 具体的な手続き方法を周知してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	208	54.2%
2 相手方	83	21.6%
3 閲覧者	59	15.4%
無回答	172	44.8%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 384

(3) 手続きがどのような形で判断されるのかを示してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	239	62.2%
2 相手方	140	36.5%
3 閲覧者	86	22.4%
無回答	135	35.2%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 384

(4) 手続きを行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	161	41.9%
2 相手方	103	26.8%
3 閲覧者	119	31.0%
無回答	190	49.5%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 384

(5) 手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	245	63.8%
2 相手方	123	32.0%
3 閲覧者	107	27.9%
無回答	129	33.6%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 384

(6) 閲覧制限されている場合の対応を示してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	135	35.2%
2 相手方	151	39.3%
3 閲覧者	163	42.4%
無回答	154	40.1%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 384

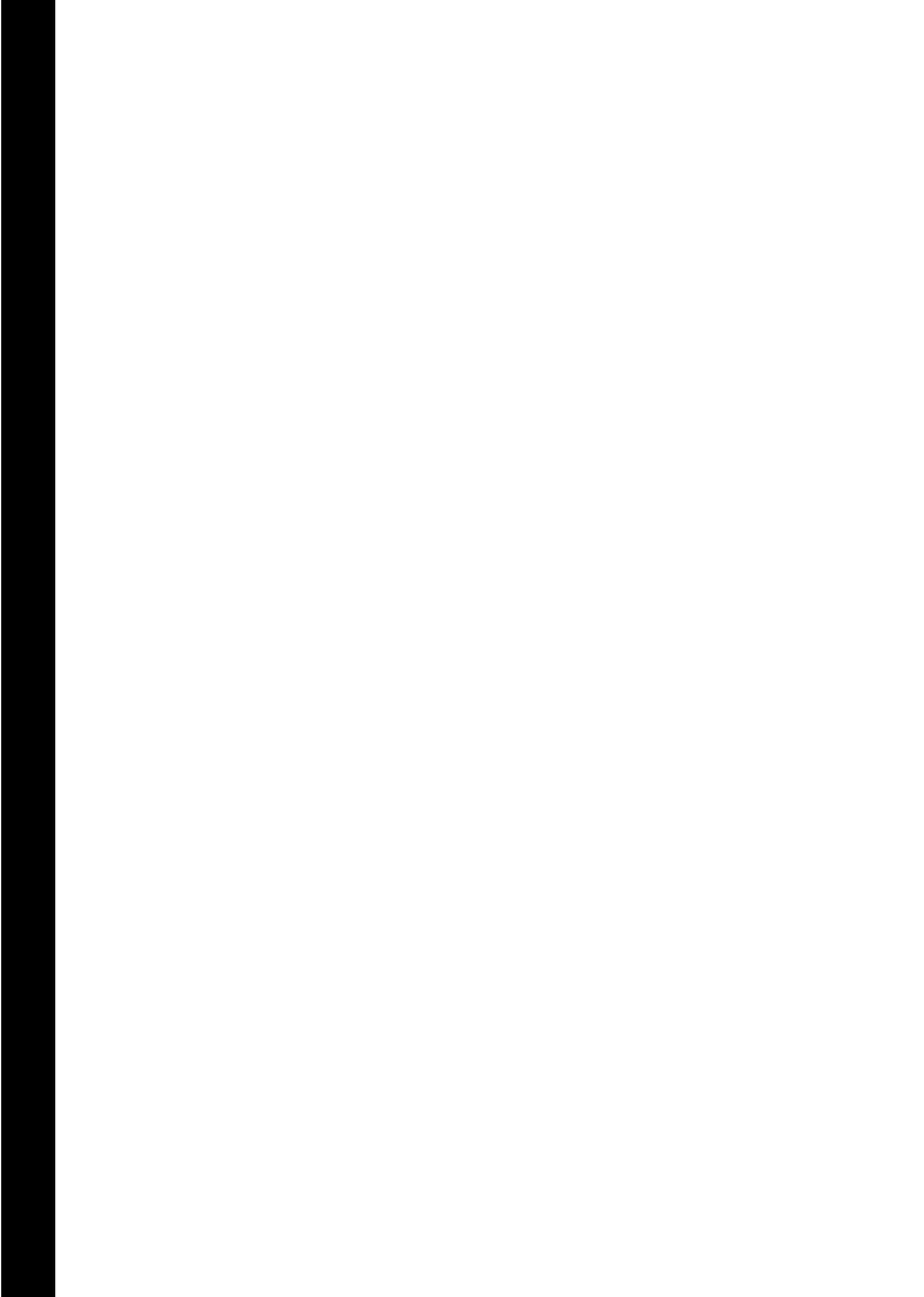
(8) 特になし 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	61	15.9%
2 相手方	53	13.8%
3 閲覧者	57	14.8%
無回答	318	82.8%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 384

資料 2

国内アンケート調査結果の詳細
(弁護士・弁理士の方向け：200者)



「特許庁の審判等における営業秘密の保護に関する調査研究」弁護士・弁理士の方向け

質問A 基本情報に関する質問

A1 保有している資格をお選びください。

	件数	割合
1 弁護士(弁理士登録有)	9	26.5%
2 弁護士(弁理士未登録)	3	8.8%
3 付記弁理士	12	35.3%
4 弁理士(弁護士及び付記弁理士を除く)	10	29.4%
無回答	0	0.0%
回答者数	34	100.0%

A2 所属する事務所の構成員の数をお答えください。

1. 弁護士

	件数	割合
1 0名	3	8.8%
2 1名	1	2.9%
3 2名	1	2.9%
4 5名	1	2.9%
5 7名	2	5.9%
6 8名	2	5.9%
7 10名	1	2.9%
8 11名	1	2.9%
9 14名	1	2.9%
10 23名	1	2.9%
11 32名	1	2.9%
12 40名	1	2.9%
13 44名	1	2.9%
無回答	17	50.0%
回答者数	34	100.0%

2. 弁理士

	件数	割合
1 1名	9	26.5%
2 2名	1	2.9%
3 3名	2	5.9%
4 4名	4	11.8%
5 5名	2	5.9%
6 6名	3	8.8%
7 15名	1	2.9%
8 30名	2	5.9%
9 50名	1	2.9%
10 約110名	1	2.9%
無回答	8	23.5%
回答者数	34	100.0%

3. その他

	件数	割合
1 0名	1	2.9%
2 1名	3	8.8%
3 2名	1	2.9%
4 3名	1	2.9%
5 5名	2	5.9%
6 15名	1	2.9%
7 21名	1	2.9%
8 50名	1	2.9%
9 70名	1	2.9%
無回答	22	64.7%
回答者数	34	100.0%

A3 専門分野をお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 特許・実用新案	32	94.1%
2 意匠	13	38.2%
3 商標	20	58.8%
4 営業秘密	9	26.5%
5 その他	1	2.9%
無回答	0	0.0%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)	34	

A4 弁護士または弁理士として登録している年数と知的財産業務に携わった年数をお答えください。

A4-1 登録年数

1. 弁護士として登録している年数

	件数	割合
1 0年	1	2.9%
2 6年	1	2.9%
3 8年	1	2.9%
4 10年	1	2.9%
5 15年	1	2.9%
6 16年	1	2.9%
7 18年	2	5.9%
8 19年	1	2.9%
9 20年	1	2.9%
10 30年	1	2.9%
11 34年	1	2.9%
12 35年	1	2.9%
13 38年	1	2.9%
無回答	20	58.8%
回答者数	34	100.0%

2. 弁理士として登録している年数

	件数	割合
1 1年	1	2.9%
2 5年	2	5.9%
3 8年	1	2.9%
4 10年	2	5.9%
5 13年	1	2.9%
6 14年	1	2.9%
7 15年	2	5.9%
8 17年	1	2.9%
9 18年	2	5.9%
10 19年	1	2.9%
11 20年	3	8.8%
12 25年	1	2.9%
13 29年	3	8.8%
14 31年	2	5.9%
15 35年	1	2.9%
16 36年	2	5.9%
17 38年	1	2.9%
18 41年	1	2.9%
19 50年	1	2.9%
20 55年	1	2.9%
無回答	4	11.8%
回答者数	34	100.0%

A4-2 業務経験年数

1. 知的財産業務に携わった年数

	件数	割合
1 6年	1	2.9%
2 7年	1	2.9%
3 8年	1	2.9%
4 14年	1	2.9%
5 16年	1	2.9%
6 18年	4	11.8%
7 19年	2	5.9%
8 20年	2	5.9%
9 21年	2	5.9%
10 24年	2	5.9%
11 25年	1	2.9%
12 26年	1	2.9%
13 30年	2	5.9%
14 33年	3	8.8%
15 34年	1	2.9%
16 35年	1	2.9%
17 38年	1	2.9%
18 39年	1	2.9%
19 41年	1	2.9%
20 43年	1	2.9%
21 45年	1	2.9%
22 48年	2	5.9%
23 52年	1	2.9%
無回答	0	0.0%
回答者数	34	100.0%

2. 訴訟業務に携わった年数

	件数	割合
1 2年	3	8.8%
2 3年	2	5.9%
3 4年	1	2.9%
4 6年	1	2.9%
5 7年	1	2.9%
6 8年	1	2.9%
7 14年	1	2.9%
8 15年	2	5.9%
9 16年	1	2.9%
10 18年	2	5.9%
11 19年	1	2.9%
12 20年	3	8.8%
13 21年	1	2.9%
14 30年	1	2.9%
15 31年	1	2.9%
16 34年	1	2.9%
17 38年	1	2.9%
18 41年	1	2.9%
無回答	9	26.5%
回答者数	34	100.0%

A5 過去3年間(2015年度～2017年度)の代理人として受任した審判等の請求件数又は訴訟の提起件数をお答えください。

①特許・実用新案・意匠

(1)無効審判

	件数	割合
1 0件	9	26.5%
2 1件	7	20.6%
3 2件	1	2.9%
4 3件	3	8.8%
5 4件	1	2.9%
6 10件	1	2.9%
7 12件	1	2.9%
8 15件	2	5.9%
9 30件	1	2.9%
無回答	8	23.5%
回答者数	34	100.0%

(3)判定

	件数	割合
1 0件	14	41.2%
2 1件	1	2.9%
3 2件	2	5.9%
4 10件	1	2.9%
無回答	16	47.1%
回答者数	34	100.0%

(4)侵害訴訟

	件数	割合
1 0件	10	29.4%
2 1件	1	2.9%
3 2件	4	11.8%
4 3件	3	8.8%
5 6件	1	2.9%
6 8件	1	2.9%
7 9件	1	2.9%
8 10件	1	2.9%
9 15件	1	2.9%
10 20件	1	2.9%
11 25件	1	2.9%
12 30件	1	2.9%
無回答	8	23.5%
回答者数	34	100.0%

(5)侵害訴訟以外の知財訴訟

	件数	割合
1 0件	13	38.2%
2 2件	1	2.9%
3 3件	1	2.9%
4 5件	1	2.9%
5 6件	1	2.9%
6 11件	1	2.9%
7 30件	1	2.9%
無回答	15	44.1%
回答者数	34	100.0%

②商標

(1)無効審判

	件数	割合
1 0件	11	32.4%
2 1件	4	11.8%
3 2件	1	2.9%
4 3件	1	2.9%
無回答	17	50.0%
回答者数	34	100.0%

(2)商標登録取消審判

	件数	割合
1 0件	8	23.5%
2 1件	5	14.7%
3 2件	2	5.9%
4 6件	2	5.9%
無回答	17	50.0%
回答者数	34	100.0%

(3)判定

	件数	割合
1 0件	11	32.4%
2 1件	1	2.9%
無回答	22	64.7%
回答者数	34	100.0%

(4)侵害訴訟

	件数	割合
1 0件	9	26.5%
2 1件	5	14.7%
3 2件	3	8.8%
4 7件	1	2.9%
無回答	16	47.1%
回答者数	34	100.0%

(5)侵害訴訟以外の知財訴訟

	件数	割合
1 0件	10	29.4%
2 1件	2	5.9%
無回答	22	64.7%
回答者数	34	100.0%

①特許・実用新案・意匠 ②商標

(6)知財訴訟以外の民事訴訟

	件数	割合
1 0件	13	38.2%
2 2件	1	2.9%
3 5件	2	5.9%
4 10件	2	5.9%
5 20件	3	8.8%
6 50件	1	2.9%
無回答	12	35.3%
回答者数	34	100.0%

A6 主たるクライアントの業種をお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 農業、林業、漁業	3	8.8%
2 鉱業、採石業、砂利採取業	2	5.9%
3 建設業	10	29.4%
4 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	7	20.6%
5 繊維工業	5	14.7%
6 木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品製造業	3	8.8%
7 化学工業	14	41.2%
8 石油製品・石炭製品製造業	4	11.8%
9 窯業・土石製品製造業	1	2.9%
10 鉄鋼業	5	14.7%
11 非鉄金属製造業	3	8.8%
12 金属製品製造業	4	11.8%
13 はん用機械器具製造業	2	5.9%
14 生産用機械器具製造業	8	23.5%
15 業務用機械器具製造業	14	41.2%
16 電気機械器具製造業	14	41.2%
17 情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業	20	58.8%
18 輸送機械器具製造業	5	14.7%
19 その他の製造業	11	32.4%
20 電気・ガス・熱供給・水道業	6	17.6%
21 情報通信業	12	35.3%
22 運輸業	4	11.8%
23 卸売業、小売業	11	32.4%
24 金融業、保険業	5	14.7%
25 不動産業	5	14.7%
26 物品賃貸業	0	0.0%
27 宿泊業、飲食サービス業	6	17.6%
28 教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス業	6	17.6%
29 サービス業	8	23.5%
30 その他の業種	2	5.9%
無回答	0	0.0%

回答者数(上記回答数の合計値ではない)

34

質問B 特許庁の審判等における営業秘密の保護手続に関する質問

B1 特許庁の審判等の手続において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合に、営業秘密に対する措置があることをご存知ですか。該当するものをお選びください。

	件数	割合
1 知っている	26	76.5%
2 知らない	8	23.5%
無回答	0	0.0%
回答者数	34	100.0%

⇒B1で「1.知っている」を選択した場合は次のB2へ、「2.知らない」を選択した場合は8頁の質問Cへお進みください。

B2 特許庁の審判等の手続において、営業秘密に対する措置として書類の閲覧制限があることをご存知でしたか。

	件数	割合
1 知っている	26	100.0%
2 知らない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	26	100.0%

⇒B2で「1.知っている」を選択した場合は次のB3へ、「2.知らない」を選択した場合は質問Cへお進みください。

B3 書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類が特定されていることを存知でしたか。

	件数	割合
1 知っている	14	53.8%
2 知らない	12	46.2%
無回答	0	0.0%
回答者数	26	100.0%

⇒B3で「1.知っている」を選択した場合は次のB4へ、「2.知らない」を選択した場合はB5へお進みください。

B4 書類の閲覧制限の対象となる審判等の種類としてご存知のものをお選びください。

(1)無効審判

	件数	割合
1 対象となることのみを知っている	10	71.4%
2 根拠条文を知っている	4	28.6%
3 対象となることを知らない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	14	100.0%

(2)商標取消審判

	件数	割合
1 対象となることのみを知っている	4	28.6%
2 根拠条文を知っている	3	21.4%
3 対象となることを知らない	6	42.9%
無回答	1	7.1%
回答者数	14	100.0%

(3)判定(平成30年改正法)

	件数	割合
1 対象となることのみを知っている	5	35.7%
2 根拠条文を知っている	3	21.4%
3 対象となることを知らない	6	42.9%
無回答	0	0.0%
回答者数	14	100.0%

⇒B4で「(1)無効審判」、「(2)取消審判」及び「(3)判定」のいずれかにおいて「1.対象となることのみを知っている」または「2.根拠条文を知っている」を選択した場合は次のB5へ、いずれにおいても「3.対象となることを知らない」を選択した場合はB7へお進みください。

B5 審判等における書類の閲覧制限の手続として、ご存知のものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 無効審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出る場合は、様式第65の8によりしなければならない(特許法施行規則50条の14)。	9	34.6%
2 無効審判における営業秘密が記載された旨の申し出があったものについては、当事者又は利害関係を疎明した者に限って閲覧が許可される(審判便覧01-01)。	15	57.7%
3 いずれも知らない	8	30.8%
無回答	1	3.8%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)	26	

B6 審判等における書類の閲覧制限についてどのようにして知りましたか。
該当するものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 審判等で書類等の閲覧制限を行った	4	15.4%
2 特許庁のホームページ	6	23.1%
3 審判等の手続に関する研修	8	30.8%
4 審判等の手続に関する文献	11	42.3%
5 依頼元企業の知的財産部の者から情報を得た	0	0.0%
6 依頼元企業の知的財産部以外の者から情報を得た	0	0.0%
7 依頼元以外の企業の者から情報を得た	1	3.8%
8 所属先事務所の弁護士または弁理士から情報を得た	2	7.7%
9 所属先事務所以外の弁護士または弁理士から情報を得た	2	7.7%
10 わからない、覚えていない	5	19.2%
11 その他	1	3.8%
無回答	0	0.0%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 26

B7 審判等における書類の閲覧制限について、ご経験があるものをお選びください(複数回答可)。

(1)特・実・意

	件数	割合
1 営業秘密が記載された旨を申出た	4	15.4%
2 相手方から営業秘密が記載された旨の申出があった	5	19.2%
3 閲覧請求した文書が閲覧制限されていた	0	0.0%
4 左記についてはいずれも経験がない	19	73.1%
無回答	1	3.8%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 26

(2)商標

	件数	割合
1 営業秘密が記載された旨を申出た	0	0.0%
2 相手方から営業秘密が記載された旨の申出があった	0	0.0%
3 閲覧請求した文書が閲覧制限されていた	0	0.0%
4 左記についてはいずれも経験がない	23	88.5%
無回答	3	11.5%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 26

⇒B7で「(1)特・実・意」または「(2)商標」のいずれかにおいて、「1.営業秘密が記載された旨を申出た」、「2.相手方から営業秘密が記載された旨の申出があった」、「3.閲覧請求した文書が閲覧制限されていた」を選択した場合は次のB8へ、いずれにおいても「4.左記についてはいずれも経験がない」を選択した場合は質問Cへお進みください。

B8 審判等における書類の閲覧制限を経験した分野として、該当するものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 物理・光学・事務機器・住環境・ゲーム	1	16.7%
2 機械	3	50.0%
3 化学	1	16.7%
4 医薬・バイオ	1	16.7%
5 電気・通信・情報システム	1	16.7%
6 商標	0	0.0%
7 その他	0	0.0%
無回答	1	16.7%

回答者数(上記回答数の合計値ではない)

6

質問C 裁判所の訴訟における営業秘密の保護手続に関する質問

C1 裁判所の訴訟の手続において、提出する文書に営業秘密が含まれる場合に、その営業秘密に対する措置があることをご存知ですか。該当するものをお選びください。

	件数	割合
1 知っている	30	88.2%
2 知らない	4	11.8%
無回答	0	0.0%
回答者数	34	100.0%

⇒C1で「1.知っている」を選択した場合は次のC2へ、「2.知らない」を選択した場合は10頁の質問Dへお進みください。

C2 裁判所の訴訟の手続において、営業秘密に対する措置としてご存知のものをお選びください(複数回答可)。

(1)書類の閲覧制限

	件数	割合
1 この措置があることのみを知っている	14	46.7%
2 この措置の根拠条文を知っている	16	53.3%
3 この措置があることを知らない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	30	100.0%

(2)営業秘密を保護するためのインカメラ手続

	件数	割合
1 この措置があることのみを知っている	13	43.3%
2 この措置の根拠条文を知っている	16	53.3%
3 この措置があることを知らない	1	3.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	30	100.0%

(3)営業秘密に対する秘密保持命令

	件数	割合
1 この措置があることのみを知っている	13	43.3%
2 この措置の根拠条文を知っている	17	56.7%
3 この措置があることを知らない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	30	100.0%

⇒C2で「(1)書類の閲覧制限」、「(2)営業秘密を保護するためのインカメラ手続」、及び「(3) 営業秘密に対する秘密保持命令」のいずれかにおいて「1.この措置があることのみを知っている」または「2.この措置の根拠条文を知っている」を選択した場合は次のC3へ、いずれにおいても「3.この措置があることを知らない」を選択した場合はC4へお進みください。

C3 C2でお選びいただいた、訴訟における営業秘密に対する措置をどのようにして知りましたか。該当するものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 訴訟で営業秘密に対する措置を行った	14	46.7%
2 裁判所のホームページ	2	6.7%
3 訴訟手続に関する研修	12	40.0%
4 訴訟手続に関する文献	13	43.3%
5 依頼元企業の知的財産部の者から情報を得た	0	0.0%
6 依頼元企業の知的財産部以外の者から情報を得た	0	0.0%
7 依頼元以外の企業の者から情報を得た	0	0.0%
8 所属先事務所の弁護士または弁理士から情報を得た	3	10.0%
9 所属先事務所以外の弁護士または弁理士から情報を得た	3	10.0%
10 わからない、覚えていない	3	10.0%
11 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 30

C4 訴訟において営業秘密を守るための手続について、ご経験があるものをお選びください(複数回答可)。

※C4の回答者数は31者、①②はいずれかの訴訟における営業秘密を守るための手続について経験のある17者についての分析結果、③は①②のいずれの訴訟においても営業秘密を守るための手続について経験のない13者である。

①知財訴訟

(1)書類の閲覧制限

	件数	割合
1 閲覧制限を申立てた	14	82.4%
2 相手方から閲覧制限を申立てられた	11	64.7%
3 閲覧請求した文書が閲覧制限されていた	3	17.6%
無回答	3	17.6%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 17

(2)営業秘密を保護するためのインカメラ手続

	件数	割合
1 営業秘密を含む文書を提出した	4	23.5%
2 裁判官から営業秘密を含む文書について開示を受け意見を求められた	4	23.5%
3 相手方から営業秘密の意見の提出があった	5	29.4%
4 相手方から営業秘密を含む文書の提出があった	5	29.4%
無回答	10	58.8%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 17

(3)営業秘密に対する秘密保持命令

	件数	割合
1 秘密保持命令の申立てをした	5	29.4%
2 相手方から秘密保持命令の申立てがあった	4	23.5%
無回答	11	64.7%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 17

②その他の民事訴訟

(1)書類の閲覧制限

	件数	割合
1 閲覧制限を申立てた	4	23.5%
2 相手方から閲覧制限を申立てられた	3	17.6%
3 閲覧請求した文書が閲覧制限されていた	1	5.9%
無回答	11	64.7%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 17

(2)営業秘密を保護するためのインカメラ手続

	件数	割合
1 営業秘密を含む文書を提出した	1	5.9%
2 裁判官から営業秘密を含む文書について開示を受け意見を求められた	0	0.0%
3 相手方から営業秘密の意見の提出があった	0	0.0%
4 相手方から営業秘密を含む文書の提出があった	0	0.0%
無回答	16	94.1%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 17

③その他(訴訟における営業秘密に対する措置の経験なし)

	件数
1 いずれも経験がない	13

⇒C4で「(1) 閲覧制限」、「(2) 営業秘密を保護するためのインカメラ手続」、「(3) 営業秘密に対する秘密保持命令」のいずれかの項目を選択した場合は次のC5へ、「③その他(いずれも経験がない)」を選択した場合は質問Dへお進みください。

C5 訴訟において営業秘密を守るための手続を経験した分野として、該当するものをお選びください(複数回答可)。

	件数	割合
1 物理・光学・事務機器・住環境・ゲーム	5	33.3%
2 機械	8	53.3%
3 化学	6	40.0%
4 医薬・バイオ	2	13.3%
5 電気・通信・情報システム	8	53.3%
6 商標	0	0.0%
7 その他	1	6.7%

回答者数(上記回答数の合計値ではない) 15

質問D 審判等における営業秘密の保護手続と利用の関係に関する質問

⇒審判等に営業秘密が関係した経験がある場合は次のD1にお答えください。審判等に営業秘密が関係した経験がない場合はD3にお答えください。

D1 営業秘密が関係したことによって、審判等の利用や手続に影響が生じたことはありますか。該当するものをお選びください(複数選択可)。

	件数	割合
1 審判等の利用をあきらめた	0	0.0%
2 営業秘密の保護手続を利用した	2	12.5%
3 営業秘密を含まないようにして文書を提出した	5	31.3%
4 審判等の利用に影響が生じたことはない	10	62.5%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		16

⇒D1で「1.審判等の利用をあきらめた」を選択した場合は次のD2へ、それ以外を選択した場合はD5へお進みください。

D3 仮に営業秘密が関係するとした場合に、審判等の利用や手続に影響が生じる可能性があると考えますか。該当するものをお選びください(複数選択可)。

	件数	割合
1 審判等の利用をあきらめる	0	0.0%
2 営業秘密の保護手続を利用する	11	64.7%
3 営業秘密を含まないようにして文書を提出する	9	52.9%
4 わからない	3	17.6%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		17

⇒D3で「1.審判等の利用をあきらめる」を選択した場合は次のD4へ、それ以外を選択した場合はD5へお進みください。

D5 審判等における営業秘密の保護手続は、審判等の利用に関係すると考えますか。該当するものをお選びください。

	件数	割合
1 営業秘密の保護手続は、審判等の利用に大きく関係する	5	14.7%
2 営業秘密の保護手続は、審判等の利用に多少関係する	18	52.9%
3 営業秘密の保護手続は、審判等の利用にあまり関係しない	8	23.5%
4 営業秘密の保護手続は、審判等の利用に全く関係しない	0	0.0%
5 わからない	2	5.9%
無回答	1	2.9%
回答者数		34
		100.0%

⇒D5で「1.営業秘密の保護手続は、審判等の利用に大きく関係する」を選択した場合は次のD6へ、それ以外を選択した場合はD7へお進みください。

D7 今後、審判等における営業秘密の保護手続を利用したいと考えますか。
該当するものをお選びください。

	件数	割合
1 利用したい	12	35.3%
2 利用したくない	1	2.9%
3 わからない	17	50.0%
4 その他	1	2.9%
無回答	3	8.8%
回答者数	34	100.0%

⇒D7で「1. 利用したい」、「2. 利用したくない」を選択した場合は次のD8へ、「3. わからない」、「4. その他」を選択した場合は次頁の質問Eへお進みください。

質問E 特許庁の審判等における営業秘密の保護手続きに関するご要望

E1 審判等における営業秘密の保護手続きに関し、具体的なご要望がございましたらお聞かせください。(複数回答可)。

(1) 手続きが可能であることを周知してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	15	44.1%
2 相手方	8	23.5%
3 閲覧者	4	11.8%
無回答	19	55.9%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		34

(2) 具体的な手続き方法を周知してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	15	44.1%
2 相手方	7	20.6%
3 閲覧者	5	14.7%
無回答	18	52.9%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		34

(3) 手続きがどのような形で判断されるのかを示してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	20	58.8%
2 相手方	15	44.1%
3 閲覧者	6	17.6%
無回答	14	41.2%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		34

(4) 手続きを行った営業秘密を閲覧可能な者について周知してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	6	17.6%
2 相手方	4	11.8%
3 閲覧者	6	17.6%
無回答	24	70.6%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		34

(5) 手続を行った営業秘密がどのようにマスキングされるのかを示してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	21	61.8%
2 相手方	10	29.4%
3 閲覧者	8	23.5%
無回答	12	35.3%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		34

(6) 閲覧制限されている場合の対応を示してほしい 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	10	29.4%
2 相手方	11	32.4%
3 閲覧者	8	23.5%
無回答	19	55.9%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		34

(8) 特になし 要望する立場

	件数	割合
1 提出者	6	17.6%
2 相手方	6	17.6%
3 閲覧者	5	14.7%
無回答	28	82.4%
回答者数(上記回答数の合計値ではない)		34

禁 無 断 転 載

平成 30 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

特許庁の審判等における営業秘密の保護に関する
調査研究報告書

平成 31 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@fdn-ip.or.jp